

官報

平成十六年五月十八日

○第一百五十九回 衆議院会議録 第三十二号

平成十六年五月十八日(火曜日)

議事日程 第二十二号
平成十六年五月十八日

午後一時開議

第一 行政事件訴訟法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

第二 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案
(内閣提出)

第三 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)

第四 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 行政事件訴訟法の一部を改正する特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案
(内閣提出)

日程第二 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案
(内閣提出)

日程第三 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)

日程第四 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)

日程第五 行政事件訴訟法の一部を改正する特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案
(内閣提出)

日程第六 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案
(内閣提出)

日程第七 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)

日程第八 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)

平成十六年五月十八日 衆議院会議録第二十二号

行政事件訴訟法の一部を改正する法律案 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案

から提案理由の説明を聴取し、質疑に入り、五月十一日参考人の意見を聴取し、十二日質疑を終局し、十四日採決を行った結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 日程第一、行政事件訴訟法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長柳本卓治君。

○議長(河野洋平君) 日程第一、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案を議題といたします。

進に関する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第二、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長小沢銳仁君。

○議長(河野洋平君) 日程第三、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長小沢銳仁君。

○議長(河野洋平君) 日程第四、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長小沢銳仁君。

○議長(河野洋平君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 以上、御報告申し上げます。

本件は、事業活動に係る環境の保全についての配慮が適切になさることを確保するため、環境報告書に記載事項等を定めるとともに、特定事業者がその作成及び公表を行うこと等により、環境に配慮した事業活動の促進を図ろうとするものであり、その主な内容は、

国は、みずからの環境配慮等の状況を毎年公表するものとすること、また、地方公共団体は、みずから環境配慮等の状況を毎年公表するよう努めるものとすること、

主務大臣は、環境報告書に記載すべき基本的な事項を定めようとするときは、幅広く民間の協議会等の意見を聞かなければならぬこと、

特別の法律に基づく法人のうち、政令で定める特定事業者については、環境報告書の作成を義務づけるとともに、それらの事業者は、みずから評価を行うこと、第三者の審査を受けること等により、環境報告書の信頼性を高めるように努めるこ

とです。

本件は、四月五日本委員会に付託され、同月二十三日小池環境大臣から提案理由の説明を聴取した後、五月十一日参考人から意見を聴取し、去る十四日質疑を行いました。質疑終局後、採決いたしました結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第三、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長田野瀬良太郎君。

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔田野瀬良太郎君登壇〕

○田野瀬良太郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、厚生年金保険制度の改革等を踏まえ、国家公務員共済年金制度にかかる改革を行つものであります。以下、その概要を申し上げます。

第一に、共済年金の給付水準について、厚生年金に準拠して定める方式を維持し、その給付水準の調整は厚生年金と同一の比率で行うこととするほか、基礎年金拠出金に対する国等の負担割合の見直し、組合員である間に支給される退職共済年金等についての一律二割の支給停止措置の廃止等、厚生年金と同様の措置を講ずることにいたしております。

第二に、国家公務員共済年金制度と地方公務員共済年金制度との長期給付の財政単位の一元化を図るため、両制度間で財政調整を行うことについております。

本案は、去る四月一日当委員会に付託され、五月十二日谷垣財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、十四日質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたと

ころ、多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

委員長報告のとおり可決いたしました。

〔本号末尾に掲載〕

月十二日河村文部科学大臣から提案理由の説明を聴取し、十四日質疑を行い、同日質疑を終局しました。次いで、討論の後、採決の結果、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〔本号末尾に掲載〕

○池坊保子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、厚生年金保険制度及び国家公務員共済制度の改正内容を踏まえ、これらに準じた改正を行おうとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、基礎年金拠出金に対する国庫補助率について、平成十六年度においては三分の一の補助に加え、一定の額を追加することとし、平成十七

年度以降においては補助率の引き上げを図り、平成二十一年度までに二分の一とすること、

第二に、育児休業期間における掛け金の免除措置を、加入者の養育する子が三歳に達するまでに延長するなど、育児休業者等への配慮措置を拡充すること、

○議長の報告(通知書受領)

一、去る十四日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

学校教育法等の一部を改正する法律

〔報告書受領〕

一、去る十四日、内閣から次の報告書を受領した。

エネルギー政策基本法第十一條の規定に基づく平成十五年度エネルギーに関する年次報告

〔常任委員会辞任及び補欠選任〕

一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

江崎洋一郎君 西村 康稔君 萩生田光一君 西銘恒三郎君

西村 康太君 若井 康彦君 村越 祐民君 中根 康浩君

若井 康彦君 村越 祐民君 中根 康浩君

萩生田光一君 西村 康稔君 江崎洋一郎君 加藤 公一君

中根 康浩君 江崎洋一郎君 荒井 聰君 加藤 公一君

西銘恒三郎君 西村 康稔君 江崎洋一郎君 荒井 聰君 加藤 公一君

萩生田光一君 西村 康稔君 江崎洋一郎君 荒井 聰君 加藤 公一君

中根 康浩君 江崎洋一郎君 荒井 聰君 加藤 公一君

江崎洋一郎君 西村 康稔君 江崎洋一郎君 荒井 聰君 加藤 公一君

西村 康太君 若井 康彦君 村越 祐民君 中根 康浩君

江崎洋一郎君 西村 康稔君 江崎洋一郎君 荒井 聰君 加藤 公一君

西村 康太君 若井 康彦君 村越 祐民君 中根 康浩君

文部科学大臣 河村 建夫君
環境大臣 小池百合子君

出席國務大臣

法務大臣 野沢 太三君
財務大臣 谷垣 稔一君

財務金融委員会

財務大臣 川崎 二郎君
財務金融委員会 増原 義剛君

財務大臣 左藤 正芳君
財務金融委員会 増原 義剛君

官 報 (号 外)

平成十六年五月十八日 衆議院会議録第三十二号 議長の報告

建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案

不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(内閣提出第六一号)(参議院送付)

法務委員会 付託

建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七八号)(参議院送付)

不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)(参議院送付)

以上二件 国土交通委員会 付託

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案(内閣提出第一二五号)(参議院送付)

環境委員会 付託

(議案送付) 一、去る十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律案(内閣委員長提出)

一、去る十四日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

障害者基本法の一部を改正する法律案 消費者保護基本法の一部を改正する法律案

コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律案

一、去る十四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

証券取引法等の一部を改正する法律案

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案

国際原子力機関憲章第十四条の改正の受諾について承認を求めるの件

全権委員会議(千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス)において改正された国際電気通信連合憲章(千九百九十二年ジュネーブ)を改正する文書(全権委員会議(二千二年マラケシユ)において採択された改正)及び全権委員会議(千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス)において改正された国際電気通信連合条約(千九百九十二年ジュネーブ)を改正する文書(全権委員会議(二千二年マラケシユ)において採択された改正)の締結について承認を求めるの件

法律案(内閣提出第七九号)(参議院送付)

以上二件 国土交通委員会 付託

景観法案

都市緑地保全法等の一部を改正する法律案

景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

文化財保護法の一部を改正する法律案

景観法案

都市緑地保全法等の一部を改正する法律案

景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

法律案

一、昨十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

民法の一部を改正する法律案(枝野幸男君外六名提出)

難民等の保護に関する法律案(中村哲治君外一名提出)

一、去る十四日、参議院から、本院の送付した次のとおりである。

障害者基本法の一部を改正する法律案 消費者保護基本法の一部を改正する法律案

コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律案

一、去る十四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律案(甘利明君外五名提出)

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案

国際原子力機関憲章第十四条の改正の受諾について承認を求めるの件

全権委員会議(千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス)において改正された国際電気通信連合憲章(千九百九十二年ジュネーブ)を改正する文書(全権委員会議(二千二年マラケシユ)において採択された改正)及び全権委員会議(千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス)において改正された国際電気通信連合条約(千九百九十二年ジュネーブ)を改正する文書(全権委員会議(二千二年マラケシユ)において採択された改正)の締結について承認を求めるの件

法律案(内閣提出第七九号)(参議院送付)

以上二件 国土交通委員会 付託

景観法案

都市緑地保全法等の一部を改正する法律案

景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

文化財保護法の一部を改正する法律案

景観法案

都市緑地保全法等の一部を改正する法律案

景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

法律案

一、昨十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

民法の一部を改正する法律案(枝野幸男君外六名提出)

難民等の保護に関する法律案(中村哲治君外一名提出)

一、去る十四日、参議院から、本院の送付した次のとおりである。

障害者基本法の一部を改正する法律案 消費者保護基本法の一部を改正する法律案

コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律案

一、去る十四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

公的年金業務の効率的執行に関する質問主意書

国民の老後の安心を保障するため、公的年金制度の安心かつ効率的運営は必要不可欠である。その意味で厚生労働省および社会保険庁の公的年金業務が適正かつ効率的に実施されているかを検証することは、必要であると考える。

従つて、次の事項について質問する。

一、去る十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

(議案撤回通知) 一、去る十四日、次の議案は同日提出者が撤回した旨参議院に通知した。

コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律案(甘利明君外五名提出)

(質問書提出) 一、去る十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

教育基本法第八条第二項に規定する「政治的活動」の範囲に関する質問主意書(平岡秀夫君提出)

一、昨十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

裁判員制度に関する質問主意書(若井康彦君提出)

一、昨十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

裁判員制度に関する質問主意書(川内博史君提出)

著作権法の一部改正案に係る還流防止措置に関する質問主意書(川内博史君提出)

一、去る十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員中根康浩君提出公的年金業務の効率的執行に関する質問に対する答弁書

衆議院議員前原誠司君提出有事関連法案・条約等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員照屋寛徳君提出日米地位協定に基づく嘉手納爆音訴訟の損害賠償金の分担に関する質問に対する答弁書

右質問する。

一、去る十四日、参議院から、本院の送付した次のとおりである。

障害者基本法の一部を改正する法律案 消費者保護基本法の一部を改正する法律案

コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律案

一、去る十四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

公的年金業務の効率的執行に関する質問主意書

国民の老後の安心を保障するため、公的年金制度の安心かつ効率的運営は必要不可欠である。その意味で厚生労働省および社会保険庁の公的年金業務が適正かつ効率的に実施されているかを検証することは、必要であると考える。

従つて、次の事項について質問する。

印刷機「パピアート」の導入について

(1) 全国の社会保険事務所で「パピアート」を導入した理由は何か。また「パピアート」は何年

度の予算において購入されたか。その予算料目と予算額および年度末の決算額を答弁されたい。

(2) 全国の社会保険事務所で購入した「パピアート」の各社会保険事務所別の購入台数、購入金額、購入先の企業名、購入のための契約形態、購入のための財源について答弁されたい。

(3) 各社会保険事務所における「パピアート」の使用状況と導入後の事務効率向上の成果を答弁されたい。

(4) 各社会保険事務所における「パピアート」の使用状況と導入後の事務効率向上の成果を答弁されたい。

(5) 「パピアート」の製作会社名を答弁されたい。

入前後の印刷予算の増減の比較を答弁されたい。

答弁されたい。

質問 第六三号

平成十六年四月二日提出

公的年金業務の効率的執行に関する質問主意書

提出者 中根 康浩

衆議院議長 河野 洋平殿

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議員中根康浩君提出公的年金業務の効率的執行に関する質問に対する答弁書を送付する。

官 報 (号 外)

[別紙]

衆議院議員中根康浩君提出公的年金業務の効率的執行に関する質問に対する答弁書

(1)について

お尋ねのアルプス電気株式会社製パピアート六・三(以下「パピアート」という。)は、未記入の伝票等の定型文書を電磁的記録により保存し、必要に応じて印刷する機器であるが、社会保険庁においては、約八百種類ある社会保険事業の実施に必要な帳票(以下「帳票」という。)のうち、使用頻度の少ない約四百種類の帳票について電磁的記録を用いて管理することにより、帳票の在庫管理に係る事務の負担の軽減等を図るため、平成十一年度において、都道府県の保険主管課(部)、国民年金主管課(部)及び社会保険事務所現在の地方社会保険事務局及び社会保険事務所(地方社会保険事務局事務所を含む)。以下「社会保険事務所等」という。)にパピアート導入したところである。パピアートの賃貸借契約に係る費用は、府費の予算科目で支出しており、平成十一年度から平成十六年度までの予算及び平成十一年度から平成十五年度までの決算における当該費用の金額は、別表第一のとおりである。

なお、平成十二年度においては、市町村の国民年金担当部局にもパピアートを導入しているところである。

(2)について

社会保険事務所等において導入しているパピアートについて、社会保険事務所等別の平成十五年度末現在における導入台数及び平成十一年度から平成十五年度までの賃借料の合計額は、別表第二のとおりである。これらのパピアートは、社会保険庁本庁において、随意契約により株式会社カワグチ技研から一括して賃借している。その費用には国民年金の保険料財源を充てている。

(3)について

平成十五年度におけるパピアートを使用した帳票の社会保険事務所等別の印刷枚数は、別表第三のとおりである。

成果としては、

① 従来、社会保険庁本庁において印刷した上で、社会保険事務所等に送付し、管理換えしていた帳票のうち、特に使用頻度が少ない一部のものについて同庁における印刷を行わないこととしたことに伴い、同庁における帳票の印刷等に係る事務及び社会保険事務所等における帳票の在庫管理等に係る事務の負担が軽減されたこと。

② 帳票を窓口で即座に印刷できることから、被保険者への対応が迅速化されたこと。

などが挙げられるものと考えている。

(4)について

予算上、帳票の印刷に要する費用については、他の一般的な事務処理に要する費用と一緒に経理しているため、帳票の印刷に要する費用に係る金額を区分して、お尋ねの「パピアート導入前後の印刷予算の増減」をお答えすることは困難である。

なお、帳票の印刷に実際に要した費用について申し上げれば、社会保険事務所等で使用する帳票については、その大半を社会保険庁本庁において印刷した上で、社会保険事務所等に送付し、管理換えしているところであるが、かかる印刷に要した費用の額は、パピアート導入前の平成十一年度においては二十億三千二百五十四万四千四百二円であったのに対し、パピアート導入後の平成十二年度においては、事務処理の効率化のために帳票について見直しを行ったことなどもあり、十四億六千二百五十六万九千八十四円となっている。

(5)について

パピアートを製造している会社は、アルプス電気株式会社である。

別表第一

年 度	予 算 額	決 算 額
平成11年度	383,518,000円	13,246,773円
平成12年度	525,000,000円	107,775,929円
平成13年度	525,000,000円	157,993,920円
平成14年度	525,000,000円	157,993,920円
平成15年度	525,000,000円	157,822,560円
平成16年度	262,500,000円	—

(注)「予算額」については社会保険事務所等と市町村とを区分して積算していないため、両者を合わせた総額を計上しており、「決算額」については両者を区分することが可能であるため、社会保険事務所等に係るもののみを計上している。

六

官 報 (号 外)

社会保険事務所等名	導入台数(台)	賃借料(円)
静岡社会保険事務所	3	1,950,001
株式会社会保険事務所	2	1,300,001
清水社会保険事務所	3	1,950,001
浜松西社会保険事務所	2	1,300,001
沼津社会保険事務所	2	1,300,001
島田社会保険事務所	2	1,300,001
富士社会保険事務所	2	1,300,001
愛知社会保険事務所	2	1,300,001
豊田社会保険事務所	2	1,300,001
大曾根社会保険事務所	2	1,300,001
昭和社会保険事務所	2	1,300,001
名古屋西社会保険事務所	2	1,300,001
中村社会保険事務所	2	1,300,001
幡ヶ谷社会保険事務所	2	1,300,001
一宮社会保険事務所	2	1,300,001
瀬戸社会保険事務所	2	1,300,001
刈谷社会保険事務所	2	1,300,001
豊田社会保険事務所	2	1,300,001
尾張社会保険事務所	2	1,300,001
碧南社会保険事務所	2	1,300,001
四日市社会保険事務所	2	1,300,001
伊勢社会保険事務所	2	1,300,001
桑名社会保険事務所	2	1,300,001
大津社会保険事務所	2	1,300,001
京都社会保険事務所	2	1,300,001
京都市社会保険事務所	2	1,300,001
東京社会保険事務所	2	1,300,001
下京社会保険事務所	2	1,300,001
京都南社会保険事務所	2	1,300,001
京都西社会保険事務所	3	1,946,943

(外) 告白

社会保険事務所等名	導入台数(台)	賃借料(円)
熊本社会保険事務局	3	1,938,787
玉名社会保険事務所	2	1,292,525
熊本東社会保険事務所	2	1,292,525
熊本西社会保険事務所	4	2,585,050
川代社会保険事務所	2	1,292,525
木更津社会保険事務所	2	1,292,525
大分社会保険事務所	3	1,938,787
日田社会保険事務所	2	1,292,525
大分社会保険事務所	3	1,938,787
別府社会保険事務所	2	1,292,525
佐伯社会保険事務所	2	1,292,525
宮崎社会保険事務所	3	1,938,787
高鍋社会保険事務所	1	646,262
官崎社会保険事務所	3	1,938,787
延岡社会保険事務所	2	1,292,525
都城社会保険事務所	2	1,292,525
鹿児島社会保険事務所	3	1,938,787
奄美大島社会保険事務所	1	646,262
鹿児島南北社会保険事務所	2	1,292,525
川内社会保険事務所	2	1,292,525
加治木社会保険事務所	2	1,292,525
鹿屋社会保険事務所	2	1,292,525
沖縄社会保険事務所	3	1,938,787
平良島南北社会保険事務所	1	646,262
那覇社会保険事務所	3	1,938,787
浦添社会保険事務所	2	1,292,525
コザ社会保険事務所	2	1,292,525
名護社会保険事務所	2	1,292,525
石垣社会保険事務所	1	646,262
合計	921	594,833,106

(注) 消費税を社会保険事務所等ごとに計算し直しているため、「賃借料」

の総計と「合計」は一致しない。

別表第三 社会保険事務所等名

印刷枚数(枚)

北海道社会保険事務局	21
留萌社会保険事務所	13
札幌東社会保険事務所	24
札幌西社会保険事務所	24
札幌北社会保険事務所	290
新さつま社会保険事務所	145
函館社会保険事務所	225
旭川社会保険事務所	35
室蘭社会保険事務所	73
釧路社会保険事務所	14
岩見沢社会保険事務所	139
岩見沢社会保険事務所	5
小樽社会保険事務所	419
北見社会保険事務所	160
帯広社会保険事務所	28
稚内社会保険事務所	15
砂川社会保険事務所	75
青森社会保険事務所	27
むつ社会保険事務所	63
青森社会保険事務所	93
弘前社会保険事務所	56
弘前社会保険事務所	27
岩手社会保険事務局	0
盛岡社会保険事務所	55
花巻社会保険事務所	20
弘前社会保険事務所	13
宮古社会保険事務所	122
官城社会保険事務局	92
大河原社会保険事務所	11
仙台東社会保険事務所	114
仙台南社会保険事務所	51
仙台北社会保険事務所	194
石巻社会保険事務所	148
古川社会保険事務所	25
秋田社会保険事務所	61
本庄社会保険事務所	4
秋田社会保険事務所	25
鷲巣社会保険事務所	545
大曲社会保険事務所	69
山形社会保険事務局	61
東北社会保険事務所	61
新庄社会保険事務所	5
鶴岡社会保険事務所	92
米沢社会保険事務所	0
福島社会保険事務所	191
山形社会保険事務所	854
白河社会保険事務所	31
東北福島社会保険事務所	2,040
平社会保険事務所	44
相馬社会保険事務所	54
郡山社会保険事務所	45
会津若松社会保険事務所	29
茨城社会保険事務所	73
日立社会保険事務所	18
水戸南社会保険事務所	348
水戸北社会保険事務所	0
下館社会保険事務所	148
土浦社会保険事務所	106
合計	57

外 号 報

社会保険事務所等名	印刷枚数(枚)
福木社会保険事務局	18
今市社会保険事務所	139
宇都宮東社会保険事務所	430
宇都宮西社会保険事務所	250
大田原社会保険事務所	3
群馬社会保険事務所	591
前橋社会保険事務所	218
桐生社会保険事務所	19
高崎社会保険事務所	11
大田社会保険事務所	41
洪川社会保険事務所	86
埼玉社会保険事務所	20
埼玉社会保険事務局	1,141
秩父社会保険事務所	30
浦和社会保険事務所	89
大宮社会保険事務所	16
熊谷社会保険事務所	79
所沢社会保険事務所	323
春日部社会保険事務所	17
千葉社会保険事務所	371
佐原社会保険事務所	68
千葉社会保険事務所	22
幕張社会保険事務所	100
船橋社会保険事務所	1,817
船橋社会保険事務所	416
松戸社会保険事務所	944
木更津社会保険事務所	86
東京社会保険事務所	10
荒川社会保険事務所	131
越谷社会保険事務所	10
神田社会保険事務所	5
日本橋社会保険事務所	701
港社会保険事務所	49
新宿社会保険事務所	390
杉並社会保険事務所	171
中野社会保険事務所	3
上野社会保険事務所	814
豊田社会保険事務所	258
江東社会保険事務所	155
江戸川社会保険事務所	350
品川社会保険事務所	56
大森社会保険事務所	234
狛江社会保険事務所	173
足立社会保険事務所	182
葛飾社会保険事務所	220
世田谷社会保険事務所	5
池袋社会保険事務所	62
北社会保険事務所	816
板橋社会保険事務所	164
練馬社会保険事務所	0
足立社会保険事務所	603
葛飾社会保険事務所	2
立川社会保険事務所	2
八王子社会保険事務所	114
府中社会保険事務所	0

社会保険事務所等名	印刷枚数(枚)
神奈川社会保険事務局	6
小田原社会保険事務所	17
小見社社会保険事務所	14
横浜社会保険事務所	28
港北社会保険事務所	9
横浜中社会保険事務所	14
横浜南社会保険事務所	3
川崎社会保険事務所	260
平塚社会保険事務所	200
厚木社会保険事務所	6
横浜社会保険事務所	11
横浜社会保険事務所	4
横浜社会保険事務所	9
横浜社会保険事務所	34
横浜社会保険事務所	70
横浜社会保険事務所	83
横浜社会保険事務所	252
横浜社会保険事務所	965
横浜社会保険事務所	242
横浜社会保険事務所	26
横浜社会保険事務所	28
新潟東社会保険事務所	24
新潟西社会保険事務所	5
新潟社会保険事務所	42
長岡社会保険事務所	140
柏崎社会保険事務所	22
三条社会保険事務所	165
新潟田社会保険事務所	21
新潟社会保険事務所	197
新潟社会保険事務所	0
富山社会保険事務所	42
富山社会保険事務所	50
高岡社会保険事務所	155
魚津社会保険事務所	3
石川社会保険事務局	21
金沢南社会保険事務所	70
金沢北社会保険事務所	282
小松社会保険事務所	129
七尾社会保険事務所	19
福井社会保険事務所	19
敦賀社会保険事務所	663
福井社会保険事務所	15
武生社会保険事務所	24
山梨社会保険事務所	96
山梨社会保険事務所	250
大月社会保険事務所	994
甲府社会保険事務所	994
諏訪社会保険事務所	18
長野社会保険事務所	694
伊那社会保険事務所	561
飯田社会保険事務所	413
小諸社会保険事務所	0
岐阜社会保険事務所	7
岐阜南社会保険事務所	228
岐阜北社会保険事務所	376
岐阜南社会保険事務所	144
岐阜南社会保険事務所	153
美濃加茂社会保険事務所	162

(外) 報 告

社会保険事務所等名	印刷枚数(枚)
静岡社会保険事務局	11
掛川社会保険事務所	87
天満社会保険事務所	211
清水社会保険事務所	366
浜松東社会保険事務所	50
浜松西社会保険事務所	344
沼津社会保険事務所	23
島田社会保険事務所	26
富士社会保険事務所	8
愛知社会保険事務所	85
大曾根社会保険事務所	32
中村社会保険事務所	195
糸島社会保険事務所	227
熱田社会保険事務所	135
笠寺社会保険事務所	224
昭和社会保険事務所	447
名古屋西社会保険事務所	3
豊崎社会保険事務所	4
一宮社会保険事務所	4
豊川社会保険事務所	2
刈谷社会保険事務所	23
半田社会保険事務所	262
豊川社会保険事務所	0
豊川社会保険事務所	780
刈谷社会保険事務所	83
三重社会保険事務所	14
尾鷲社会保険事務所	5
四日市社会保険事務所	102
松阪社会保険事務所	402
滋賀社会保険事務所	2,748
彦根社会保険事務所	2
彦根社会保険事務所	96
彦根社会保険事務所	108
草津社会保険事務所	58
京都社会保険事務所	571
海老名社会保険事務所	8
上京社会保険事務所	5
中京社会保険事務所	75
下京社会保険事務所	11
京都南社会保険事務所	85
京都西社会保険事務所	62
	6

社会保険事務所等名	印刷枚数(枚)
大阪社会保険事務局	22
平野社会保険事務所	2
天満社会保険事務所	0
福島社会保険事務所	39
大手前社会保険事務所	123
堀江社会保険事務所	0
市岡社会保険事務所	4
天王寺社会保険事務所	57
玉出社会保険事務所	80
淀川社会保険事務所	16
難波社会保険事務所	0
市岡社会保険事務所	8
城東社会保険事務所	343
目塚社会保険事務所	9
堺東社会保険事務所	427
堺西社会保険事務所	4
東大阪社会保険事務所	0
八尾社会保険事務所	2
吹田社会保険事務所	10
豊中社会保険事務所	11
守口社会保険事務所	54
枚方社会保険事務所	104
豊岡社会保険事務局	29
三官社会保険事務所	136
須磨社会保険事務所	2,574
東灘社会保険事務所	350
兵庫社会保険事務所	634
姫路社会保険事務所	8
尼崎社会保険事務所	256
明石社会保険事務所	193
西宮社会保険事務所	355
加古川社会保険事務所	165
余良社会保険事務所	303
横井社会保険事務所	0
奈良社会保険事務所	8
大和高田社会保険事務所	498
和歌山社会保険事務所	258
和歌山西社会保険事務所	10
和歌山西社会保険事務所	342
田辺社会保険事務所	248
鳥取社会保険事務所	137
鳥取社会保険事務所	59
鳥取社会保険事務所	22
鳥取社会保険事務所	377
米子社会保険事務所	39
島根社会保険事務所	10
出雲社会保険事務所	386
松江社会保険事務所	972
浜田社会保険事務所	1,051
岡山社会保険事務所	33
高梁社会保険事務所	73
岡山西社会保険事務所	82
岡山西社会保険事務所	76
倉敷西社会保険事務所	168
津山社会保険事務所	114
	138

外(号)報

社会保険事務所等名	印刷枚数(枚)
広島社会保険事務局	25
備後府中社会保険事務所	84
広島東社会保険事務所	234
広島西社会保険事務所	126
広島南社会保険事務所	351
福山社会保険事務所	61
呉社会保険事務所	261
三次社会保険事務所	89
山口社会保険事務局	10
萩社会保険事務所	205
山口社会保険事務所	0
下關社会保険事務所	37
瀬山社会保険事務所	338
宇都宮社会保険事務所	1,197
岩国社会保険事務所	140
鹿島社会保険事務所	180
阿波半田社会保険事務所	0
鹿島南社会保険事務所	41
鹿島北社会保険事務所	184
香川社会保険事務所	25
普通寺社会保険事務所	48
高松東社会保険事務所	314
高松西社会保険事務所	1,221
愛媛社会保険事務所	27
宇和島社会保険事務所	404
松山東社会保険事務所	27
松山西社会保険事務所	211
新居浜社会保険事務所	6
今治社会保険事務所	103
幡多社会保険事務所	13
高知社会保険事務所	122
高知東社会保険事務所	125
南国社会保険事務所	2
福岡社会保険事務局	78
大牟田社会保険事務所	20
唐津社会保険事務所	284
中福岡社会保険事務所	26
西福岡社会保険事務所	84
南福岡社会保険事務所	157
久留米社会保険事務所	3,631
小倉南社会保険事務所	44
小倉北社会保険事務所	264
鹿児島社会保険事務所	60
八幡社会保険事務所	82
佐賀社会保険事務所	1,252
武雄社会保険事務所	4
佐賀社会保険事務所	32
唐津社会保険事務所	179
長崎社会保険事務所	2
長崎南社会保険事務所	51
佐世保社会保険事務所	51
諫早社会保険事務所	49
	0

社会保険事務所等名	印刷枚数(枚)
熊本社会保険事務局	33
玉名社会保険事務所	176
熊本東社会保険事務所	48
熊本西社会保険事務所	195
八代社会保険事務所	53
本渡社会保険事務所	51
大分社会保険事務局	1
日田社会保険事務所	5
大分社会保険事務所	325
別府社会保険事務所	0
佐伯社会保険事務所	0
吉野社会保険事務所	0
宮崎社会保険事務所	110
延岡社会保険事務所	132
都城社会保険事務所	189
鹿児島社会保険事務所	15
鹿児島社会保険事務所	12
奄美大島社会保険事務所	111
鹿児島社会保険事務所	42
鹿児島北社会保険事務所	33
川内社会保険事務所	68
加治木社会保険事務所	154
鹿児島社会保険事務所	617
沖縄社会保険事務所	26
鹿児島社会保険事務所	110
那覇社会保険事務所	6
浦添社会保険事務所	0
豊見城社会保険事務所	9
名護社会保険事務所	529
石垣社会保険事務所	28

平成十六年四月二十日提出
質問第八一號

有事関連法案・条約等に関する質問主意書

提出者 前原 誠司

有事関連法案・条約等に関する質問主意書
政府提出の有事関連法案・条約等の趣旨について、以下質問する。

一 いわゆる「基本法」のあり方について

「基本法」制定について、先般、与野党の協議機関において「緊急事態基本法」制定について合意されたところである。

2 いわゆる「基本法」の骨子策定の上は、早急な立法化が必要であると考えるが、その必要性・緊要性について政府はどのように認識しているか。

3 近い将来の大規模災害の可能性も取り沙汰されている中、本基本法案と灾害対策基本法との関連をどうするのか、また、自衛隊のイラク派遣に関連して、国内テロの危険性も指摘されているところ、政府の早急な対応が求められるところであるが、「基本法」に盛り込まれる、それら大規模自然災害、テロに際しての国としての取り組み、対処するための基本的な考え方などどのようなものが考えられるかと政府は認識しているか。

3 人権に関する基本理念は、平時、有事を問わず守られるべきであり、特に、武力攻撃事態等において、実力部隊が活動する場面においては、望むと望まざるとにかかわらず、常におかれてはいるが、非常に簡単な内容である。想定される「基本法」においては、例えば、「いかなる事態にあっても、思想、良心、信仰の自由といつた内心の自由は絶対不可侵であること。その他の精神的自由権に

対する制約がなされる場合は、より重大な人権を守るために必要最小限の範囲にとどめなければならないこと。特に表現の自由については、原則として事前に制約してはならず、例外的に事前抑制が可能な場合も、その内容を問題にする制約は許されないと。經濟的には、原則としてやむを得ず特別の制限を課すには、その損失等を補償しなければならないこと」などしつかりと理念や最大限尊重の義務を書き込むべきであると考えるが政府はこれをどう評価するか。

二 国民保護法案について

(1) 緊急対処事態関係
1 「緊急対処事態」の定義が「武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷」、「明白な危険が切迫」となつておらず、対象となる事態が、際限なく広がる恐れがあるのではないか。また、政府が「明白な危険が切迫」しているとして事態認定しても、その妥当性を検証できないのではないか。

2 「緊急対処事態」について、「国家として緊急に対処する」というのであれば、その認定について、事後的にでも国会の承認を求めるうことにより、国会の適切な関与のもとで、国として一体となつて措置を講ずることとするべきではないか。

3 自衛隊法の附則改正に関する質問
「国民保護等派遣」の枠組みで、緊急対処事態にも派遣されることになるが、内閣総理大臣の承認のみであり、国会の承認は必要ないのか。

このように、緊急対処事態は、国民を保護するための措置にとどまらず、侵害を排除するような対処措置を講ずることも十分考えられるのではないか、政府の認識如何。
また、国民保護法案により、緊急対処事態対策本部の設置等、国全体としての緊急対処保護措置の実施の体制が整備されたが、鎮圧作用に係る国全体としての枠組みの整備はなされていない。政府は、ある事態に際し、国家として当該事態の鎮圧のため全体として対処することが必要となるような事態は想定していないのか。そのような事態が生じた場合、現行法上、かかる事態に際しての国全体の枠組みが存在していない中で、政府が一体となって当該事態に対処していくことを如何にして担保していくつもりなのか。緊急対処事態において、現行法上考えられる具体的な侵害排除のための対処措置の例はどのようなものがあるか。

6 国民保護法案第百八十二条第二項において、緊急対処事態対策本部について武力攻撃事態対処法第十四条から第十七条の規定が準用されているのはそれなぜか。

7 国民保護法案第一百八一条第一項において、「緊急対処事態の認定」の閣議決定と、「緊急対処事態対処方針」の閣議決定と別に規定したのはなぜか。武力攻撃事態対処法第九条においては、武力攻撃事態等に至つたときは対処基本方針を定めるものとされ、同方針において武力攻撃事態等であるとの認定についても定めるものとされているが、このように方針の中に含めて規定しなかつたのはなぜか。

8 国民保護法案第八章において「緊急対処事態」を規定したのは、武力攻撃事態等に至つたときの措置にとどまらず、侵害を排除するような対処措置を講ずることも十分考えられるのではないか、政府の認識如何。

9 国民保護法案に規定する「緊急対処事態の認定」と警察法に規定する「緊急事態の布告」の関係如何。また、後者について国会承認事項とされているのに対し、前者が国会承認事項とされていないのはなぜか。

10 国民保護法案第百八十二条の「緊急対処事態対処方針」については、武力攻撃事態対処法の対処基本方針と異なり、「変更」に関する規定がないのはなぜか。

11 国民保護法案の附則において武力攻撃事態対処法の一部改正があり、同法第二十一条から第二十三条の規定が存置されているが、今後、さらに関連法案を国会に提出することを想定しているのか。

(2) 放送関係

1 法案第七条第二項においては、指定公共機関である放送事業者の表現の自由に配慮すべき義務を規定しているが、報道の自由や取材

の自由を保障するための具体的な措置が不明確である。具体的にどのような措置を講ずることになるのか。

2 法案第三十六条第四項に規定されている業務計画に対する「内閣総理大臣の助言」については、報道機関に対する公権力の関与を許す可能性があり問題ではないか。

3 法案第五十条は、警報の内容を放送することを義務付けており、これは何ら検証されない警報の内容を報道機関に放送させることを義務付けることになり、報道の自由や編集の自由を損ねることになるのではないか。

(3) 私権制限等

1 法案第四条において、「国民の協力」が規定されているが、「要請に当たつて強制にわたる」とはどのような行為が該当するのか。非強制性はどうのように担保されるのか。NGOやボランティア等との関係はどうなっているのか。また、避難・誘導が、市町村の権限となつているが、実効性のある態勢が整つているのか。警察、NGO、ボランティアの役割の例示、町内会や自治会の協力等のいわゆる「民間防衛」の態勢づくりなど、どういう措置が可能な法制となつていいのか。

2 自主防災組織及びボランティアにより行われる国民の保護のための措置(法案第四条)又は緊急対処保護措置(法案第七十三条)に資するための自発的な活動に対し、必要な支援を行ふよう努めなければならないとするが、どのようなことを想定しているのか。

3 法案第五条において、「基本的人権の尊重」が規定されているが、具体的にどのようにして基本的人権が尊重されることになるのか。「基本的人権の尊重」が担保されるための具体的な方策としてどのようなことを考えているのか。

4 国民の権利利益の救済に関する規定としては、第六条に抽象的な規定が設けられている

のみであるが、国民の権利救済を迅速に行わせるための具体的な仕組みを検討すべきではないか。

5 物資の収用、土地家屋の使用、物件の除去など、私権の制限が行われる場合の罰則については、法案においてはどのような考え方で科されることとなるのか。災害対策基本法等の既存の関係法令における罰則の有無・その量刑の程度の整合性は図られているのか。

6 法案の規定に基づき土地、家屋又は物資を使用した場合において、これらの使用に伴う破損等についての原状回復は行われないのか。

7 武力攻撃災害への対処等の場面において、消防吏員や市町村職員のほか、自衛官や警察官により過剰な権限の行使が行われた場合には、どのような救済が図られるのか。また、それら過剰な権限の行使を行つた者に対する罰則などはあるのか。

(4) 地方自治体の役割・民間事業者関係

1 指定行政機関等、指定公共機関等が国民の保護のための措置を実施するとき、どのようにして職員や従業員の安全の確保が図られることがあるのか。事故補償はどうなるのか。例えば、指定されていない事業者が指定公共機関等と共に業務に従事していたときに事故にあつたときの補償はどうなるのか。

2 特に、輸送事業者や通信事業者の安全確保についてどのように考えているのか。また、「計画」や「業務計画」には、どのように反映されることがあるのか。

3 民間事業者が国民の保護のための措置を行ふことになるのか。

4 地方公共団体が作成する国民保護計画について、その内容が形骸化されることがないよ

う、各地方公共団体の地理的特性、人口、財政状況、近隣自治体との関係等に具体的に配慮した内容となるようにする必要があるのではないか。

4 指定行政機関、都道府県及び市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関において、国民の保護のための措置に関する従業者に業務違反命令があつた場合の取扱いについて定めた運用指針を作成する必要があるのではないか。

5 指定公共機関等を指定する理由は何か。どのような範囲の事業者を指定することを考えているのか。指定された事業者に生じる法的效果はどうなものであるのか。武力攻撃事態と武力攻撃予測事態とで求められる措置に異なることがあるのか。また、指定公共機関の範囲を明確にするべきではないか。例えば、電気事業者は電力会社のみを指すのか、発電会社は含まれないのであるのか。ガス事業者はガス供給事業者のみを指すのか、ガス導管の維持・補修等に従事する事業者は含まれないのであるのか。

6 指定公共機関等が国民の保護のための措置の実施に要した訓練や組織整備に関する費用は、公費により負担すべきではないか。

7 「計画」や「業務計画」の策定に当たつて、労働組合等の意見をどのようにして聽くことになるのか。また、「計画」作成に際して、国民・住民への情報提供は行われることになるのか。

8 国民保護協議会については、幅広く住民の意見が反映され、住民が参加できるような構成とすることが必要ではないか。

9 法案第三十六条は、国民の保護に関する業務計画について、内閣総理大臣は指定公共機関に対し「必要な助言をすることができる」とあるが、「助言」とはどのようなことを行うのか。また、その内容はどのようなものか。

10 地方公共団体が作成する国民保護計画について、その内容が形骸化されることがないよ

う、各地方公共団体の地理的特性、人口、財政状況、近隣自治体との関係等に具体的に配慮した内容となるようにする必要があるのではないか。

11 法案第三十二条の国の「基本指針」の策定に当たつては、中央指令型で行うのか、地方積上げ型で行うのか。基本指針には、地方の意見はどうにして反映されることになるのか。「基本指針」は、今後、どのように策定することとなるのか。

12 平時における国会や国民への情報提供の不適切さにかんがみれば、武力攻撃事態等においても、国会や国民への情報提供が正確かつ迅速に行われる保証がないが、適切な情報提供をどのように担保するのか。また、情報の提供が情報統制・情報操作とならないような仕組みをどのように確保するのか。

13 法案では、避難住民の誘導については、市町村の権限とされているが、そのための実効性のある態勢は整備されているのか。その際に、NGOやボランティアの役割はどうなものが考えられるのか。また、町内会や自治会の活用などについてどのように考えていくのか。

14 多数の住民が短期間で避難することによる混乱をどのように防ぐこととなるのか。

15 法案第一百四十八条に定める避難施設については、平時からどのような考え方で指定を行うのか。また、どのようにして避難施設を確保するのか。

16 警報の発令や伝達、避難の指示などにおいて、情報伝達の主な手段が被害を受けた場合にどのような対応はどのようにするのか。当該情報が断絶した場合の対応はどのようにするのか。

17 法案第四十二条は、「国民の保護のための措置についての訓練」について規定しているが、専ら「武力攻撃事態等」に対処するための訓練を行わせることで、国民の危機意識や敵

- 18 国民の保護のための措置の実施に係る費用のうち、避難・救難に必要な物資や資材の備蓄などの平素からの措置に係る必要については、誰が支出することになるのか。
- 19 大都市については、特に被害による脆弱性が高いと考えられるが、国民の保護のための措置の実施においてはどのような考慮が払われる必要があると考えているのか。
- 20 自治体と警察、消防、自衛隊との間での地図や通信機器等の互換性は確保されているのか。関係機関の調整に問題が生じることはないのか。
- 21 都道府県知事による自衛隊の部隊等の派遣を要請が交錯した場合には、防衛庁長官は、自衛隊の部隊等の派遣の優先度をどのように判断するのか。
- 22 内閣総理大臣は、都道府県知事による避難の指示が行われない場合や避難住民の誘導が適切に行われない場合には正措置を講ずる必要があるが、具体的にどのような措置を講ずることになるのか。
- 23 弾道ミサイルの着弾等により、護ヶ関の中央省庁の機能が麻痺している場合又は著しくその機能に支障を生じていても想定しているか、実際にどのように対応することとなるのか。緊急時における各大臣の補佐態勢は十分と考えているか。
- 24 我が国には人口で3%を超える外国人が住んでいるが、外国人は本法案における「国民」の定義に入るのか。武力攻撃事態等において在留外国人はどうのように保護されるのか。外国人については、基本的人権は保障されるのか。また、自発的な意思に委ねられる協力を

- 25 要請される対象としての「国民」には外国人は含まれるのか。
- 26 原子炉等の危険防止について、原子炉施設等の使用の禁止が含まれると思うがどうか。原子炉を停止する基準を明らかにする必要があるのではないか。
- 27 物資の保管命令には、核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の所在場所の変更も含まれると思うがどうか。どのような場合に変更するのか、また、物資の対象物を明らかにする必要があるのではないか。さらに、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の所在場所を変更するには、通常の体制では対応が難しいものと考えるが、平時ににおいても体制を整備しておく必要があるのでないか。
- 28 危機管理序構想
- 1 武力攻撃事態対処法の附則において「政府は、国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態へのより迅速かつ的確な対処に資する組織の在り方について検討を行うものとする」と明記されたが、現在の検討状況はどうか。
- 2 緊急事態に際しての情報収集態勢について、現在の実施態勢はどうなっているのか。省庁の縦割り人事等の弊害は生じていないのか。
- 3 現在の官邸の危機管理体制についてどのように考えるのか。地方の現場において総合調整を担う組織の創設については、どのように考えるのか。また、災害対策基本法のように現地対策本部を置くことができる旨の規定が国民保護法案にないのはなぜか。
- 4 緊急事態においては複数の危機的状況(経済、外交、自然)が同時に発生する場合があ

- り、すべての情報収集や必要な指示についての責任・権限を内閣総理大臣に集中させることは非現実的な中で、緊急時において内閣総理大臣は対策本部における事務の統括や運営を適切に行うことができるのか。武力攻撃事態等において適切に事態に対処するため、国家のセキュリティディレクターとしての組織のようない、総理を補佐する体制を充実させる必要があるのでないか。
- 29 四 捕虜に対する刑罰
- 1 ジュネーヴ四条約及び第一・第二追加議定書と国民保護法案との関係はどうなっているのか。国民保護法案において、条約を担保するため設けている規定はどうなものか。
- 2 捕虜法案における捕虜の定義は妥当か。例外の民間人はどのように扱われるのか。また、捕虜に対する刑罰はどうになるのか。
- 3 政府としては、ジュネーヴ第四条約に基づいて、文民の抑留を行うことも考えているのか。
- 4 追加議定書等にある安全地帯、中立地帯、無防備地区、非武装地帯は、どのように設定されることになるのか。当該地域等の設定に関する、国内法の規定を設ける必要があるのか。条約上の規定はあっても、実際問題として自治体の長などが宣言を行うことができるのか。
- 5 いわゆる軍事目標主義との関係で、民用地、文民および文民財産の保護は適切に行われるのか。これらが損害・被害を受けた場合、国民保護法案などによって適切に補償がなされるのか。
- 6 文化財の保護に関して、国際人道法案においては、どのような規定が設けられているのか。国民保護法案においてはどうか。また、文化財保護のハーグ条約の批准を行うべきではないか。

- 7 戰闘遂行目的のダムなどに対する攻撃の禁止規定があるが、これへの違反はどう処罰されるのか。
- 8 米軍がジュネーヴ条約違反の行為を行つたときは、日本の法律で処罰できるのか。
- 9 我が国では、民間防衛組織にあたるものはあるのか。有事にも災害時にも機能する民間防衛組織の創設を検討すべきではないか。
- 10 捕虜法案においては、いわゆる民兵や自警団も捕虜として取り扱うことはあるのか。
- 11 武力攻撃事態等において国際人道法違反の事態が生じた場合を念頭に、国際刑事裁判所に移送するために必要な条約の批准を検討しているのか、そうすべきではないか。また、それに必要な国内法整備はどのようなものが考えられるのか。条約の批准を念頭に国内法整備も検討しているのか。
- 12 今後は、学校教育においても、国際人道法の普及教育を行うべきではないか。また、それらの地域住民に対する周知・啓発も必要ではないか。
- 13 武力攻撃事態等において、日米で共同行動を行つていている場合に、米軍が拘束した捕虜の扱いはどうなるのか。共同作戦中に拘束された捕虜はいずれの政府に収容されるのか。また、米国は追加議定書に加入していないのに加入した場合の我が国との間で、なにがしか日米共同行動に支障が出るようなことは想定されないので。
- 14 追加議定書の「予防措置」に十分配慮する観点から、批准後に具体的にどのような施策を講じていくのか。例えば、軍事施設は人口密集地からは離すような努力を行うことも考えるので。
- 15 五 米軍関係
- 1 A C S A (物品役務相互提供)協定の改正について、改正協定第六条の「その他の目的」のためにも物品又は役務の提供を行うことが

る武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案(以下「国民保護法案」といふ。)を始めとするいわゆる有事関連の七法案の成立及び三条約の承認に万全を期してまいりたいと考えているが、いわゆる「基本法」の検討に際しては、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)等の既存の法令との関係を十分に整理し、国民にも分かりやすい議論が進められる必要があると認識している。

なお、政府として、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することは当然であり、このことは、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」という。)第三条第四項、国民保護法案第五条等に明記したところである。

二の(1)の1について

「武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為」(国民保護法案第百七十二条第一項)とは、著しい破壊力を有する爆弾の使用等の武力攻撃(事態対処法第二条第一号の武力攻撃をいう。以下同じ。)において通常用いられる攻撃の手段又は生物剤・化学剤の散布等の武力攻撃において通常用いられる攻撃の手段に準ずる攻撃の手段による攻撃により、多数の人的な被害が発生する行為を指している。

また、「明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」(国民保護法案第百七十二条第一項)とは、事態の現実の状況に即して個別具体的に判断されるものであるが、攻撃が行われる蓋然性が高いものと客観的に判断される事態を想定している。

なお、国民保護法案第百七十二条第一項に規定する緊急対処事態(以下「緊急対処事態」といふ。)の認定については、国民保護法案第百八十三条第一項に規定する当該認定に当たつての閣議の決定の手続を通じて、政府の責任において適切に判断されるべきものである。

二の(1)の2、二の(1)の4及び二の(1)の9について

事態対処法第九条第二項第一号に規定する武力攻撃事態(事態対処法第二条第二号の武力攻撃事態をいう。以下同じ。)であること又は武力攻撃予測事態(事態対処法第二条第三号の武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。)であることの認定は、対処基本方針(事態対処法第九条第一項の対処基本方針をいう。以下同じ。)に定めらるべき事項であるところ、対処基本方針は、武力攻撃事態等(事態対処法第一条の武力攻撃事態等をいう。以下同じ。)という国家にとって最も重大な緊急事態に際して、これへの「対処に関する全般的な方針」(事態対処法第九条第二項第二号)等を定めるものであることから、国会の承認を要することとされているものと承知している。

二の(1)の3について

撃事態等とは異なることから、指示等の権限の行使の前提とされている事態対処法第十四条に規定する武力攻撃事態等における対策本部長（事態対処法第十二条第一項の対策本部長をいう。以下同じ。）の総合調整の権限と併せて、緊急対処事態においては、準用する必要はないとしたものである。なお、事態対処法第十六条の規定については、事態対処法第十四条第一項又は第十五条第一項の規定を前提としたものであるから、緊急対処事態においては、当然に準用したこととした。

また、事態対処法第十七条の規定については、地方公共団体及び指定公共機関が実施する対処措置（事態対処法第二条第七号の対処措置をいう。以下同じ。）についての安全の確保に関する一般的な配慮規定であるが、国民保護法案第百八十三条において準用する国民保護法案第二十二条において、緊急対処事態における緊急対処保護措置についての安全の確保に関する配慮義務を改めて規定していることから、国民保護法案第百八十二条第二項においては準用する必要がなかつたものである。

二の（一）の7について
武力攻撃事態等という国家にとって最も重大な緊急事態への対処は、國の最も重要な責務であることから、事態対処法第九条第二項に規定するところ、武力攻撃事態等における対処基本方針は、武力攻撃事態であること又は武力攻撃予測事態であることの認定及び当該認定の前提となつた事実、当該武力攻撃事態等への対処に関する全般的な方針並びに対処措置に関する重要事項を一括して定めることとしている。

他方、閣議を求めるべき案件については、案件ごとにその決定を求めることが通例とされており、國民保護法案第百八十二条第一項に規定する緊急対処事態の認定及び緊急対処事態対処方針の策定については、同項において、それについて閣議の決定を行うべき旨

を規定したものである。なお、両者の閣議の決定は、同項の規定により、併せて行うこととされている。

二の（一）の8について

緊急対処事態は、事態対処法第二十五条第一項に規定する「国及び國民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態」に含まれるものであり、同項の規定の趣旨を踏まえ、國民保護法案第八章においては、緊急対処事態において必要となる住民の避難、避難住民等の救援、災害への対処等に関する措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施することができるよう、所要の規定を設けたものである。

二の（一）の10について
緊急対処事態対処方針は、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は當該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至つた事態において、住民の避難、避難住民等の救援、災害への対処等に関する措置（緊急対処保護措置）を的確かつ迅速に実施するために定めるものである。

他方、対処基本方針は、基本的に一定の期間継続して武力攻撃が行われることが想定される武力攻撃事態等において、その対処に関する基本的な方針を定めるものであり、情勢の変化に応じて、これを変更する必要が生ずることが当然に予想されるものである。

このため、緊急対処事態対処方針については、その変更に関する規定を設けていないが、仮に情勢が急変する等により、緊急対処事態対処方針に追加すべき事項等が生じた場合には、改めて緊急対処事態対処方針を定めることとなる。

二の（一）の11について
昨年成立した事態対処法を始めとするいわゆる有事関連の三法により武力攻撃事態等への対処に関する制度の基礎が確立されたとともに、それぞれについて閣議の決定を行つべき旨

今国会に提出している國民保護法案を始めとするいわゆる有事関連の七法案の成立により武力攻撃事態等への対処に関するより具体的な内容を規定する法律が一通り整うこととなることから、当面、武力攻撃事態等への対処に関する法律が新たに法制の整備を行うことは、想定していない。

なお、

事態対処法第二十一条から第二十三条までの規定については、武力攻撃事態等への対処に関する法制の整備に関する基本方針等を定めるとともに、事態対処法と今国会に提出しているいわゆる有事関連の七法案との関係を明らかにするものであることから、あえて削除する必要はないものと判断し、存置することとしたものである。

二の（一）の1について

國民保護法案第七条第二項の規定により、国及び地方公共団体は、放送事業者である指定公共機関（事態対処法第二条第六号の指定公共機関をいう。以下同じ。）及び指定地方公共機関（國民保護法案第二条第二項の指定地方公共機関をいう。以下同じ。）が実施する國民の保護のための措置について、その言論その他表現の自由に特に配慮しなければならないこととされているところ、これらの者が実施する警報の内容の放送（國民保護法案第五十条、避難の指示（國民保護法案第五十四条第二項の避難の指示をいう。以下同じ。）等の内容の放送（國民保護法案第五十七条）及び緊急通報（國民保護法案第九十九条第一項の緊急通報をいう。）の内容の放送（國民保護法案第二条第一項）については、放送事業者による放送番組の編集を尊重するなど、國民保護法案第七条第二項の規定の趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたい。

国民保護法案第四条第二項において、協力の要請に当たつて強制にわたることがあつてはならない旨が明示的に規定されていること、すなはち、協力の要請に当たつて國民の自由な意思を拘束することが明確に禁止されていることから、御指摘の「非強制性」は、同項によつて担保されているものと考へる。なお、このような考え方は、NGOやボランティア等に所属する者についても、当然に妥当するものである。

次に、避難住民の誘導については、國民保護法案第二章第二節に定めるとおり、市町村長が報告を受けた國民の保護に関する業務計画に関し、その円滑な運用等に資するための助けとなるような進言をいうものであり、具体的には、指定公共機関及び指定地方公共機関がそれの國民の保護に関する業務計画に基づき國民の保護のための措置を円滑かつ効果的に実施することができるようするための情報の提供等を想定している。

国民保護法案第三十六条第四項後段の「助言」については、これに従う法律上の義務が生ずるものではなく、報道の自由の観点からも、特段の問題はないものと考へている。

二の（一）の3について
放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関から警報の通知を受けたときは、速やかに、その内容を放送しなければならないところ、自ら作成した國民の保護に関する業務計画で定めるところにより、放送方法等を自主的に定めた上でこれを行うものであるため、これらの者の報道の自由等を損ねることにはならないものと考へている。

二の（一）の13について

国民保護法案第四条第二項の「要請に当たつて強制にわたる」とは、協力の要請に対し、これを拒否することができないような状況に置くことをいう。

国民保護法案第四条第二項において、協力の要請に当たつて強制にわたることがあつてはならない旨が明示的に規定されていること、すなはち、協力の要請に当たつて國民の自由な意思を拘束することが明確に禁止されていることから、御指摘の「非強制性」は、同項によつて担保されているものと考へる。なお、このような考え方は、NGOやボランティア等に所属する者についても、当然に妥当するものである。

が、避難実施要領を定めた上で、その避難実施要領で定めるところにより、当該市町村の職員並びに消防長及び消防団長を指揮するとともに、関係機関と連携して、適切にこれを実施する仕組みとしており、一定の場合においては、一定の要件の下に、警察官、海上保安官又は自衛官によつても、避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置が講じられることとしている。

また、武力攻撃事態等において、国全体として万全の措置が講じられるためには、国民の協力が必要であることから、地方公共団体等が国民の保護のための措置を実施するに際しては、これを補完する形で国民に協力を要請することができることとしている(国民保護法第四十七条第一項(同条第三項において準用する場合を含む)、第八十条第一項等)。さらに、国及び地方公共団体は、自主防災組織(災害対策基本法第五条第二項の自主防災組織)を設立し、これを補完する形で国民に協力を要請することができることとしている(国民保護法第四十七条第一項(同条第三項において準用する場合を含む)、第八十条第一項等)。

国民保護法第四条第三項又は第百七十三条第三項の規定に基づく自主防災組織及びボランティアにより行われる国民の保護のための措置又は緊急対処保護措置に資するための自発的な活動に対する国及び地方公共団体の支援の内容としては、活動場所の提供、必要な情報の提供等を考えているが、その活動内容を踏まえた財政的な支援も想定している。

(3)の3について

国民保護法第五条は、国民の保護のための措置を実施するに当たっては、日本国憲法の保

障する国民の自由と権利が尊重されなければならない旨等を規定しているところ、この規定の趣旨を踏まえ、国民保護法においては、国民の基本的人権を最大限尊重しつつ、所要の規定を設けている。

例えば、救援の実施に必要な特定物資(国民保護法第八十一条第一項の特定物資)をいう。

以下同じ)又は避難住民等に収容施設を供与すること等を目的とした臨時の施設の開設に必要な土地等(国民保護法第八十二条第一項の土地等をいう)を確保するに当たっては、関係者の自主性を尊重することとして、初めから強制的な権限を行使することができる仕組みとはせずに、まず前もつて「要請」、「同意」の求め等を行うべきこととするとともに、やむを得ず強制的な権限を行使する場合においても、公用令書の交付等の厳格な要件と手続を課しているところである。また、避難住民等に対する医療の提供を行うに当たつても、国民保護法第八十五条第一項及び第二項において、医療関係者に対し、まず医療を行うよう「要請」し、当該医療関係者が正當な理由がないのにこれに応じない場合において当該医療を提供するため特に必要があると認めるときに限り、医療を行うべきことを「指示」することができる」としている。

二の(3)の2について

国民保護法第四条第三項又は第百七十三条第三項の規定に基づく自主防災組織及びボランティアにより行われる国民の保護のための措置又は緊急対処保護措置に資するための自発的な活動に対する国及び地方公共団体の支援の内容としては、活動場所の提供、必要な情報の提供等を考えているが、その活動内容を踏まえた財政的な支援も想定している。

(3)の3について

国民保護法第五条は、国民の保護のための措

置を実施するに当たっては、日本国憲法の保

障する国民の自由と権利が尊重されなければならない旨等を規定しているところ、この規定の趣旨を踏まえ、国民保護法においては、国民の基本的人権を最大限尊重しつつ、所要の規定を設けている。

例えば、救援の実施に必要な特定物資(国民保護法第八十一条第一項の特定物資)をいう。

以下同じ)又は避難住民等に収容施設を供与すること等を目的とした臨時の施設の開設に必要な土地等(国民保護法第八十二条第一項の土地等をいう)を確保するに当たっては、関係者の自主性を尊重することとして、初めから強制的な権限を行使することができる仕組みとはせずに、まず前もつて「要請」、「同意」の求め等を行うべきこととするとともに、やむを得ず強制的な権限を行使する場合においても、公用令書の交付等の厳格な要件と手続を課しているところである。また、避難住民等に対する医療の提供を行うに当たつても、国民保護法第八十五条第一項及び第二項において、医療関係者に対し、まず医療を行うよう「要請」し、当該医療関係者が正當な理由がないのにこれに応じない場合において当該医療を提供するため特に必要があると認めるときに限り、医療を行うべきことを「指示」することができる」としている。

二の(3)の4について

国民保護法においては、国民の保護のための措置の実施に万全を期すため、一定の要件の下でのみ認められる特定物資の収用及び土地等の使用という措置を講じてでも実施を確保すべき国民保護法第三章第一節の避難住民等の救援に著しい支障を生じさせるおそれがあり、かつ、類似の行為について災害対策基本法等の現行法が罰則を科している行為に対しても、基本的人権の尊重に十分に配慮しつつ、必要な罰則を科すこととしている(国民保護法第八十九条第一号及び第一百九十二条第一号)。量刑に関しても、懲役については、類似の行為に関する現行法と同様の「六年以下」とし、罰金については、現在の経済事情等を勘案し、刑罰の抑止力を担保するため、最近の多くの立法例に倣つて「三十万円以下」としている。

(3)の5について

国民保護法第二十二条においては、国及び地方公共団体は、関係機関が実施する国民の保護のための措置について、その内容に応じ、安全の確保に配慮しなければならない旨を一般的に定めているが、国民保護法においては、同条の一般的な配慮規定に加え、指定行政機関(事態対処法第二条第四号の指定行政機関をいう。以下同じ)、地方公共団体並びに指定公共交通事業者である指定公共機関について、例えば、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対し避難住民又は緊急物資の運送を指示する場合において安全の確保の確認及び安全の確保のための必要な情報の提供を特に求めた

場合限り原状回復をする考え方である。

二の(3)の7について

国民の自由と権利に制限が加えられた場合の救済措置としては、行政上の不服申立て、行政訴訟及び国家賠償に関する一般的法制度として行政不服審査法、行政事件訴訟法及び国家賠償法(昭和二十一年法律第百二十五号)があり、御指摘のような場合を含め、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の実施に当たつても、これらの法律が適用されることとなる。

なお、国民保護法第六条においては、国及び地方公共団体は、国民の保護のための措置に

関し、国民の権利利益の救済に係る手続につい

て、できる限り迅速に処理するよう努めなけれ

ばならない旨の規定を設けているところであ

る。

また、これらの法律が適用されることとなる。

二の(3)の5について

国民保護法においては、国民の保護のための措置の実施に万全を期すため、一定の要件の下でのみ認められる特定物資の収用及び土地等の使用という措置を講じてでも実施を確保すべき国民保護法第三章第一節の避難住民等の救援に著しい支障を生じさせるおそれがあり、かつ、類似の行為について災害対策基本法等の現行法が罰則を科している行為に対しても、基本的人権の尊重に十分に配慮しつつ、必要な罰則を科すこととしている(国民保護法第八十九条第一号及び第一百九十二条第一号)。量刑に関しても、懲役については、類似の行為に関する現行法と同様の「六年以下」とし、罰金については、現在の経済事情等を勘案し、刑罰の抑止力を担保するため、最近の多くの立法例に倣つて「三十万円以下」としている。

(3)の6について

国民保護法第二十二条においては、国及び地方公共団体は、関係機関が実施する国民の保護のための措置について、その内容に応じ、安

全の確保に配慮しなければならない旨を一般的に定めているが、国民保護法においては、同

条の一般的な配慮規定に加え、指定行政機関(事態対処法第二条第四号の指定行政機関をい

う。以下同じ)、地方公共団体並びに指定公共交通事業者である指定公共機関について、例えば、

運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対し避難住民又は緊急物資の運送を指

示する場合において安全の確保の確認及び安全の確保のための必要な情報の提供を特に求めた

(国民保護法案第七十三条第三項及び第四項
（これらの規定を国民保護法案第七十九条第二項において準用する場合を含む。）
、地方公共団体等に対し放射性物質等による汚染の拡大の防止に必要な協力を要請する場合において安全の確保への配慮を特に求める（国民保護法案第八十条）など、国民の保護のための措置の内容や実施主体等に応じ、安全の確保のための所要の規定を設けているところである。

指定行政機関、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関の職員が国民の保護のための措置を実施することに伴い負傷等をした場合における補償については、公務員及び公務員以外の労働者の災害に対する補償に関する既存の法令に基づいて適切に対応することとなる。指定公共機関等として指定されていない事業者の職員がその事業を実施することに伴い負傷等をした場合も、同様である。

なお、指定行政機関及び地方公共団体の国民の保護に関する計画並びに指定公共機関及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画では、これらの機関が武力攻撃事態等において国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することができるよう、平素においてあらかじめ作成しておきわば行動指針なし行動計画であり、これらの機関の職員が負傷等をした場合における補償に関して何らかの記載を行うことは、考えていない。

いずれにせよ、国民の保護のための措置の実施に当たり、安全の確保に配慮すべきことは当然であり、指定行政機関及び地方公共団体の国民の保護に関する計画並びに指定公共機関及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画においては、これらの機関においてそれぞれ講すべき安全の確保のために必要な措置の内容について、適切に検討の上、定めることが必要であると考えている。

二の(4)の2について

指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等においては、国民保護法案で定めるところにより、その業務について、国民の保護のための措置を実施する責務を有する(国民保護

護法案第三条第三項)とともに、国民の保護のための措置を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない(同条第四項)こととされて

おり、このような責務を十分に果たすためにも、それぞれの機関において、関係者の十分な理解が得られるよう努めるべきものと考える。

二の(4)の3について

既存の法令に基づいて適切に対応することとなる。指定公共機関等として指定されていない事業者の職員がその事業を実施することに伴い負傷等をした場合も、同様である。

的に判断し、最も適としている。

定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画は、これらの機関が武力攻撃事態等において国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することができるよう、平素においてあらかじめ作成しておきわば行動指針なしし行動計画であり、これらの機関の職員が負傷等をした場合における補償に関して何らかの記載を行うことよ、考へて貰ふ。

行われるものと考え
二の(4)の5について

武力攻撃事態等という国家にとつて最も重大な緊急事態においては、国全体として万全の措置が講じられる必要があり、その一環として、民間機関においても、一定の役割を果たしていくべきだと考えていて、このため、事態対処法第二条第六号において、公共的機関又は公益的事業を営む法人の中から、政令で指定公共機関を指定することとしており、また、国民保護

一一の(4)の6について

指定公共機関及び指定地方公共機関として指定された法人は、国民の保護のための措置の実施主体として、自ら国民の保護に関する業務計画を作成するとともに、武力攻撃事態はもとより、武力攻撃予測事態においても、国民保護法案で定めるところにより、その業務について、国民の保護のための措置を実施することとなる。

二の(4)の6について

指定公共機関及び指定地方公共機関の国民の保護のための措置は、あくまでも指定公共機関及び指定地方公共機関の業務の範囲内で実施するものであるため、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要な組織の整備や訓練の実施等も含め、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民の保護のための措置の実施について、国が特別の財政措置を講ずることは

日本の関係機関の職

措置に関し広く住民の意見を求め、当該地方公共団体の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するために設置するものであり、国民保護法案第三十八条第四項及び第四十条第四項の規定により、その委員の任命は都道府県知事及び市町村長が行うこととされているが、これらの規定に規定されている者であれば、都道府県知事及び市町村長の判断により、国の関係機関の職員、当該地方公共団体の職員、学識経験者の方々、自主防災組織の代表者等からも任命することが可能である。

二の（4）の10について

地方公共団体の国民の保護に関する計画は、当該地方公共団体が武力攻撃事態等において国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することができるよう、平素においてあらかじめ作成しておくわざ行動指針ないし行動計画で

8

10. The following table shows the number of hours worked by each employee.

二の(4)の7について
考えていない。

指定行政機関、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するためには、国

民の幅広い理解と協力を得ることが重要であり、また、指定行政機関及び地方公共団体の国民の保護に関する計画並びに指定公共機関及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画の作成に当たつても、広く関係者の理解を得つつこれを行うことが重要であると考える。

こうした基本的な考え方を踏まえ、指定行政機関、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関において、必要に応じ、関係者

のほか、国民との間でも、情報提供や意見交換が適宜行われるものと考えている。

二の(4)の8について 国民保護法案第三十七条第一項に規定する都

道府県協議会及び國民保護法案第三十九条第一項に規定する市町村協議会は、いずれも、当該地方公共団体の区域に係る國民の保護のための措置に關し広く住民の意見を求める、当該地方公共団体の國民の保護のための措置に關する施策を総合的に推進するために設置するものであり、國民保護法案第三十八条第四項及び第四十条第四項の規定により、その委員の任命は都道府県知事及び市町村長が行うこととされているが、これらの規定に規定されている者であれば、都道府県知事及び市町村長の判断により、國の關係機関の職員、当該地方公共団体の職員、学識經驗者のほか、自主防災組織の代表者等からも任命することが可能である。

二の(4)の10について

地方公共団体の國民の保護に関する計画は、当該地方公共団体が武力攻撃事態等において國民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することができるよう、平素においてあらかじめ作成しておくわざ行動指針ないし行動計画で

あり、その内容は、できる限りそれぞれの地方公共団体の地域の実情等に即した具体的なものとすべきであると考えている。

地形等の地理的状況、住民の居住状況、公共施設の配置状況、交通機関の整備状況等の条件は地方公共団体ごとに異なることから、御指摘の点にも十分配慮した個別具体的な国民の保護に関する計画が作成されるよう、内閣总理大臣又は都道府県知事との協議等を通じて、適切に対処されるものと考える。

二の(4)の11について

基本指針(国民保護法案第三十二条第一項の基本指針(国民保護法案第三十二条第一項の基本指針をいう。以下同じ。)は、同項及び同条第三項に規定するところおり、閣議の決定を経て、政府が定めることとしており、國の責任において策定するものである。

もつとも、基本指針の策定に当たっては、あらかじめ地方公共団体を始めとする関係者の意見を幅広く聴きながら、その内容を検討していく必要があると考えており、国民保護法案が成立し、施行された後、これらの関係者の意見を踏まえつつ、できる限り速やかに策定したいと考えている。

二の(4)の12について

武力攻撃事態等においては、国民保護法案第八条第一項に規定するとおり、国及び地方公共団体が、国民の保護のための措置に関し、国民に対し、正確な情報を取り扱う方法で提供すること、また、同条第二項に規定するところおり、國、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が、国民の保護のための措置に関する情報を新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に国民に提供することが重要であるため、国民保護法案においては、同条のほかにも、所要の規定を設けているところである。

例えば、武力攻撃等の状況等については、対策本部長が、適時に、かつ、適切な方法によ

り、國民に公表しなければならないこと(国民保護法案第二十三条)、対策本部長が発令した警報については、総務大臣、都道府県知事及び市町村長を順次経由して直ちに國民に伝達する

とともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関を通じて速やかにその内容を放送しなければならないこと(国民保護法案第四十五条から第五十条まで)、安否情報についての照会については、総務大臣及び地方公共團

体の長が速やかに回答しなければならないこと(国民保護法案第九十五条、都道府県知事が発令した緊急通報については、市町村長を経由して直ちに國民に伝達するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関を通じて速やかにその内容を放送しなければならないこと(国民保護法案第九十九条から第一百一条まで)、被災情報については、対策本部長が取扱いまとめ、その内容を國民に公表しなければならないこと(国民保護法案第一百二十八条等の規定を設けることにより、事態の推移に応じて、國民に必要な情報を提供すべきことを明確にしている。

二の(4)の14について

武力攻撃事態等における住民の避難の態様については、武力攻撃の規模、態様等によって当然異なるものであるが、例えば、航空機や船舶により地上部隊が上陸する武力攻撃にあっては、都道府県の区域を越えるような大規模な住民の避難が想定されるところである。このようない場合においては、対策本部長は、武力攻撃事態等の現状及び予測等を見極めて、可能な限り早期に避難措置の指示(国民保護法案第五十二条第二項の避難措置の指示をいう。以下同じ。)をすることとなる。また、避難措置の指示を受けた関係都道府県知事は、国民保護法案第五十二条第一項の規定により、避難住民の受け入れについて協議することとなるが、要避難地域(國

域をいう。)が広大な場合にあつては、当該地域を更に複数の地域に区分すること等により、避難住民が特定の地域に集中することがないよう配慮することとなる。

また、平素からも、都道府県知事は、避難施設や避難経路の所在、避難のための交通手段の状況等について、関係機関と相互に情報交換を密にするとともに、國民の保護に関する計画にも反映させておくことが重要であると考えている。

二の(4)の15について

国民保護法案第一百四十八条第一項において、都道府県知事は、あらかじめ、政令で定める基準を満たす施設を避難施設として指定しなければならないこととされており、この「政令で定める基準」としては、避難住民等の救援を実施するために十分な広さを有する施設であること、災害の危険性の少ない場所に立地する施設であること等を想定している。具体的には、学校、公民館、体育館、都市公園等の既存の公共施設を中心として指定が行われるものと考えている。

二の(4)の16について

警報、避難の指示等の情報の伝達に当たつては、サイレンや防災行政無線による伝達のほか、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関による伝達等の複数の伝達手段を併用することを考えており、仮に一つの伝達経路が断絶したとしても、他の手段により必要な情報が伝達されるものと考えている。

二の(4)の17について

大都市における國民の保護のための措置の実施に当たつては、適切で、かつ、実効性のある交通規制の実施、十分な容量を有する避難路の確保等がとりわけ重要なと認識しております、これらの課題への対応については、都市部を抱える地方公共団体が作成する國民の保護に関する計画において、それぞれの地方公共団体の地域の実情等に即して具体的に定められることなる。

二の(4)の19について

國民保護法案第四十二条第一項に規定する國民の保護のための措置についての訓練の中に、地方公共団体の区域を越えた避難のための訓練やいわゆるNBC攻撃に対応するための訓練等の武力攻撃事態等に特有の訓練があり、このような訓練については、自然災害に対する訓

練と兼ねることができないため、独自に実施する必要があると考えている。

もつとも、近隣地域に避難するための訓練や炊き出しの訓練など、自然災害に対する訓練と内容が共通するものもあり、これらについては、兼ねて実施することも検討してまいりた

い。

二の(4)の18について

國民保護法案第六百六十四条において、國民の保護のための措置その他國民保護法案の規定に基づいて実施する措置に要する費用は、その実施について責任を有する者が支弁することとされており、その上で、地方公共団体が支弁する御指摘の物資や資材の備蓄等の平素からの措置に要する費用については、國民保護法案第六百六十八条第二項の規定により、地方公共団体が負担することとしている。

もつとも、國民保護法案第六百六十九条の規定により、地方公共団体が國民の保護のための措置その他の國民保護法案の規定に基づいて実施する措置に要する費用で地方公共団体が負担するものについては、平素からの措置に要する費用も含め、予算の範囲内において、國がその一部を補助することとしている。

もつとも、國民保護法案第六百六十九条の規定により、地方公共団体が國民の保護のための措置その他の國民保護法案の規定に基づいて実施する措置に要する費用で地方公共団体が負担するものについては、平素からの措置に要する費用も含め、予算の範囲内において、國がその一部を補助することとしている。

二の(4)の19について

國民保護法案第四十二条第一項に規定する國民の保護のための措置についての訓練の中に、地方公共団体の区域を越えた避難のための訓練やいわゆるNBC攻撃に対応するための訓練等の武力攻撃事態等に特有の訓練があり、このように訓練については、自然災害に対する訓

練と兼ねることができないため、独自に実施する必要があると考えている。

もつとも、近隣地域に避難するための訓練や炊き出しの訓練など、自然災害に対する訓練と内容が共通するものもあり、これらについては、兼ねて実施することも検討してまいりた

い。

武力攻撃事態等において國民の保護のための措置を実施するに当たつては、國民保護法案第三条第四項に規定するとおり、國、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が

相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期すこととしている。

このため、国民の保護のための措置を実施する現場における対応を円滑かつ確実なものとするることは重要であると認識しており、これまでも、関係機関の間の互換性が確保された防災相互通信用無線の活用を始めとして、消防救急業務用無線の共通波の拡大等を推進してきているところである。

二の(4)の21について

お尋ねの自衛隊の部隊等の派遣の優先度については、防衛庁長官が、都道府県知事からの要請や自ら収集した情報等に基づき、要請の内容の緊急性や公益性の程度、代替手段の有無、派遣可能な自衛隊の部隊等の装備、人員、所在地等を勘案して、これを判断することとなる。なお、武力攻撃事態等において、この判断は、事態対処法第十四条の規定に基づく総合調整の対象となるものである。

二の(4)の22について

避難の指示に関する限りは、国民保護法第五十六条第一項の規定により、所要の避難の指示が都道府県知事により行われない場合において、国民の生命、身体又は財産の保護を図るために特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣が当該都道府県知事に対し当該所要の避難の指示を出すべきことを指示する。この(4)の22について

避難の指示に関する限りは、国民保護法第五十六条第一項の規定により、所要の避難の指示が都道府県知事により行われない場合において、市町村長が避難住民の誘導を適切に行わない場合に備えて、国民保護法第六十七条第二項及び第三項において、市町村長に対する都道府県知事による指示等についての規定を設けているものであり、国民保護法第六十八条の規定により内閣総理大臣が都道府県知事に対し指示することにより、都道府県知事を通じて、適切な避難住民の誘導に関する措置が行われることとなる。

二の(4)の23について

万にお尋ねのような事態が発生し、国の行政機関である各省庁の大蔵が欠けた場合等においては、当該省庁の副大臣がその職務を代行すること等により、当該事態の下においても当該省庁の事務の円滑な遂行に支障が生ずることのないよう、適切に対処することとなる。

いずれにせよ、お尋ねのような事態が発生した場合には、総力を挙げて政府の機能を維持し、最善の努力を尽くす所存である。

二の(4)の24について

一般に「国民」とは、国籍法昭和二十五年法律第二百四十七号)でいう日本国民を指すものであり、厳密には外国人は含まれない。しかし、内閣総理大臣が自ら行う避難の指示の内容、手続等は、国民保護法第五十四条に規定する都道府県知事が行う避難の指示の内容、手続等と

同様である。

避難住民の誘導に関する限りは、国民保護法第五十九号)第三条の規定の適用除外(国民保護法第二百五十七条第四項)の各規定を設けていることと踏まえ、国民保護法においては、日本に居住し、又は滞在する外国人の生命、身体及び財産についても、武力攻撃から保護を図るために必要があると認めるときには、内閣総理大臣が当該都道府県知事に対し当該所要の避難住民の誘導に関する措置を講ずべきことを指示することができるとしている。

なお、避難住民の誘導は、国民保護法第六十二条第一項に規定する限り、そもそも

要領で定めるところにより市町村長が行うべき措置であるところ、市町村長が避難住民の誘導を適切に行わない場合に備えて、国民保護法第六十七条第二項及び第三項において、市町村長に対する都道府県知事による指示等についての規定を設けているものであり、国民保護法第六十八条の規定により内閣総理大臣が都道府県知事に対し指示することにより、都道府県知事を通じて、適切な避難住民の誘導に関する措置が行われることとなる。

二の(4)の25について

日本赤十字社は、日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三百五号)第一条に規定するとおり、「赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのつたり、赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的」としており、赤十字国際会議において決議された基本原則においては、赤十字の公平、中立、独立等の原則が定められている。

このような日本赤十字社の特性にかんがみ、国民保護法第七条第一項において、「国及び地方公共団体は、日本赤十字社が実施する国民の保護のための措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重しなければならない旨の規定を設けている。

この基本理念を踏まえつつ、国民保護法においては、日本赤十字社に関する、国民の保護のための措置について、期待される役割等についての措置の実施においては、今後、政府の基本指針の策定及び指定行政機関の国民の保護に関する計画の作成の段階で、検討してまいりたい。

二の(4)の26について

「物資の保管命令」とは、国民保護法第八十一条第三項に規定する特定物資の保管命令を指すものであるが、特定物資は、救援の実施に必要な物資のうちでも、医薬品、食品、寝具その他同条第一項の政令で定める物資に限ることとしている。核燃料物質原子力基本法(昭和三十一年法律第二百八十六号)第三条第二号の核燃料物質をいう。以下同じ。」又は核燃料物質によつて汚染された物は、これに該当しない。

なお、国民保護法第二百六条は、指定行政機関の長が、武力攻撃事態等において、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物に係る武力攻撃灾害(国民保護法第二条第四項の武力攻撃灾害をいう。以下同じ。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六

していると解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解されていることを踏まえ、国民保護法において

ところである。

二の(4)の26について

国民保護法第二百六条は、一定の要件の下に、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第二百六十六号)第二十三条第二項第五号の原子炉施設等の使用の停止等を規定したものである。ここでいう「停止」とは、原子炉施設等の使用を一時的に止めることをいうものであつて、原子炉施設等の使用を将来にわたつて永久的に止めることを意味する「禁止」は、これに含まれない。

なお、原子炉の運転の停止は、武力攻撃事態等の状況、事業者等の対応状況等を勘案しつつ行われることとなるが、その具体的な基準については、今後、政府の基本指針の策定及び指定行政機関の国民の保護に関する計画の作成の段階で、検討してまいりたい。

二の(4)の27について

「物資の保管命令」とは、国民保護法第八十一条第三項に規定する特定物資の保管命令を指すものであるが、特定物資は、救援の実施に必要な物資のうちでも、医薬品、食品、寝具その他同条第一項の政令で定める物資に限ることとしている。核燃料物質原子力基本法(昭和三十一年法律第二百八十六号)第三条第二号の核燃料物質をいう。以下同じ。」又は核燃料物質によつて汚染された物は、これに該当しない。

なお、国民保護法第二百六条は、指定行政機関の長が、武力攻撃事態等において、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物に係る武力攻撃灾害(国民保護法第二条第四項の武

十四条第一項に規定する者に対し、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の所在場所の変更を命ずることができる旨を規定しているほか、平素においては、同条第三項が、一定の要件の下に、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の所在場所の変更を命ずることができる旨を規定しているところである。

國及び國民の安全に重大な影響を及ぼす様々

これらの緊急事態への対処に当たつては、関係省庁の機能を十分に生かしながら政府全体として総合力を発揮することができるようにすることが重要であり、これまでも、内閣官房を中心として、様々な緊急事態に対処するための体制を整備するとともに、その充実にも努めてきているところである。

国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態へのより迅速かつ的確な対処に資する組織の在り方については、これまで整備してきた既存の組織や法令との関係、行政組織の簡素・効率化の観点、関係省庁間の連携を一層強化することができる方策の可能性等に留意しつつ十分な検討が必要であり、引き続き検討してまいりたい。

いざれにせよ、政府としては、今後とも、国及び国民の安全を守るために、様々な緊急事態への対処の在り方について不斷の点検を行い、危機管理体制の充実・強化に努めてまいりたい。三の2及び三の3について

国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態を認知した際には、関係省庁から直ちに内閣情報調査室にその旨を報告するとともに、事態の推移、対処の状況等についても適時に報生することとされているほか、内閣官房を中心として、関係省庁間において、二十四時間体制で

これらの情報を集約・分析し、速やかに内閣総理大臣等に報告する態勢が整備されているところである。また、関係省庁は、このような緊急事態に際しては内閣総理大臣官邸にある危機管理センターに連絡要員を派遣することとされておりなど、政府全体としての情報の集約・分析が円滑に行われるよう努めているところであります。御指摘のような弊害はないものと考えていい

なれ 緊急事態の規模、態様等によっては、
当該緊急事態が発生した地域において情報の収集、対処のために必要な措置の総合調整等を行なう「現地対策本部」のような組織を置くことが必要となることもあるものと考えられるが、武力攻撃事態等においては、自然災害に係る灾害応急対策等と異なり、意思決定、総合調整等は、国において一元的に行なうことが基本となること、対処措置を実施すべき地域が特定の地域に限定されず、全国にまたがることとなることが想定されること等にかんがみ、武力攻撃事態等が発生した地域にそれぞれ国の「現地対策本部」を設置して対処することよりも、一元的な指揮命令に基づき対処することとした方が、より国として万全の態勢を整えることができる考え方、国民保護法案においては、御指摘の「現地対策本部」に関する規定は設けていない。

及び国民の安全を守るため、様々な緊急事態への対処の在り方について不斷の点検を行い、危機管理体制の充実・強化に努めてまいりたい。

は、関係省庁の危機管理部門を統括する内閣危機管理監を内閣官房に置く（内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十五条规定第一項）とともに、武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針の策定等を補佐する事態対処専門委員会を安全保障会議に置く（安全保障会議設置法（昭和六十一年

法律第七十一号)第八条第一項)こととするなど、内閣総理大臣を補佐する体制を充実・強化してきている。

政府としては、今後とも、国及び国民の安全を守るために、様々な緊急事態への対処の在り方について不斷の点検を行い、危機管理体制の充

実・強化に努めてまいりたい。

四の1について
戦争犠牲者の保護に関する千九百四十九年八月二二日(ジユベガ者モ内(昭)二二八年三月)

今国会に提出している武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案(以下「捕虜取扱い法案」という。)における捕虜の立場について

い法案(ほけん)にしへる)における捕虜の定義(ていぎ)にしでは、捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約(昭和二十八年条約第二十五号)。以下「第三条約」という)等の規定を踏まえ、武力攻撃が発生した事態においてこれを排除するために抑留の対象とすることが必要な者について規定したものであり、妥当なものと考えていい。

お尋ねの「内外の民間人」がいかなる者を指すのか明らかではないが、まず、日本国籍を有する者については、捕虜取扱い法案に規定する捕留対象者には当たらず、抑留されることはない。また、外国人については、捕虜取扱い法案第三条第四号イからルまでに掲げる抑留対象者に該当する場合は、捕虜取扱い法案の規定によ

は、一般的の刑事関係法令に従つて処理されるこ
より抑留の対象となり得る。

四の三について
戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約(昭和二十八年条約第二十六号)以下「第四条約」という。第

四十二条第一項によれば、その締約国である我が國は、我が國の安全がこれを絶対に必要とする場合に限り、第四条第四項に規定する被保護者の抑留を命ずることができることとなるが、我が国としては、同項の規定に基づいて抑留を行うことは、考えていない。

四の4について

お尋ねの安全地帯等は、第一条約第二十三条、第四条約第十四条及び第十五条並びに第一追加議定書第五十九条及び第六十条に規定する地帯及び地区（以下「特殊地帯」という。）を指すものと思われるが、特殊地帯については、それぞれ、これらの規定に基づき、紛争当事者の宣言等により一方的に、又は紛争当事者間の合意により設定することができるものである。

我が国として、特殊地帯を設定する場合には、紛争当事者間の合意によつて設定されるものについては、敵対する紛争当事者との間で調整を図ることになり、一方的に設定することができるものについては、基本的に対処基本方針の中で定められることになるものと考える。

また、「条約上の規定はあつても、実際問題として自治体の長などが宣言を行うことができるのはか」とお尋ねについては、その趣旨が必ずしも明らかではないが、特殊地帯の設定についての宣言は、前記各条約の規定を踏まえ、我が国においては、国において行われるべきものと考へられるべきものと考へられる。いざにせよ、政府としては、武力攻撃による住民の被害を最小にとどめるよう施策を講じていくことは当然である。

国民保護法案は、その第二章において住民の避難に関する措置について規定しており、国民保護法案第五十二条第一項の規定により、対策本部長が都道府県知事に対し避難措置の指示をし、国民保護法案第五十四条第一項の規定により、避難措置の指示を受けた都道府県知事が市町村長を経由して住民に対し主要な避難の経路、避難のための交通手段その他避難の方法等を示しつつ避難の指示をすることとしている。これらの措置は、お尋ねの「軍事目標主義」と直

接の関係を有するものではないが、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とするものである。

なお、国民が武力攻撃災害を受けた場合の補償の問題については、武力攻撃事態終了後の復興施策の在り方の一環として政府全体で検討すべきものと考えられることから、国民保護法案には規定していない。

四の6について

お尋ねの文化財の保護に関しては、今国会に提出している国際人道法の重大な違反行為の处罚に関する法律案（以下「国際人道法違反处罚法案」という。）第二条において、正当な理由がないのに、戦闘行為として、歴史的記念物、芸術品又は礼拝所のうち、重要な文化財として政令で定めるものを破壊した者を处罚することを規定している。この規定は、第一追加議定書第八十五条（d）に規定する重大な違反行為の处罚のために設けられたものであり、その保護の対象となる物については、千九百五十四年五月十四日の武力紛争の際の文化財の保護に関するハーフグ条約（以下「ハーフ文化財保護条約」という。）による特別の保護を受けるもの等が該当すると解されることを踏まえ、政令においては、これららのものを本罪の対象となる重要な文化財として定めることを考へている。

また、国民保護法案第一百二十五条においては、武力攻撃災害による我が国的重要文化財等（同条第一項の重要な文化財等をいう。以下同じ。）の滅失、き損その他の被害を防止するための文化庁長官の措置命令、重要文化財等の所有者等の文化庁長官に対する支援の求め等について規定している。

さらに、お尋ねのハーフ文化財保護条約の締結については、現在、各國における運用の状況を調査するとともに、締結に向けた検討作業を開始したところである。

四の7について

第一追加議定書第五十六条及び第二追加議定書第五十五条は、ダム、堤防及び原子力発電所について、これらの物が軍事目標である場合であつても、これらを攻撃することが危険な力の放出を引き起こし、その結果文民たる住民の間に重大な損失をもたらすときは、攻撃の対象としてはならないこと等を規定しているほか、第一追加議定書第五十六条の規定に違反する行為のうち一定のものについては、第一追加議定書第八十五条（d）において重大な違反行為とされている。

仮にこれらの規定に違反する行為が行われた場合の处罚については、我が国において行われた場合には、基本的に刑法等に従つて処理することが可能であると考えられるが、いずれにせよ、当該行為の主体、行為地、重大な違反行為に該当するか否か等の諸事情を勘案しつつ、関係する国際法及び関係国の法令に従つて個別具体的に判断されるものである。

仮にアメリカ合衆国軍隊の軍人がジュネーヴ諸条約に違反する行為を行つた場合、アメリカ合衆国はジュネーヴ諸条約の締約国としてしかるべき適切に対処するものと考へられる。アメリカ合衆国軍隊の軍人によるジュネーヴ諸条約に違反する行為を我が国が法律によって处罚できるか否かについては、刑法、国際人道法違反处罚法案等の我が国の方令及び関係する国際法に従つて個別具体的に判断されるものである。

四の8について

このように、国民保護法案においては、国民に対する協力の要請及び国民による自発的な活動への支援を通じて、国民の保護のための措置の実施に万全を期すことができるものと考へており、新たな民間団体を組織することは、考えられないこととしている（国民保護法案第四条第三項）。

お尋ねの「民兵」や「自警団」がいかなるものを指すのか明らかではないが、仮に、これが、武力攻撃事態において、武力攻撃を行つてゐる外國の軍隊その他これに類する組織に該当すると認められるものであるとすれば、その構成員は、捕虜取扱い法典第三条第四号イに掲げる抑留対象者に該当し、捕虜取扱い法典の規定による抑留の対象となり得るものと考へられる。

第一追加議定書第六十一条（b）の文民保護組織としては、基本的に、国民の保護のための措置を実施する指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が該当するものと考へられる。

四の9について

武力攻撃事態等において国際人道法に違反する行為が発生した場合には、関係する国際法及び国内法令に基づき、適切に対応することとな

る。国際刑事裁判所に関するローマ規程（以下「規

防衛組織

とは、公務員以外の国民による組織を想定しているものと考へられるが、国民保護法案においては、国民の協力はその自発的な意にゆだねられるものであつて、その要請に当たつて強制にわたることがあつてはならないことをとした上で（国民保護法案第四条第二項）、地方公共団体等が国民の保護のための措置を実施するに際しては、これを補完する形で国民に協力を要請することができるとしている（国民保護法案第七十条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第八十条第一項等）。さらに、国及び地方公共団体は、自主防災組織及びボランティアにより行わられる国民の保護のための措置に資するための自発的な活動に対し、必要な支援を行うよう努めなければならないこととしている（国民保護法案第四条第三項）。

程」という。)の締結については、政府としては、現在、規程の内容や各國における法整備の状況を精査するとともに、国内法令との整合性等について検討を行つてゐるところであり、我が国が規程を締結するに際して整備することが必要となる国内法の具体的な内容を現段階で特定することは、困難である。

四の12について

学校教育においては、学習指導要領を踏まえ、児童生徒の発達段階に応じて国際法等に関する教育が行われてきており、また、国民一般に対しても、政府は、日本赤十字社とも協調しつつ国際人道法に関する知識の普及に取り組んできているところであり、今後とも、一層の努力を傾注してまいりたいと考えている。

四の13について

日米両国が共同して武力攻撃に対処している場合においては、基本的に、自衛隊の権力内に陥つた捕虜については我が国が取り扱い、アメリカ合衆国軍隊の権力内に陥つた捕虜についてはアメリカ合衆国が取り扱うこととなるものと考えられる。他方、第三条約第十二条第二項の規定による締約国間の移送についての日米両国間での所要の調整が行われた場合には、捕虜取扱い法案第二十三条の規定により第三条約の締約国であるアメリカ合衆国が拘束している捕虜の引渡しを受け、自衛隊においてこれを抑留することができるほか、捕虜取扱い法案第八百四十七条の規定により自衛隊が抑留している捕虜をアメリカ合衆国に移出として引き渡すことができることとなる。

また、日米両国政府は、武力攻撃に際しては、相互に緊密に協力し、整合性を確保しつつ、適切に共同して対処することとなる。したがつて、アメリカ合衆国が第一追加議定書の締約国でないことが、日米の共同対処に影響を与えるとは考えていない。

四の14について

国民保護法案第一章は、住民の避難に関する措置として、対策本部長による警報の発令(国民保護法案第四十四条第一項)及び避難措置の指示(国民保護法案第五十二条第一項)、都道府県知事による避難の指示(国民保護法案第五十四条第一項)、市町村長による避難住民の誘導(国民保護法案第六十二条第一項)等の措置を定めている。また、その第四章において、都道府県知事等による生活関連等施設の安全の確保のため必要な措置(国民保護法案第二百一条)、指定行政機関の長等による危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要な措置(国民保護法案第二百三条)、市町村長等による退避の指示(国民保護法案第二百十二条)等の措置について規定している。これらの措置は、第一追加議定書第五十八条に規定する「予防措置」と直接の関係を有するものではないが、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とするものである。

五の1について

日本国の中の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(平成八年条約第四号)、以下「日米物品役務相互提供協定」という。)を改正するためには、国会に提出している日本国の中の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定による改正後の日米物品役務相互提供協定(以下「改正された協定」という)第六条においては、日本国政府及びアメリカ合衆国政府が、「国際の平和及び安全に寄与するための国際社会の努力の促進、大規模災害への対処その他の目的のために」(同条1)自衛隊又はアメリカ合衆国軍隊が行う活動のために必要な物品又は役務を相手国政府の要請に基づき提供することができる

五の3について

旨を定めているが、改正された協定第六条に基づく自衛隊による物品又は役務の提供は、「その権限の範囲内で」(同条1)、「付表2に定める日本国の法律の規定であつて現に有効なものに従つて」(同条4)行われることとなつている。

同条1にいう目的のために、改正された協定に定める手続の枠組みに従つて自衛隊がアメリカ合衆国軍隊に物品又は役務を提供し得る根拠となる我が国の法律の規定であつて現時点で有効なものについては、既に付表2に掲げてあるが、今後そのような法律の規定が新たに設けられた場合に、迅速に、当該規定に基づく物品又は役務の提供を改正された協定に定める手続の枠組みに従つて行い得るようにするために、改正された協定第十二条3において、付表2を両政府の合意により修正することができる旨を定めたところである。

付表2においては、国会の審議を経て制定された法律の規定が掲げられることとなるため、付表2の修正については、国会の関与が及ぶこととなる。

五の2について

政府は、武力攻撃事態等においては、今国会に提出している武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案(以下「米軍行動関連措置法案」という。)第六条にも規定されているところにより、「武力攻撃事態等への対処」に關し、日米安保条約に基づき、アメリカ合衆国政府と常に緊密な連絡を保つよう努める」ととしており、合衆国軍隊(米軍行動関連措置法案第一条第四号の合衆国軍隊をいう。以下同じ。)の行動に関する情報は、日米間の調整メカニズム等を通じ、アメリカ合衆国側から得られるものと考えている。

国民に対して情報を提供する手段については、情報の内容等に応じ、新聞、放送、インターネット等も含めた様々な媒体を活用している。

五の3について

武力攻撃予測事態と周辺事態(周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号)以下「周辺事態法」という。)第一条の周辺事態をいう。以下同じ。)とは、それぞ別個の法律上の判断に基づくものであり、状況によつては、両者が併存することはあり得る。

その場合であつても、米軍行動関連措置法案の規定上、我が国が実施する行動関連措置(米軍行動関連措置法案第二条第五号の行動関連措置をいう。以下同じ。)は、米軍行動関連措置法案第二条第五号に規定する「日米安保条約に従つて武力攻撃を排除するために必要な準備のための」合衆国軍隊の行動に伴い実施するものに限られる。

また、改正された協定に基づいてアメリカ合衆国軍隊が、行動関連措置として我が国が提供した物品及び役務を受領し、また、使用し得るのは、「武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態に際して・・・」日本国に対する武力攻撃を排除するために必要な行動のために必要な場合に限られる。

また、改正された協定に基づいてアメリカ合衆国軍隊が、行動関連措置として我が国が提供した物品及び役務を受領し、また、使用し得るのは、「武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態に際して・・・」日本国に対する武力攻撃を排除するために必要な行動のために必要な場合に限られる。

加えて、運用上も、日米防衛協力のための指針に示されているとおり、周辺事態が予想される場合及び日本に対する武力攻撃が差し迫つている場合には、日米間の調整メカニズムの運用が早期に開始されることとなり、アメリカ合衆国政府から我が国政府に対して、改正された協定に基づいて弾薬の提供の要請があつた場合にも、必要に応じ、合衆国軍隊がいかなる行動を実施するかといつた点も含め、当該要請に関する適切な調整が行われることとなる。

これらのことにより、行動関連措置は、制度上も運用上も、「日米安全保障条約に従つて武力攻撃を排除するために必要な準備のための」合衆国軍隊の行動に対して実施されることが確保されると考えている。

五の4について

日米防衛協力のための指針にあるとおり、武力攻撃事態において、自衛隊及び米軍は、緊密な協力の下、各々の指揮系統に従つて行動するものであり、これらの間における必要な調整は、日米間の調整メカニズムを通じて行われる。この調整メカニズムとしては、両国政府の局長級及び課長級並びに自衛隊及び在日米軍の

調整の場が構築されている。

五の5について

武力攻撃事態等への対処のために指定行政機関、地方公共団体及び指定公機関が実施する対処措置は、対処基本方針に基づき、相互に連携協力して的確かつ迅速に実施される必要があるが、それぞれの機関が実施する対処措置について調整を図る必要性が生じた場合においては、内閣総理大臣をもつて充てられる対策本部長が総合調整を行う枠組みとなつてある。米軍行動関連措置法第八条に規定する政府による行動関連措置法第八条に規定する政府による地方公共団体との連絡調整についても、対策本部長を中心とする総合調整の枠組みの下で、的確かつ迅速に行われるものと考えている。また、我が国に対する武力攻撃が差し迫っている場合には、日米間の調整メカニズムの運用が早期に開始されることとなり、必要に応じ適切な調整が行われることとなつており、日米両国政府は、整合性を確保しつつ適切に共同で対処することとなる。

五の6について

米軍行動関連措置法第九条においては、防衛庁長官が合衆国軍隊が行う応急措置としての道路に関する工事についての連絡を受けたときは、自衛隊法の関連する規定の例に準じて、関係機関に通知を行うことについて定めている。この連絡は、日米間の調整メカニズム等を通じ、合衆国軍隊から行われるものと考えてい

五の7について

お尋ねの「多国籍軍」がいかなるものを意味するのか必ずしも明らかではないが、そのようなものが編成されるか否かについては、国際連合安全保障理事会決議の採択等を含む国際社会の対応等、その時々における個別具体的な状況によるので、一概に述べることは困難である。

五の8について

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号。以下「日米地位協定」という)については、政府としては、御指摘の点も含め運用の改善に努力しているところであり、引き続き、その時々の問題について運用の改善により機敏に対応していくことが合理的であると考えている。

五の9について

なお、日米地位協定は、武力攻撃事態等においても適用されることとなる。

米軍行動関連措置法第十条第四項において、行動関連措置としての物品及び役務の提供として行う業務の範囲を別表に規定することなく本則で規定しているのは、周辺事態法及び平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法(平成十三年法律第百三十七号)のほか、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法(平成十五年法律第百三十七号。以下「イラク人道復興支援特措法」という)における規定例を参考として、簡潔かつ明りような形で規定することとしたことによるものである。効果に関するお尋ねについては、一般に、特定の法律事項を本

六の(1)の1について

今国会に提出している武力攻撃事態における外國軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案(以下「海上輸送規制法案」という)第六条第一項において海上輸送規制法案第二条第二号イに該当する外國軍用品を廃棄することとしているのは、核兵器、化学兵器、生物兵器及び毒素兵器(以下「核兵器等」という)並びに対人地雷について、その所持等が各種条約や我が国の国内法上禁止されているものであり、特に核兵器等の使用は我が國のみならず国際社会全体にとって極めて重大な影響を及ぼすものであるので、我が国として輸送の継続を容認し得ないと判断したことによるものである。また、核兵器等の運搬手段については、核兵器等と一緒にとなつて用いられるものであり、その拡散を防止するための国際的な取組にかんがみて、これを核兵器等と同様に取り扱うことが適当であると判断したものである。

他方、海上輸送規制法案第六条第二項及び第三項において海上輸送規制法案第二条第二号ロから三までに該当する外國軍用品の輸送を停止することとしているのは、これらの物品の法的な位置付けが核兵器等及び対人地雷とは同等ではなく、また、これらの物品の所有者が外國軍隊等ではない場合も考えられること等にかんがみ、武力攻撃事態が終結するまでの間輸送を停止することでこれらの物品が我が国に対する武力攻撃の用に供されることは防止することが可能である

六の(1)の2について

海上輸送規制法案第十六条の「外國軍用品等を輸送していることを疑うに足りる相当な理由がある」との判断については、船舶の外観、航海の態様、乗組員等の異常な挙動その他周囲の事情等に照らし、適切に行つことが可能であると考えている。

二六

六の(2)の1について

武力攻撃事態等においては、対策本部(事態対処法第十条第一項の対策本部をいう。以下同じ。)において、指定行政機関、地方公共団体及び指定公機関が実施する対処措置の総合的な推進に関する事務をつかさどることとされたり、当該総合的な推進を図るために必要な情報については、すべて対策本部に集約されることとなる。また、今国会に提出している武力攻撃事態等における特定公施設等の利用に関する法律案(以下「特定公施設利用法案」という。)第六条第四項(特定公施設利用法案第十条第二項、第十二条第二項、第十三条第二項、第五条第二項及び第十七条第二項において準用する場合を含む)において、特定公施設等(特定公施設利用法案第二条第三項の特定公施設等をいう。以下同じ。)の利用に関する必要が

あると認めるときは、対策本部長が、関係する地方公共団体の長その他の執行機関及び指定公機関に対し、必要な情報の提供を求めることができる」とされている。さらに、特定公共施設等の利用指針を定める場合には、対策本部長が、必要に応じ対策本部の構成員である対策本部員等(事態対処法第十一条第三項の対策副本部長、対策本部員その他の職員をいう。)の意見を聴くことは当然であるほか、特定公共施設利用法案第六条第三項(特定公共施設利用法案第十一条第二項、第十二条第二項、第十三条第二項、第十五条第二項及び第十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、関係する地方公共団体の長その他の執行機関及び指定公機関の意見を聽かなければならないこととされている。

このようなことから、対策本部長において、適時適切にこれら的情報や意見を踏まえ、「総合的に勘案し、適切に判断」することは十分に可能であると考える。

なお、武力攻撃事態等において、適時適切に特定公共施設等の利用指針を定めることができると、平素から様々な場合を想定して、それがの場合に対応した特定公共施設等の利用指針の案を検討しておく等必要な準備を行つておることは、当然である。

六の(2)の2について

指定行政機関等は、特定公共施設利用法案第五条の規定により、対処措置等(特定公共施設利用法案第二条第二項の対処措置等をいう。以下同じ。)を実施するに際しては、特定公共施設等の利用指針を踏まえ、適切にこれらを利用し、又は利用させる責務を負うこととされており、国土交通大臣が航空管制を行うに際しても、対策本部長が定める空域の利用指針を踏まえ、適切にこれを実施することとなる。

お尋ねの「民間航空機の管制」については、特

定公共施設利用法案第十六条において、国土交通大臣が、空域の利用指針に基づき、航空機の航行の安全を確保するため、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第九十六条の規定による措置(航空交通の指示)を適切に実施しなければならない旨を明記しているところである。

当該無線局により当該特定の無線通信を行うときを除き、同条第三項の規定により、電波法第一百二条の二第一項各号に掲げる無線通信を含め、特定公共施設利用法案第十八条第一項各号に掲げる無線通信を行ふ他の無線局に対し、その運用を阻害するよつて混信その他の妨害を与えないように運用しなければならないこととされている。

こととされている。また、特定公共施設利用法案第六条第三項(特定公共施設利用法案第十一条第三項、第十二条第二項、第十三条第二項、第十五条第二項及び第十七条第二項において準用する場合を含む。)においては、「対策本部長は・・・利用指針を定める場合には、関係する地方公共団体の長・・・の意見を聽かなければならない」旨を明記しているところである。このようなことから、対策本部長が、その時々の状況を総合的に勘案し、適切に判断した上で特定公共施設等の利用指針を定めるに際し、住民の避難等に関する主要な役割を担うこととされている地方公共団体の長等の意見を尊重することは当然であり、避難住民の保護の観点から特に問題があるとは考えていない。

特定公共施設利用法案においては、国民の理解と協力を得つつ特定公共施設等の円滑かつ効果的な利用を確保するため、特定公共施設利用法案第六条第五項（特定公共施設利用法案第十二条第二項、第十二条第二項、第十三条第二項、第十五条第二項及び第十七条第二項において準用する場合を含む。）において、対策本部長が特定公共施設等の利用指針を定めたときは、その

いざれにせよ、特定公共施設利用法案第十七条第一項に規定する対策本部長による電波の利用指針の策定や特定公共施設利用法案第十八条第一項に規定する当該電波の利用指針に基づき総務大臣が講ずる措置の実施に際しては、国民保護法案第五十条の規定に基づき警報の内容を放送しなければならないこととされている放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の当該放送の重要性を勘案し、適切に電波の利用の調整が図られる必要があると考える。

なお、対策本部長は、その時々の状況を総合的に勘案し、適切に判断した上で電波の利用指針を定め、又は適時にその見直しを行うものであり、利用を優先すべき電波の内容等をあらかじめ確定することは、困難である。

なお、対策本部長は、その時々の状況を総合的に勘案し、適切に判断した上で電波の利用指針を定め、又は適時にその見直しを行うものであり、利用を優先すべき電波の内容等をあらかじめ確定することは、困難である。

六の(2)の5について

地方公共団体は、国民保護法案第三条第二項の規定により、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進する責務を有する

通信を行うときを除き、その運用を阻害するよ
うな混信その他の妨害を受けることはない。
また、特定公共施設利用法案第十八条第一項
の規定により特定の無線通信を優先させるため
に総務大臣が講ずる措置は、あくまでも当該優
先させる無線通信を行う無線局に係る電波法
(昭和二十五年法律第百三十一号) 第百四条の二
第一項の規定により付した免許の条件の変更等
の措置であり、当該無線局以外の無線局に対
し、電波の発射停止、運用制限等を行うもので
はない。

電波法第二百二条の二第一項第一号に掲げる放送の業務の用に供する無線局の無線設備による放無線通信を含め、同項各号に掲げる無線通信は、いずれも公共性が高く、武力攻撃事態等においても可能な限りこれを保護する必要があるため、特定公共施設利用法案第十八条第一項第一号に掲げる無線通信を行う無線局は、同項の規定により総務大臣が特定の無線通信を行う無線局について必要な措置を講じた場合において

することは困難であると考えるが、前記のような事項に該当するものでない限り、適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにするよう努めてまいりたい。

六の(2)の7について

お尋ねの「製造業者が専有している施設」について、どのような用途に供され、また、どのような形態により専有されているものを想定しておられるのか明らかではないが、いずれにせよ、港湾施設の円滑かつ効果的な利用を確保するに際し、港湾管理者等関係者の意向に配慮することは、当然である。

なお、港湾管理者が管理する港湾施設のうち普通財産であるものについては、一般的に、民間事業者に対して貸し付けられており、当該港湾施設の利用については、対処措置等の実施主体である指定行政機関等が当該民間事業者との間において必要な調整を行うことで足りることから、特定公共施設利用法案第一条第四項に規定するとおり、特定公共施設利用法案の「港湾施設」からは、普通財産である港湾施設を除いているところである。

六の(2)の8及び六の(2)の9について

特定公共施設利用法案第八条第二項(特定公共施設利用法案第九条第二項において準用する場合を含む。)又は第九条第四項に規定する船舶の移動の命令は、特定公共施設利用法案第八条第一項(特定公共施設利用法案第九条第二項において準用する場合を含む。)又は第九条第三項の規定に基づき特定の港湾施設の利用に係る許可その他の処分が変更され、又は取り消されたにもかかわらず引き続き当該港湾施設の利用を継続する船舶の船長等に対して、当該船舶の移動が必要であると認めるときに港湾管理者又は内閣総理大臣が発するものである。その際の当該船舶の移動に伴う安全については、現場の事情に精通している港湾管理者による命令の場合

はもとより、内閣総理大臣が国土交通大臣を指揮して船舶の移動を命ずる場合においても、特定公共施設利用法案第四条の規定により、港湾管理者は、港湾施設を管理運営するに際して、対策本部長との緊密な連携を図る責務を有しており、当該命令の対象となる船舶の船長等から得た情報を含め、必要な情報はすべて対策本部長に伝えられることとなるものであり、このようないくにせよ、特定公共施設利用法案第十七条第一項に規定する対策本部長による電波の利用指針や特定公共施設利用法案第十八条第一項に規定する当該電波の利用指針に基づき総務大臣が講ずる措置の実施に際しては、船舶局に対し、電波の発射停止、運用制限等を行なうものではない。

また、特定公共施設利用法案第十四条第一項の規定により海上保安庁長官が行う船舶の航行制限の措置は、対策本部長がその時々の状況を総合的に勘案し、適切に判断した上で定める海域の利用指針に基づき、特定の海域を航行することができる船舶又は時間を制限するものであるが、その目的は、そもそも船舶の航行の安全を確保することにあるものである。

官 報 (号外)

政府の対応を明らかにされたい。

四 政府は、嘉手納騒音訴訟第一審判決並びに同控訴審判決で支払った損害賠償金及び遅延損害金等のうち、日米地位協定第一八条第五項に基づいていくらの金額をアメリカ合衆国政府に分担請求をしたか、また、分担請求に応じてアメリカ合衆国政府から支払われた時期及び金額を明らかにし、政府の具体的な対応を明らかにされたい。

五 政府が前記四の損害賠償金及び遅延損害金等の分担請求をアメリカ合衆国政府に求めていない場合、その理由を明らかにされたい。

また、政府がアメリカ合衆国政府に分担請求をしたがアメリカ合衆国政府が支払いを拒絶している場合、アメリカ合衆国政府が示している拒絶理由並びに政府が支払請求をした年月日の詳細を明らかにされたい。

六 もし、日米地位協定に基づく損害賠償金の求償が実現していない場合、アメリカ合衆国政府は日米地位協定を遵守しておらず、納税者である国民の納得は得られないと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一五九第九二号

平成十六年五月十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員照屋寛徳君提出日米地位協定に基づく嘉手納騒音訴訟の損害賠償金の分担に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員照屋寛徳君提出日米地位協定に基づく嘉手納騒音訴訟の損害賠償金の分担

〔について〕
御指摘の「嘉手納基地騒音差止等請求事件」

平成十六年五月十八日 衆議院会議録第三十二号

議長の報告 行政事件訴訟法の一部を改正する法律案及び同報告書

(以下「嘉手納基地騒音差止等請求事件(一から三次)」といふ。)については、平成六年二月二十一日に提出今国会提出の著作権法の一部を改正する法律案に於ける実務の取り扱いに関する質問に對して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十六年五月二十六日までに答弁する旨の国会法第七十五

四日、那覇地方裁判所沖縄支部において、国に損害賠償金として総額八億七百四十五万七百円の支払を命ずる旨の判決が言い渡されたところである。

この判決に對しては、防衛施設庁において、飛行差止め、騒音規制及び将来分の損害賠償の各請求について、國の主張が認められたことは妥当であるが、過去分の損害賠償請求の一部が認容されたことについては、裁判所の理解が得られず残念である旨の談話を公表したところである。

二について
御指摘の「嘉手納基地騒音差止等請求控訴事件(二から三次)」(以下「嘉手納基地騒音差止等請求控訴事件」といふ。)については、平成十年五月二十二日、福岡高等裁判所那覇支部において、國に損害賠償金として総額十三億七千三百二十五万四千円の支払を命ずる旨の判決が言い渡されたところである。

この判決に對しては、防衛施設庁において、判決の内容は、過去分の損害賠償について、原告の請求の一部を認容したものであり、國の主張が認められず残念である旨の談話を公表したところである。

三について
お尋ねは、嘉手納基地騒音差止等請求事件(一から三次)及び嘉手納基地騒音差止等請求控訴事件(一から三次)の判決に起因して國が原告らに對して支払った損害賠償金以外の金額を問うものと解されるところ、國は、原告らに對し遅延損害金として、平成六年二月二十四日に仮執行額一億四千五百九十一万七千八百四十六円を、平成十年六月二十五日に二千二百五十六万六千四百六円をそれぞれ支払つており、その総額は、右仮執行額として支払つた額のうち平成

十年七月二日に原告らの一部から返納された八十七万九千七百九十五円を差し引いて、一億六千七百六十万四千四百五十七円となる。

また、訴訟費用については、訴訟費用額確定手続の申立てがなされなかつたことから、国及び原告らのいずれの側からも支払つていない。

四から六までについて
アメリカ合衆国(以下「合衆国」といふ。)軍隊の航空機による騒音に係る訴訟に関する損害賠償金等の、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号)に基づく分担の在り方については、我が國の立場と合衆国側の立場が異なつてゐることから、合衆国政府との間で協議を行つたところであり、合衆国政府との協議はなお妥結を見ていない。

なお、個別の訴訟への対応に関する協議の内容を含め、合衆国政府との具体的な協議の内容については、これを公にすると合衆国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあること等から答弁を差し控えたい。

〔答弁通知書受領〕

一、去る十四日、内閣から、衆議院議員稻見哲男君提出青森県六ヶ所再処理工場の劣化ウラン試験運転に関する質問に對して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十六年六月七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十四日、内閣から、衆議院議員中根康浩君提出公的年金の支給業務に関する質問に對して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十六年五月二十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

右に提出する。

平成十六年三月二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

行政事件訴訟法の一部を改正する法律案

一、去る十四日、内閣から、衆議院議員奥田建外一名提出今国会提出の著作権法の一部を改正する法律案に於ける実務の取り扱いに関する質問に對して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十六年五月二十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十四日、内閣から、衆議院議員川内博史君外一名提出文化審議会著作権分科会のあり方に関する質問に對して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十六年五月二十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十四日、内閣から、衆議院議員中根康浩君提出公的年金の支給業務に関する質問に對して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十六年五月二十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

第十四条第四項を同条第三項とする。

第二十三条第一項中「他の」を「処分又は裁決をした行政庁以外の」に改める。

第二十三条の次に次の二条を加える。

(説明処分の特則)

第二十三条の二 裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。

一 被告である国若しくは公団体に所属する行政庁又は被告である行政庁に対し、処分又は裁決の内容、処分又は裁決の根拠となる法令の条項、処分又は裁決の原因となる事実その他の処分又は裁決の理由を明らかにする資料(次項に規定する審査請求に係る事件の記録を除く。)であつて当該行政庁が保有するものの全部又は一部の提出を求める。

二 前号に規定する行政庁に対する裁決を経た後に取消訴訟の提起があつたときは、次に掲げる処分をすることができる。

一 被告である國若しくは公団体に所属する行政庁又は被告である行政庁に対し、当該審査請求に係る事件の記録であつて当該行政庁が保有するものの全部又は一部の提出を求めること。

二 前号に規定する行政庁に対する裁決を経た後に取消訴訟の提起があつたときは、次に掲げる処分をすることができる。

一 裁判所は、処分についての審査請求に対する裁決を経た後に取消訴訟の提起があつたときは、次に掲げる処分をすることができる。

二 裁判所は、前号に規定する行政庁に対する裁決を経た後に取消訴訟の提起があつたときは、次に掲げる処分をすることができる。

二 前号に規定する行政庁に対する裁決を経た後に取消訴訟の提起があつたときは、次に掲げる処分をすることができる。

一 裁判所は、前号に規定する行政庁に対する裁決を経た後に取消訴訟の提起があつたときは、次に掲げる処分をすることができる。

二 裁判所は、前号に規定する行政庁に対する裁決を経た後に取消訴訟の提起があつたときは、次に掲げる処分をすることができる。

二 裁判所は、前号に規定する行政庁に対する裁決を経た後に取消訴訟の提起があつたときは、次に掲げる処分をすることができる。

二 裁判所は、前号に規定する行政庁に対する裁決を経た後に取消訴訟の提起があつたときは、次に掲げる処分をすることができる。

二 裁判所は、前号に規定する行政庁に対する裁決を経た後に取消訴訟の提起があつたときは、次に掲げる処分をすることができる。

二 裁判所は、前号に規定する行政庁に対する裁決を経た後に取消訴訟の提起があつたときは、次に掲げる処分をすることができる。

二 前号に規定する行政庁に対する裁決を経た後に取消訴訟の提起があつたときは、次に掲げる処分をすることができる。

二 前号に規定する行政庁に対する裁決を経た後に取消訴訟の提起があつたときは、次に掲げる処分をすることができる。

し、同号に規定する事件の記録であつて当該行政庁が保有するものの全部又は一部の送付を嘱託すること。

第二十五条第二項中「回復の困難な」を「重大な」に改め、同条中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の二条を加える。

3 裁判所は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たつては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案するものとする。

4 前項に規定する法律上の利益の有無の判断については、第九条第二項の規定を準用する。

5 義務付けの訴えが第一項及び第三項に規定する要件に該当する場合において、その義務付けの訴えに係る処分につき、行政庁がその処分をすべきであることがその処分の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ又は行政庁がその処分をしないことがその裁量権の範囲を超えることは、裁判所は、行政庁がその処分をすべき旨を命ずる判決をする。

6 第二十六条第二項中「前条第四項から第七項まで」を「前条第五項から第八項まで」に改める。

7 第三十三条第一項中「当事者たる」を「処分又は裁決をした」に改める。

8 第三十七条の次に次の見出し及び四条を加える。

(義務付けの訴えの要件等)

第三十七条の二 第三条第六項第一号に掲げる場合において、義務付けの訴えは、一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、その損害を避けるため他に適当な方法がないときに限り、提起することができる。

二 当該法令に基づく申請又は審査請求を却下し又は棄却する旨の処分又は裁決がされた場合において、当該処分又は裁決が取り消されるべきものであり、又は無効若しくは不存在であること。

二 前項の義務付けの訴えは、同項各号に規定する法令に基づく申請又は審査請求をした者に限り、提起することができる。

3 第一条の義務付けの訴えを提起するときは、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各

処分すべき旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り、提起することができる。

4 前項に規定する法律上の利益の有無の判断については、第九条第二項の規定を準用する。

5 義務付けの訴えに係る訴訟の管轄は、第三十条第一項において準用する第十二条の規定にかかわらず、その定めに従つ。

6 第一項第一号に掲げる要件に該当する場合、同号に規定する処分又は裁決に係る不作為の違法確認の訴え

7 第一項第二号に掲げる要件に該当する場合、同号に規定する処分又は裁決に係る取消訴訟又は無効等確認の訴え

8 第一項第三号に掲げる要件に該当する場合において、義務付けの訴えは、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときに限り、提起することができる。

9 前項の規定により併合して提起された義務付けの訴え及び同項各号に定める訴えに係る弁論及び裁判は、分離しないでしなければならない。

10 第一項第四号に掲げる要件に該当する場合において、義務付けの訴えに係る処分又は裁決につき、行政庁がその処分若しくは裁決をしないことによる訴えをその義務付けの訴えに併合して提起しなければならない。この場合において、当該各号に定める訴えに係る訴訟の管轄について他の法律に特別の定めがあるときは、当該義務付けの訴えに係る訴訟の管轄は、第三十条第一項において準用する第十二条の規定にかかわらず、その定めに従つ。

号に定める訴えをその義務付けの訴えに併合して提起しなければならない。この場合において、当該各号に定める訴えに係る訴訟の管轄について他の法律に特別の定めがあるときは、当該義務付けの訴えに係る訴訟の管轄は、第三十条第一項において準用する第十二条の規定にかかわらず、その定めに従つ。

11 同号に規定する処分又は裁決に係る不作為の違法確認の訴え

12 第一項第五号に掲げる要件に該当する場合において、義務付けの訴えに係る処分又は裁決に係る不作為の違法確認の訴え

13 第一項第六号に掲げる要件に該当する場合において、義務付けの訴えに係る処分又は裁決に係る不作為の違法確認の訴え

14 第一項第七号に掲げる要件に該当する場合において、義務付けの訴えに係る処分又は裁決に係る不作為の違法確認の訴え

15 第一項第八号に掲げる要件に該当する場合において、義務付けの訴えに係る処分又は裁決に係る不作為の違法確認の訴え

16 第一項第九号に掲げる要件に該当する場合において、義務付けの訴えに係る処分又は裁決に係る不作為の違法確認の訴え

17 第一項第十号に掲げる要件に該当する場合において、義務付けの訴えに係る処分又は裁決に係る不作為の違法確認の訴え

18 第一項第十一号に掲げる要件に該当する場合において、義務付けの訴えに係る処分又は裁決に係る不作為の違法確認の訴え

19 第一項第十二号に掲げる要件に該当する場合において、義務付けの訴えに係る処分又は裁決に係る不作為の違法確認の訴え

20 第一項第十三号に掲げる要件に該当する場合において、義務付けの訴えに係る処分又は裁決に係る不作為の違法確認の訴え

21 第一項第十四号に掲げる要件に該当する場合において、義務付けの訴えに係る処分又は裁決に係る不作為の違法確認の訴え

22 第一項第十五号に掲げる要件に該当する場合において、義務付けの訴えに係る処分又は裁決に係る不作為の違法確認の訴え

23 第一項第十六号に掲げる要件に該当する場合において、義務付けの訴えに係る処分又は裁決に係る不作為の違法確認の訴え

24 第一項第十七号に掲げる要件に該当する場合において、義務付けの訴えに係る処分又は裁決に係る不作為の違法確認の訴え

25 第一項第十八号に掲げる要件に該当する場合において、義務付けの訴えに係る処分又は裁決に係る不作為の違法確認の訴え

26 第一項第十九号に掲げる要件に該当する場合において、義務付けの訴えに係る処分又は裁決に係る不作為の違法確認の訴え

27 第一項第二十号に掲げる要件に該当する場合において、義務付けの訴えに係る処分又は裁決に係る不作為の違法確認の訴え

28 第一項第二十一号に掲げる要件に該当する場合において、義務付けの訴えに係る処分又は裁決に係る不作為の違法確認の訴え

29 第一項第二十二号に掲げる要件に該当する場合において、義務付けの訴えに係る処分又は裁決に係る不作為の違法確認の訴え

30 第一項第二十三号に掲げる要件に該当する場合において、義務付けの訴えに係る処分又は裁決に係る不作為の違法確認の訴え

31 第一項第二十四号に掲げる要件に該当する場合において、義務付けの訴えに係る処分又は裁決に係る不作為の違法確認の訴え

定める訴えについてのみ終局判決をすることが

より迅速な争訟の解決に資すると認めるときは、当該訴えについてのみ終局判決をすることが

ができる。この場合において、裁判所は、当該

訴えについてのみ終局判決をしたときは、当事者の意見を聽いて、当該訴えに係る訴訟手続が

完結するまでの間、義務付けの訴えに係る訴訟手続を中止することができる。

7 第一項の義務付けの訴えのうち、行政庁が一定の裁決をすべき旨を命ずることを求めるものは、処分についての審査請求がされた場合において、当該処分に係る処分の取消しの訴え又は無効等確認の訴えを提起することができないときに限り、提起することができる。

(差止めの訴えの要件)

第三十七条の四 差止めの訴えは、一定の処分又

は裁決がされることにより重大な損害を生ずるおそれがある場合に限り、提起することができる。ただし、その損害を避けるため他に適当な方法があるときは、この限りでない。

2 裁判所は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たつては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分又は裁決の内容及び性質をも勘案するものとする。

3 差止めの訴えは、行政庁が一定の処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り、提起することができる。

4 前項に規定する法律上の利益の有無の判断については、第九条第二項の規定を準用する。

ることができない。

4 第二十五条第五項から第八項まで、第二十六条から第二十八条まで及び第三十三条第一項の規定は、仮の義務付け又は仮の差止めに関する事項について準用する。

5 前項において準用する第二十五条第七項の即時抗告についての裁判又は前項において準用する第二十六条第一項の決定により仮の義務付けの決定が取り消されたときは、当該行政庁は、当該仮の義務付けの決定に基づいてした処分又は裁決を取り消さなければならない。

6 第三十八条第一項中「第二十四条まで」を「第二十三条まで、第二十四条」に改め、「抗告訴訟に」の下に「について」を加え、同条第三項中「第二十五条」を「第二十三条の二、第二十五条」に改め、「訴えに」の下に「について」を加える。

7 第四十一条第一項を次のように改める。

「法令に出訴期間の定めがある当事者訴訟は、その法令に別段の定めがある場合を除き、正当な理由があるときは、その期間を経過した後であつても、これを提起することができる。」

8 第四十一条第二項中「規定は、」の下に「法令に」を、「当事者訴訟に」の下に「について」を加える。

9 第四十二条第一項中「当事者訴訟に」を「当事者訴訟について、第二十三条の二の規定は当事者訴訟における処分又は裁決の理由を明らかにする資料の提出について」に改める。

10 第四十五条第四項中「争点に關し」を「争点について第二十三条の二及び」に、「裁判に關し」を「裁判について」に改める。

11 第四十五条第四項中「争点に關し」を「争点について」に改める。

(取消訴訟等の提起に関する事項の教示)

第四十六条 行政庁は、取消訴訟を提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該

処分を口頭でする場合は、この限りでない。

1 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者

2 行政庁は、法律に処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、その旨

3 法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を提起するに当たつては、当該処分の相手方に対し、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

4 行政庁は、法律に処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起する場合において、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

5 行政庁は、当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

6 行政庁は、当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

7 一 当該訴訟の被告とすべき者

8 二 当該訴訟の出訴期間

9 附則の次に次の別表を加える。

官報(号外)

別表(第十二条関係)

名 称	根 拠 法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)
核燃料サイクル開発機構	核燃料サイクル開発機構法(昭和四十二年法律第七十三号)
関西国際空港株式会社	関西国際空港株式会社法(昭和五十九年法律第五十三号)
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法(昭和三十二年法律第八十三号)
国際協力銀行	国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)
国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)
国立大学法人	国立大学法人法(平成十五年法律第一百十二号)
住宅金融公庫	住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第一百五十六号)
首都高速道路公团	首都高速道路公团法(昭和三十四年法律第一百三十三号)
商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)
総合研究開発機構	総合研究開発機構法(昭和四十八年法律第五十一号)
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
地方競馬全国協会	競馬法(昭和二十三年法律第一百五十八号)
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第一百三十八号)
日本銀行	日本銀行法(平成九年法律第八十九号)
日本原子力研究所	日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第九十二号)
日本小型自動車振興会	小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)
日本自転車振興会	自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)
日本船舶振興会	モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)
日本道路公团	日本道路公团法(昭和三十一年法律第六号)
日本郵政公社	日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)
年金資金運用基金	年金資金運用基金法(平成十二年法律第十九号)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三十八条第三号及び第四十五条の規定

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十五年法律第六十一号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

二 附則第四十八条中独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四十号)第二十三条第二項の改正規定

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日

(経過措置に関する原則)

第二条 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定により生じた効力を

妨げない。

(被告適格に関する経過措置)

農水産業協同組合貯金保険機構 号)	農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三 号)
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)
阪神高速道路公团	阪神高速道路公团法(昭和三十七年法律第四十三号)
放送大学学園	放送大学学園法(平成十四年法律第一百五十六号)
本州四国連絡橋公团	本州四国連絡橋公团法(昭和四十五年法律第八十一号)
預金保険機構	預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)

事業法(平成八年法律第三十九号)附則第三十四条及び附則第四十四条の規定による改正後の塩
条の規定にかかると、なお従前の例による。

(出訴期間に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にその期間が満了した
処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、
は、なお従前の例による。

(取消訴訟等の提起に関する事項の教示に関する
経過措置)

第五条 この法律の施行前にされた処分又は裁決
について、新法第四十六条の規定は、適用し
ない。

(砂防法等の一部改正)

第六条 次に掲げる法令の規定中「三箇月」を「六
箇月」に改める。

三 条第一項

一 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第四十
二 水害予防組合法(明治四十一年法律第五十
号)第五十条第四項

三 運河法(大正二年法律第十六号)第四条第五
項及び第十五条第三項

四 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)
第四十四条第一項

五 航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)
第十三条第二項

六 学校施設の確保に関する政令(昭和二十四
年政令第三十四号)第二十三条第一項

七 森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第
五十三号)第八条第五項

八 水路業務法(昭和二十五年法律第一百二号)第
十五条第三項

十 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第百六十一号)第十八条の三第三項

十一 気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)第四十条第三項
(供託法及び不動産登記法の一部改正)

第七条 次に掲げる法律の規定中「第三十四条第二項乃至第六項」を「第三十四条第二項乃至第七項」に改める。

一 供託法(明治三十一年法律第十五号)第一条ノ八

二 不動産登記法(明治三十一年法律第二十四号)第五十七条ノ二

(陸上交通事業調整法等の一部改正)

第八条 次に掲げる法律の規定中「三月」を「六月」に改める。

一 陸上交通事業調整法(昭和十三年法律第七十号)第十条第一項

二 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第二十七条第三項

三 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十条の十一の六第一項ただし書

四 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第八十五条の三第一項ただし書

五 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第一百五十五条第九項

六 特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)第二百八十三条第一項

七 電気事業法(昭和三十九年法律第百六十五号)第三十三条第一項

八 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年

第一項 法律第百十号)第十四条第一項及び第十七条
九 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第十五条の十二第一項ただし書
十 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第七十二条第一項
十一 林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第八条第四項
十二 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和四十八年法律第四十八号)第四条第七項
十三 石油需給適正化法(昭和四八年法律第二百二十二号)第十条第九項
十四 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第二百一号)第十七条第一項
十五 成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法(昭和五十三年法律第四十二号)第四条第二項
十六 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第三十五条第八項
十七 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二十二条第九項
十八 持続的養殖生産確保法(平成十一年法律第五十一条)第九条第四項
(地方自治法の一部改正)
第九条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
第九十六条第一項第十二号中「訴えの提起」の下に「普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決(行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処

分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下十九条の三第三項において同じ。)に係る同法第十一條第一項(同法第三十八条第一項(同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟(以下本号、第一百五条の二、第一百九十二条及び第一百九十九条の三第三項において同じ。)に係る同法第十二條及び第一百九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。)に係るものを除く。)を、「和解」の下に「(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るもの)を除く。」を加える。

び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

第十六条第四項中「第一百三十三条」を「第二百三十三条第二項及び第三項」に改める。

第二十九条第一項中「第一百三十三条第二項」を「第二百三十三条第三項」に改める。

「第二百三十三条第三項」を「第二百三十三条第二項及び第三項」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律の一部改訂)

第二十六条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律(昭和二十七年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「訴」を「訴え」に改め、同条第一項中「三箇月」を「六箇月」に、「訴」を「訴え」に改め、同条第一項中「訴」を「訴え」に改める。

(農山漁村電気導入促進法の一部改訂)

第二十七条 農山漁村電気導入促進法(昭和二十七年法律第三百五十八号)の一部を次のように改正する。

第二百四十三号の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「訴」を「訴え」に改め、同条第一項中「三箇月」を「六箇月」に、「訴」を「訴え」に改め、同条第一項中「訴」を「訴え」に改める。

(警察法の一部改訂)

第三十条 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十九条」を「第八十一条」に改める。

第七十九条を第八十一条とし、第七十八条の二を第七十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

(抗告訴訟等の取扱い)

第八十条 都道府県公安委員会は、その処分

(行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十号)第三条第二項に規定する処分をいう。

手続法等に改め、同条に次の二項を加える。

2 この法律に基づいて行う処分(行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第三条第二項に規定する処分をいう。)又は裁決(同条第二項に規定する処分をいう。)又は裁決(同条第三項に規定する裁決をいう。)に係る抗告訴訟(同条第一項に規定する抗告訴訟をいう。)については、同法第十二条第四項及び第五項(これらは規定を同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律の一部改正)

第二十九条 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「訴」を「訴え」に改め、同条第一項中「三箇月」を「六箇月」に、「訴」を「訴え」に改め、同条第一項中「訴」を「訴え」に改める。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改訂)

第三十一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第五十六条 条款等の行為による特別損失の補償に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

(抗告訴訟等の取扱い)

第五十六条 教育委員会は、教育委員会若しくはその権限に属する事務の委任を受けた行政

府の処分(行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第三条第二項に規定する処分を含む。)の規定による地方公共団体を被告とする訴訟について、当該地方公共団体を代表する。

以下この条において同じ。)若しくは裁決(同法第三項に規定する裁決をいう。以下この条において同じ。)又はその管理する方面公安委員会若しくは都道府県警察の職員の処分若しくは裁決に係る同法第十二条第一項(同法第三十八条第一項(同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による地方公共団体を被告とする訴訟について、当該地方公共団体を代表する。

二 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十号)第三十四条第一項

一 自然公園法(昭和三十一年法律第百六十一号)第五十三条第一項

二 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十号)第三十四条第一項

三 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第四号

十四条第四項

四 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十二条第四号

五号)第三十四条第一項

(水道法の一部改正)

第三十三条 水道法(昭和三十一年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。

第四十条第六項及び第四十二条第五項中「起算して」を削り、「訴」を「訴え」に改める。

(國稅徵收法の一部改訂)

第三十四条 国稅徵收法(昭和三十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第一百七十二条第二項中「当該訴」を「当該訴え」に、「第三項」を「第二項」に、「により訴」を「により訴え」に改める。

(公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正)

第三十五条 公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「第一百三十三条第一項」を「第二百三十三条第二項及び第三項」に改める。

(国税通則法の一部改正)

第三十六条 国税通則法の一部を次のように改正する。

第一百六条第一項中「となつた税務署長又は税関長」を「である國」に改める。
(行政不服審査法の一部改正)

第三十七条 行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第四項中「回復の困難な」を「重大な」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前三項」を「第二項から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 審査庁は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たつては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案するものとする。

第五十七条第一項中「期間を」の下に「書面で」を加える。

(商業登記法等の一部改正)

第三十八条 次に掲げる法律の規定中「第三十四條第二項から第六項まで」を「第三十四条第二項から第七項まで」に改める。

一 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十一十五号)第百十九条
二 債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十一年法律第百四号)第十五

三 後見登記等に関する法律(平成十一年法律第百五十二号)第十六条

(後見登記等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十九条 この法律の施行の日が行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日前における後見登記等に関する法律第十五条の規定の適用については、同条中「第三十四条第二項から第六項まで」とあるのは、「第三十四条第二項から第七項まで」とする。

第四十条 次に掲げる法律の規定中「起算して」を削る。

(河川法等の一部改正)

第四十一条 次に掲げる法律の規定中「起算して」を削る。

(河川法等の一部改正)

第四十二条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)の一部を

第四十三条 第二十一項中「第十四条第四項」を「第十四条第三項」に改める。

(たばこ事業法の一部改正)

第四十四条 第二十三項第一項中「次項において同じ」を削り、同条第二項中「大蔵大臣を相手方」を「国を被告」に改める。

(塩事業法の一部改正)

第四十五条 塩事業法の一部を次のように改正する。

(附則第三十四条第一項中「次項において同じ」を削り、同条第二項中「大蔵大臣を相手方」を「国を被告」に改める。

第四十六条 第二項中「大蔵大臣を相手方」を「國を被告」に改める。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第四十七条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第百二十一号)の一部を

第四十八条 マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成九年法律第四十九号)第二百四十六条第六項及び第二百四十七条第二項

六項

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第四十九条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改

正する。

別表第一の一の二の項ハ中「申立て」の下に「又は仮の義務付け若しくは仮の差止めの申立て」を加え、同表一七の項ホ中「取消しの申立て」を「第二十一條」に改める。

て」の下に「若しくは仮の義務付け若しくは仮の差止めの決定の取消しの申立て」を加える。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第四十二条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)第十二條第四項の規定により同項に規定するに、「訴え」を開示決定等の取消しを請求する訴訟(次項及び附則第二項において「情報公開訴訟」という。)に、「であつて」を「において」は、同法第十二条第五項の規定にかかる不服申立てに対する裁決若しくは決定の取消しを請求する訴訟(次項及び附則第二項において「情報公開訴訟」という。)に、「であつて」を「に」に係る抗告訴訟(同法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。)に、「場合において」を「とき」に、「行政事件訴訟法第十二条」を「同法第十二条第一項から第三項まで」に改め、同項を同条とし、同条に次の一項を加える。

附則第三十四条第一項中「次項において同じ」を削り、同条第二項中「大蔵大臣を相手方」を「國を被告」に改める。

第四十三条 第二十一項中「第十四条第四項」を「第十四条第三項」に改める。

(たばこ事業法の一部改正)

第四十四条 第二十三項第一項中「次項において同じ」を削り、同条第二項中「大蔵大臣を相手方」を「國を被告」に改める。

(附則第三十四条第一項中「次項において同じ」を削り、同条第二項中「大蔵大臣を相手方」を「國を被告」に改める。

第四十五条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第百二十一号)の一部を

第四十六条 第二項中「大蔵大臣を相手方」を「國を被告」に改める。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第四十七条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第百二十一号)の一部を

第四十八条 判所に開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟で情報公開訴訟以外のものが提起された場合について準用する。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第四十九条 この法律の施行の日が行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日前における後見登記等に関する法律(平成十一年法律第百二十一号)の一部を

第五十条 第二項中「第三章 不服申立て等(第十八条第一項)」を「第二章 不服申立て等(第十八条第一節 諸問題等(第十八条第二節 訴訟の管轄の特例等(第二

二十一條)」に改める。

第三章第一節の節名及び同章第二節の節名を削る。

第二十一条に見出として「(訴訟の移送の特例)」を付し、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の規定により」を「行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第十二条第四項の規定により同項に規定するに、「訴え」を開示決定等の取消しを請求する訴訟(次項及び附則第二項において「情報公開訴訟」という。)に、「であつて」を「に」に係る抗告訴訟(同法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。)に、「場合において」を「とき」に、「行政事件訴訟法第十二条」を「同法第十二条第一項から第三項まで」に改め、同項を同条とし、同条に次の一項を加える。

附則第三十四条第一項中「次項において同じ」を削り、同条第二項中「大蔵大臣を相手方」を「國を被告」に改める。

第四十五条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第百二十一号)の一部を

第四十六条 第二項中「大蔵大臣を相手方」を「國を被告」に改める。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第四十七条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第百二十一号)の一部を

第四十八条 判所に開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟で情報公開訴訟以外のものが提起された場合について準用する。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第四十九条 この法律の施行の日が行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日前における後見登記等に関する法律(平成十一年法律第百二十一号)の一部を

第五十条 第二項中「第三章 不服申立て等(第十八条第一項)」を「第二章 不服申立て等(第十八条第一節 諸問題等(第十八条第二節 訴訟の管轄の特例等(第二

二十一條)」に改める。

の間における行政機関の保有する情報の公開に関する法律第三十六条第二項の規定の適用については、同項中「第十二条」とあるのは、「第十二条第一項から第三項まで」とする。

(特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の一部改正)

第四十七条 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「三月」を「六月」に改める。

第三十三条第一項中「起算して三月」を「六月」に改める。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一一部改正)

第四十八条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中 「第三章 異議申立て等 第二節 訴訟の管轄の特例等(第二十一条)」を「第三章 異議申立て等(第十八条)」に改める。

第三章第一節の節名及び同章第二節の節名を削る。

第二十一条に見出しつて「(訴訟の移送の特例)」を付し、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の規定により」を「行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)」第二十二条第四項の規定により同項に規定するに、「訴え」を「開示決定等の取消しを求める訴訟又は開示決定等に係る異議申立てに対する決定の取消しを求める訴訟(次項及び附則第二条において「情報公開訴訟」)

「訴」という。」に、「であつて」を「において」に、「開示決定等の取消しを求める訴訟又は開示決定等に係る異議申立てに対する決定の取消しを求める訴訟(同法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。)」に、「場合において」を「とき」に、「行政事件訴訟法第十二条」を「同法第十二条第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第一項から第三項まで」とし、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定は、行政事件訴訟法第十二条第二項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又はこれに係る異議申立てに対する決定に係る抗告訴訟で情報公開訴訟以外のものが提起された場合について準用する。

四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又はこれに係る異議申立てに対する決定に係る抗告訴訟で情報公開訴訟以外のものが提起された場合について準用する。

行政事件訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、行政事件訴訟について、国民の権利利益のより実効的な救済手続の整備を図るために、当事者適格に関する規定の整備、義務付け訴訟及び差止訴訟の法定、本案判決前における仮の救済の制度の整備等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理 由

行政事件訴訟につき、国民の権利利益のより実効的な救済手続の整備を図るために、当事者適格に関する規定の整備、義務付け訴訟及び差止訴訟の法定、本案判決前における仮の救済の制度の整備等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(二) 救済方法を拡充するため、抗告訴訟の新たな訴訟類型として、義務付けの訴え及び差止めの訴えを定め、これらの訴えについてその要件等を規定するものとすること。

(三) 当事者訴訟としての確認訴訟の実現のため、当事者訴訟の定義の中に「公法上の法律関係に関する確認の訴え」を例示として加えるものとすること。

2 審理の充実及び促進

審理の充実及び促進を図るため、新たに、裁判所が、証明処分として、行政庁に対し、裁決の記録又は処分の理由を明らかにする資料の提出を求めることができる制度を設けるものとすること。

3 行政事件訴訟をより利用しやすく、分かりやすくするための仕組みの整備

(一) 抗告訴訟の被告適格者を行政庁から行政庁が所属する国又は公共団体に改め、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所にも訴えを提起することができるとして管轄裁判所を拡大するものとすること。

(二) 国を被告とする抗告訴訟について、原告の訴えを提起することができるとして管轄裁判所を拡大するものとすること。

(三) 取消訴訟について、処分又は裁決があつたことを知つた日から三箇月の出訴期間を六箇月に延長すること。

(四) 取消訴訟を提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決に係る取消訴訟の出訴期間等を書面で教示

平成十六年五月十八日 衆議院会議録第三十二号

行政事件訴訟法の一部を改正する法律案及び事業活動の促進に関する法律案及び同報告書

四〇

別紙

4
(一) 本案判決前における仮の救済の制度の整備
執行停止の要件については、損害の性質
しなければならないものとすること。

のみならず、損害の程度並びに過分の内容

及び性質が適切に考慮されるようとするため、「回復の困難な損害」の要件を「重大な損害」に改めるとともに、重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっての考慮事項を定めるものとすること。

二 新たに「仮の義務付け」及び「仮の差止め」の制度を設けるものとすること。
施行期日

議案の可決理由
本案は、行政事件訴訟について、国民の権利利益のより実効的な救済手続の整備を図る観点から、国民の権利利益の救済範囲の拡大を図り、審理の充実及び促進を図るとともに、これをより利用しやすく、分かりやすくするための仕組みを整備し、本案判決前における仮の救済の制度の整備を図ろうとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

五 政府は、個別行政実体法、行政手続及び司法審査に関する改革など行政訴訟制度を実質的に機能させるために必要な改革について、所要の体制の下に、国民の視点に立った改革を継続するよう努めること。

第一条 この法律は、環境を保全しつつ健全な経済の発展を図る上で事業活動に係る環境の保全に関する活動とその評価が適切に行われることが重要であることにかんがみ、事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報の提供及び利用等に関し、国等の責務を明らかにするととも

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律

四

平成十六年三月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

に、特定事業者による環境報告書の作成及び公表に関する措置等を講ずることにより、事業活動に係る環境の保全についての配慮が適切になされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

は、環境への負荷（環境基本法（平成五年法律第
九十一号）第二条第一項に規定する環境への負

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律

卷之二

第二章 国等による環境配慮等の状況の公表

(第六条·第七条)

第三章 事業活動に係る環境配慮等の状況の公

表(第八条—第十二条)

第四章 製品等に係る環境への負荷の低減に関する事項

實業情報の擔任(第一卷)

第六章 延伸（第一回至第十五回）

第七章 罰則（第十六條）

附則

第一章 緒言

三

第一条 この法律は、環境を保全しつつ健全な経済の発展を図る上で事業活動に係る環境の保全に関する活動とその評価が適切に行われることをかか重要であることにかんがみ、事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報の提供及び利用等に關し、国等の責務を明らかにするとともに

業の運営のために必要な経費に関する国の交付金又は補助金の交付の状況その他からみたその事業の国の事務又は事業との関連性の程度、協同組織であるかどうかその他のその組織の態様、その事業活動に伴う環境への負荷の程度、その事業活動の規模その他の事情を勘案して政

令で定めるものをいう。以下同じ。)その他の事業者が一の事業年度又は営業年度におけるその事業活動に係る環境配慮等の状況(その事業活動に伴う環境への負荷の程度を示す数値を含む)を記載した文書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)をいう。以下同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。)をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、自らの環境配慮等の状況を公表するとともに、事業者による環境情報の提供の促進、事業者又は国民による環境情報の利用の促進その他の環境に配慮した事業活動の促進ための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの環境配慮等の状況を公表するように努めるとともに、その区域の自然的社會的条件に応じた環境に配慮した事業活動の促進のための施策を推進するよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、環境に配慮した事業活動の促進のための施策を推進するに当たつては、中小企業者の事務負担その他的事情に配慮をしつつ、これをを行うものとする。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業活動に関し、環境情報の提供を行うように努めるとともに、他の事業者に対し、投資その他の行為をするに当たつては、当該他の事業者の環境情報を勘案してこ

れを行つよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、投資その他の行為をするに当たつては、環境情報を勘案してこれを行つよう努めるものとする。

第二章 国等による環境配慮等の状況の公表

(国による環境配慮等の状況の公表)

第六条 各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四条)第二十条第一項に規定する各省各

府の長をいう。)は、毎年度、当該年度の前年度におけるその所掌事務に係る環境配慮等の状況(その事務及び事業の実施による環境への負荷の程度を示す数値を含む。次条において同じ。)をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(地方公共団体による環境配慮等の状況の公表)の前年度におけるその所掌事務に係る環境配慮等の状況をインターネットの利用その他の方法により公表するよう努めるものとする。

第九条 特定事業者は、主務省令で定めるところにより、事業年度又は営業年度ごとに、環境報告書を作成し、これを公表しなければならない。

4 前三項の規定は、記載事項等の変更について準用する。

(環境報告書の公表等)

第十一条 特定事業者は、主務省令で定めるところにより、事業年度又は営業年度ごとに、環境報告書を作成するよう努めるほか、自ら環境報告書が記載事項等に従つて作成されているかどうかについての評価を行うこと、他の者が行う環境報告書の審査(特定事業者の環境報告書が記載事項等に従つて作成されているかどうかについての評価を行うこと、他の者が行う環境報告書の審査をいう。以下同じ。)を受けることその他の措置を講ずることにより、環境報告書の信赖性を高めるよう努めるものとする。

第四章 製品等に係る環境への負荷の低減に関する情報の提供

第十二条 事業者は、その製品等が環境への負荷の低減に資するものである旨その他のその製品等に係る環境への負荷の低減に関する情報の提供を行うよう努めるものとする。

第五章 環境情報の利用の促進

第十三条 国は、環境報告書を収集し、整理し、及び閲覧させる業務を行う者に関する情報の提供その他の環境報告書の利用の促進に必要な措置を講ずるものとする。

第七条 地方公共団体の長は、毎年度、当該年度の前年度におけるその所掌事務に係る環境配慮等の状況をインターネットの利用その他の方法により公表するよう努めるものとする。

第三章 事業活動に係る環境配慮等の状況の公表

(環境報告書の記載事項等)

第十条 環境報告書の審査を行う者は、独立した立場において環境報告書の審査を行うよう努めるとともに、環境報告書の審査の公正かつ的確な実施を確保するために必要な体制の整備及び環境報告書の審査に從事する者の資質の向上を図るよう努めるものとする。

2 國は、前項に定めるもののほか、事業者又は国民が投資、製品等の利用その他の行為をするに当たつて環境情報を利用することを促進するため、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

第六章 雜則

第十四条 この法律における主務大臣は、内閣総

理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣及び特定事業者を所管する大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(経過措置)

第十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第七章 罰則

第十六条 第九条第一項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした特定事業者の役員は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(公表に関する経過措置)

第二条 第六条の規定は、平成十七年度以後の年度に係る環境配慮等の状況について適用する。

第三条 第九条の規定は、この法律の施行の日以後に開始する事業年度又は営業年度に係る環境報告書について適用する。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、環境報告書の公表の状況その他この法律の施行の状況を勘案し、必要があ

ると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理由

事業活動に係る環境の保全についての配慮が適切になされることを確保するため、環境報告書に記載事項等を定めるとともに、特定事業者がその作成及び公表を行うこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、事業活動に係る環境の保全についての配慮が適切になされることを確保するため、環境報告書に記載事項等を定めるとともに、特定事業者がその作成及び公表を行うこと等により、環境に配慮した事業活動の促進を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 この法律は、事業活動に係る環境情報の提供及び利用に関し、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにし、特定事業者に対して環境報告書の作成及び公表を義務づけること等により、事業活動における環境配慮が適切になされることを確保することを目的とすること。

2 国は、自らの環境配慮等の状況を毎年公表するものとすること、また、地方公共団体

は、自らの環境配慮等の状況を毎年公表するよう努めること。

3 事業者は、その製品等が環境への負荷の低減に資するものである旨等の情報の提供を行ふよう努めるものとする。

4 特別の法律に基づく法人のうち、国の事務との関連性の程度、組織の様様、環境負荷の程度、事業活動の規模等の事情を勘案して政令で定める公的事業を行う者については、環境報告書の作成を義務づけるとともに、記載事項等に従つて作成されているかどうかについて自ら評価を行うこと、第三者が行う環境報告書の審査を受けること等により、環境報告書の信頼性を高めるように努めるものとすること。

5 環境報告書の利用の促進を図るため、国は、環境報告書の収集、整理及び公表を行う団体について、その情報を広く提供する等所要の措置を講ずるものとする。

6 この法律は、平成十七年四月一日から施行することとする。

議案の可決理由

本案は、事業活動に係る環境の保全についての配慮が適切になされることを確保するため、環境報告書に記載事項等を定めるとともに、特定事業者がその作成及び公表を行うこと等により、環境に配慮した事業活動の促進を図るうとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十六年五月十四日

環境委員長 小沢 鋭仁

衆議院議長 河野 洋平殿

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十六年二月二十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

る支援に努めるものとする。

8 事業者は、その製品等が環境への負荷の低減に資するものである旨等の情報の提供を行ふよう努めるものとする。

9 環境報告書の利用の促進を図るため、国は、環境報告書の収集、整理及び公表を行う団体について、その情報を広く提供する等所要の措置を講ずるものとする。

10 この法律は、平成十六年五月十四日から施行することとする。

官 報 (号 外)

国家公務員共済組合法等の一部を改正する

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第一条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法)

る。

目次中「第六章 費用の負担(第九十九条—第一百二十二条)」を「第六章 費用の負担(第九十九条—第一

第六章の二 地方公務員共済組合

連合会に対する財政調整拠出金(第百二条の二)

二一一第一百二条の五に改める

第三条第四項「の結果」の一に記載する第百二十二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出」を

第二十一条第二項第一号中「これに関する業務を二

第二二二条第一項第一号に規定するを「並びに第一百二条の二に規定する財政調整拠

出金の拠出及び地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号)第百六十六条の二に

三十一年法律五百五十二号)第百六十六条の二は
規定する財政調整拠出金の受入れに関する業務

を」に改め、同号口中「納付」の下に「及び第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出」を四

え、同号中へをトとし、亦の次に次のように加え、

える。

金の拠出及び地方公務員等共済組合法第
五百二条の二に規定する財政調整機関

百六十六条の二に規定する財政調整拠出金の受け入れ

第二十四条第一項中第十一号を第十二号と
の受入れ

し、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下
げ、第二号の二二六の一号を二四へする。

第七号の次に次の二号を加える。

平成十六年五月十八日 衆議院会議録第三十二号

第三十四条に次の二項を加える。
財務大臣は、第一項第七号及び第八号に掲げる事項について、前項の規定により準用する第六条第二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議しなければならない。
第三十五条の二第一項中「基礎年金拠出金」の下に「及び第一百二条の二に規定する財政調整拠出金」を加える。
第三十八条第二項中「(昭和三十七年法律第百五十二号)」を削る。
第七十一条中「別表」を「別表第一」に改める。
第七十二条の二を次のように改める。
(長期給付の給付額の算定の基礎となる平均標準報酬額)
第七十二条の二 長期給付の給付額の算定の基準となるべき平均標準報酬額(以下「平均標準報酬額」という。)は、組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額と標準期末手当等の額に、別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率(以下「再評価率」という。)を乗じて得た額の総額を、当該組合員期間の月数で除して得た額とする。
第七十二条の二の次に次の四条を加える。
(再評価率の改定等)
第七十二条の三 再評価率については、毎年度、第一号に掲げる率(以下「物価変動率」という。)に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た率(以下「名目手取り賃金変動率」という。)を基準として改定し、当該年度の四月分以後の長期給付について適用する。

二 当該年度の初日の属する年の前々年の物価指數(総務省)において作成する年平均の全国消費者物価指數をいう。以下この項において同じ。)に対する当該年度の初日の属する年の前年の物価指數の比率

イ 一に掲げる率を口に掲げる率で除して得た率の三乗根となる率

イ 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における標準報酬額等平均額(厚生年金保険法第四十三条の二第一項第二号イに規定する標準報酬額等平均額をいう。以下この号において同じ。)に対する当該年度の前々年度における標準報酬額等平均額の比率

口 当該年度の初日の属する年の五年前の年における物価指數に対する当該年度の初日の属する年の前々年における物価指數の比率

口 一に掲げる率を口に掲げる率で除して得た率

イ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の三年前の年の九月一日における厚生年金保険法の規定による保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率

口 ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における厚生年金保険法の規定による保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率

口 次の各号に掲げる再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 当該年度の前年度に属する月の標準報酬

二 当該年度の前々年度又は当該年度の初日
の月額と標準期末手当等の額(以下「前年度
の標準報酬の月額等」という。)に係る再評
価率 前項第三号に掲げる率(以下「可処分
所得割合変化率」という。)

三 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上
回る場合における再評価率(前項各号に掲げ
る再評価率を除く。)の改定については、第一
項の規定にかかわらず、物価変動率を基準と
する。ただし、物価変動率が一を上回る場合
は、一を基準とする。

四 当該年度に属する月の標準報酬の月額と標
準期末手当等の額に係る再評価率について
は、当該年度の前年度におけるその年度に属
する月の標準報酬の月額と標準期末手当等の
額に係る再評価率に可処分所得割合変化率を
乗じて得た率を基準として設定する。

五 前各項の規定による再評価率の改定又は設
定の措置は、政令で定める。

第六十二条の四 受給権者が六十五歳に達した
日の属する年度の初日の属する年の三年後の
年の四月一日の属する年度以後において適用
される再評価率(以下「基準年度以後再評価
率」という。)の改定については、前条の規定
にかかわらず、物価変動率を基準とする。

条の三第四項並びに第七十二条の四第一項及び第二項
 二 物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となり、かつ、調整率が一を上回る場合（前号に掲げる場合を除く。）第七十二条の三第四項並びに第七十二条の四第一項及び第二項

三 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一を上回る場合 第七十二条の三第一項、第二項及び第四項

四 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一以下となる場合 前条第一項から第三項まで

五 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回る場合 第七十二条の三第二項、第三項ただし書及び第四項

5 前各項の規定による基準年度以後再評価率の改定又は設定の措置は、政令で定める。

第七十七条第一項中「組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額と標準期末手当等の額の総額を、当該組合員期間の月数で除して得た額をいう。以下同じ。」を削る。

第七十八条第一項中「二十三万九千四百円」として規定する改定率（以下「改定率」という。）であつて同法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定したもの（以下「賃金変動等改定率」という。）を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があると

きは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。」に、「六十万三千二百円」を「当該金額」に改め、同条第三項中「定める金額」の下に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五百円に賃金変動等改定率を乗じて得た金額（その金額に五百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げた金額）を「二十二万四千九百円に賃金変動等改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。」に改める。

第八十条第一項中「第八十七条の二第一項」を（次項及び第八十七条の二に、「この項及び第八十七条の二第一項」を「この条及び第八十七条の二に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 連合会は、前項の規定による退職共済金の支給の停止を行うため必要があると認めるときは、衆議院議長若しくは参議院議長、社会保険庁長官、地方の組合若しくは地方公務員等共済組合法第百五十一條第一項に規定する共済会又は日本私立学校振興・共済事業団（第八十七条の二第二項において「年金保険者等」という。）に対し、前項の規定による退職共済年金の支給の停止が行われる厚生年金保険の被保険者等の総収入月額相当額に関するものとする。」に改める。

第八十七条の二第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に二項を加える。

2 連合会は、前項の規定による障害共済年金の支給の停止を行うため必要があると認めるときは、年金保険者等に対し、同項の規定による障害共済年金の支給の停止が行われる厚生年金保険の被保険者等の総収入月額相当額に関する必要な資料の提供を求めることができる。

第八十二条第一項中「が六十万三千二百円」として規定する改定率（以下「改定率」という。）であつて同法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定したもの（以下「賃金変動等改定率」という。）を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があると

きは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。」に、「六十万三千二百円」を「当該金額」に改め、同条第三項中「定める金額」の下に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。」に、「六十万三千二百円」を「当該金額」に改める。

第八十九条第三項中「が百六万九千五百円」を「が百三万八千五百円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。」に、「百六万九千五百円」を「当該金額」に改め、同条第三項中「二百三十八万九千九百円」を「二百三十二万六百円」に改める。

第八十三条第三項中「二十三万九千四百円」を「二十二万四千七百円に賃金変動等改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。」に改め、同項第三号中「二百三十八万九千九百円」を「二百三十二万六百円」に改める。

第八十七条の二第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 連合会は、前項の規定による退職共済金の支給の停止を行うため必要があると認めるときは、衆議院議長若しくは参議院議長、社会保険庁長官、地方の組合若しくは地方公務員等共済組合法第百五十一條第一項に規定する共済会又は日本私立学校振興・共済事業団（第八十七条の二第二項において「年金保険者等」という。）に対し、前項の規定による退職共済年金の支給の停止が行われる厚生年金保険の被保険者等の総収入月額相当額に関するものとする。」に改める。

第八十七条の二第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に二項を加える。

2 連合会は、前項の規定による障害共済年金の支給の停止を行うため必要があると認めるときは、年金保険者等に対し、同項の規定による障害共済年金の支給の停止が行われる厚生年金保険の被保険者等の総収入月額相当額に関する必要な資料の提供を求めることができる。

第八十二条第一項中「が六十万三千二百円」として規定する改定率（以下「改定率」という。）であつて同法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定したもの（以下「賃金変動等改定率」という。）を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があると

きは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。」に、「六十万三千二百円」を「当該金額」に改め、同条第三項中「定める金額」の下に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。」に改め、同条第三項中「二百三十八万九千五百円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。」に、「百六万九千五百円」を「当該金額」に改め、同条第三項中「二百三十八万九千九百円」を「二百三十二万六百円」に改める。

第九十三条の三中「（当該遭族共済年金の額が第七十二条の二の規定により改定された場合は、当該改定の措置に準じて政令で定めるところにより当該金額を改定した金額）を削る。

第八十七条の七中「が六十万三千二百円」を

第九十九条第一項第三号中「と同号」を「及び地方の組合の地方公務員等共済組合法第百十三条第一項第三号に規定する長期給付に要する費用の予想額の合計額と、次項第二号」に、「並びにその」を「第三十五条の二第一項の長期給付に充てるべき積立金(以下この号において「国の積立金」という。)の額並びにそれらの」に、「とが、将来」を「並びに同法第二百三十三条第一項第二号の掛金及び負担金の額、同法第二十四条の长期給付に充てるべき積立金及び同法第三十八条の八第一項に規定する長期給付積立金(以下この号において「地方の積立金」と総称する。)の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額の合算額とが、再計算を行う年以後おおむね百年間に係る長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金(国の積立金及び地方の積立金をいう。)を保有しつつ、当該期間に改め、同法第三項第二号中「三分の一」を「二分の一」に改める。

官報(号外)

第六章の次に次の二章を加える。
第六章の二 地方公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金
(地方公務員共済組合連合会に対する長期給付に係る財政調整拠出金の拠出)
第一百二条の二 連合会は、組合の長期給付に要する費用の負担の水準と地方の組合の地方公務員等共済組合法第七十四条に規定する長期給付(以下この条において「地方の組合の長期給付」という。)に要する費用の負担の水準との均衡及び組合の長期給付と地方の組合の长期給付の円滑な実施を図るために、次条第一項各号に掲げる場合に該当するときは、その事

業年度において、地方公務員共済組合連合会(同法第三十八条の二第一項に規定する地方公務員共済組合連合会をいう。以下同じ。)への拠出金(以下「財政調整拠出金」という。)の拠出を行うものとする。
第一百二条の三 財政調整拠出金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(当該各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該各号に定める額の合計額)とする。

一 当該事業年度における組合の長期給付に要する費用のうち政令で定めるものの額(以下この号において「国の独自給付費用の額」という。)を当該事業年度における標準報酬の月額及び該組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額(以下この号において「標準報酬等総額」という。)を当該事業年度におけるすべての組合員(長期給付に関する規定の適用を受ける組合員に限る。以下この号において同じ。)の標準報酬の月額の合計額及び当該組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額(以下この号において「標準報酬等総額」という。)で除して得た率が、当該事業年度における地方の長期給付に係る支出の額(同法第三項に規定する長期給付に係る支出の額をいう。以下この号において同じ。)を下回る場合、当該事業年度における地方の長期給付に係る支出の額を当該事業年度における地方の長期給付等に係る収入の額を控除して得た額(当該控除して得た額が、限度額(当該事業年度における国と長期給付等に係る収入の額から当該事業年度における国と長期給付に係る支出の額を前号に掲げる場合における同号に定める額を加算した額を控除して得た額をいう。)を超える場合にあつては、当該限度額)

2 前項第二号に規定する「国と長期給付等に係る収入の額」とは、長期給付基礎年金拠出金を含む。次項において同じ。に係る連合会の収入として政令で定めるものの額の合計額(以下この号において「地方の標準給与総額」という。)で除して得た率を下回る場合、当該事業年度における国と独自給付費用の額に一定額を加算して得た額を当該事業年度における標準報酬等総額で除して得た率と当該事業年度における地方の独自給付費用の額から当該一定額を控除して得た額を当該事業年度における地方の標準給与をいう。

3 第一項第二号に規定する「国と長期給付に係る支出の額」とは、長期給付に係る連合会の支出として政令で定めるものの額の合計額

額で除して得た率とが等しくなる場合における当該一定額に相当する額

第一百二条の四 連合会は、地方公務員共済組合連合会に対し、財政調整拠出金の額の算定のために必要な資料の提供を求めることができる。

(政令への委任)

第一百二条の五 この章に定めるもののほか、財政調整拠出金の拠出に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第三条の二中「運営審議会の運営状況を勘案して政令で定める日までの間」を「当分の間」に改める。

附則第四条の二中「附則第三条の二に規定する政令で定める日までの間」を「当分の間」に改める。

附則第六条の二の次に次の二条を加える。

(長期給付に係る標準報酬の区分の特例)

第六条の三 第四十二条第一項の規定による標準報酬の区分については、厚生年金保険法第二十条第二項の規定による標準報酬月額等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、第四十二条第一項の規定による標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができると。ただし、当該改定後の標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額は、同法第二十条の規定による標準報酬月額等級のうちの最高等級の標準報酬月額を超えてはならない。

2 前項の規定による標準報酬の区分の改定が行われた場合には、第四十二条第一項中「区分」とあるのは「区分(附則第六条の三第一項の規定により標準報酬の区分の改定が行

官 報 (号 外)

われたときは、改定後の区分」と、第四十二条の二第一項後段中「百五十万円を」とあるのは「百五十万円(附則第六条の三第一項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、政令で定める金額。以下この項において同じ。)」を」とする。

前二項の規定は、短期給付の額の算定並びに短期給付、介護納付金及び福祉事業に係る掛金及び負担金の徴収に関しては、適用しない。

附則第十二条の四の二第二項第一号中「千六百七十六円」を「千六百一十八円に改定率を乗じて得た金額(その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)」に改める。

附則第十三条の九を次のように改める。
(年金である給付の額の改定の特例)

第十三条の九 当該年度の前年度に属する三月三十日において年金である給付(第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第三項、第八十九条第一項及び第二項並びに附則第十二条の四の二第二項第一号及び第三項の規定(附則第十二条の四の三第一項及び第三項、第十二条の七の二第二項、第十二条の七の三第二項及び第四項並びに第十二条の八第三項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。)によりその金額が

算定されたものに限る。)の受給権を有する者

六までの規定による再評価率の改定により、当該年度において第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項又は第二項並びに付則第二二条の四

の二第一項第二号及び第三項の規定により算定した金額(以下この条において「当該年度額」という。)が、当該年度の前年度に属する

定した金額(以下この条において「前年度額」という。)に満たないこととなるときは、これらの規定にかかわらず、前年度額を当該年度額とする。

前項の規定にかかるらず、次の各号に掲げる場合において、第七十二条の三(第七十二条の四から第七十二条の六までにおいて適用される場合を除く。)の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とす。

二、物価変動率が名目手取り賃金変動率を下回る場合
合、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合

第一項の規定にかかるはず、物価変動率が一を下回る場合において、第七十二条の四（第七十二条の六において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じ

て得た金額に満たないこととなるときは、当

第一項の規定にかかるわざ、次の各号に掲げる場合において、第七十二条の五（第七十二条の六において適用される場合を除く。）の

額が前年度額に当該各号に定める率を乗じて
得た金額に満たないこととなるときは、当該
金額を当該年度額とする。

二、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる場合 名目手取り賃金変動率

つ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合(物価変動率が一を上回る場合を除く) 物価変動率

第一項の規定にかかる物価変動率が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額が、前年度額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

附則第十三条の十第三項中「その期間の平均

る各月の掛け金の標準となつた標準報酬の月額を、該組合員期間の標準期末手当等の額の総額を、當該組合員期間の月数で除して得た金額に改め、同項後段を削る。

附則第二十条の二中「第二十一条第二項第一号、第二十四条第一項第七号及び」を「第二十一
条第二項第一号中「の納付並びに」とあるのは
及び年金保険者拠出金の納付並びに」と、「の
納付及び」とあるのは「及び年金保険者拠出金の

納付並びに」と、第二十四条第一項第七号中「基

「年金拠出金」とあるのは、基礎年金拠出金とて
とあるのは、「基礎年金拠出金及び年金保険者拠
出金」を「及び」とあるのは、及び年金保険者拠出

二項中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」とするに改める。

要する費用の公社等の負担の特例」に改め、同条第一項を次のように改める。

五号（同条第六項及び第七項の規定により読

み替えて適用する場合を含む。)に掲げる費用については、これらの規定にかかわらず、公社、独立行政法人又は国立大学法人等は、政令で定める額の範囲内で、これを負担する。

附則第二十条の三第二項中「國の」を「公社、
独立行政法人又は国立大学法人等の」に改め、
「同条第一項中「次の各号」とあるのは「次の各
号(第五号を除く。)」とを削り、「第五号までに

掲げる費用(同号に掲げる)とあるのは「第四号までに掲げる費用」を「長期給付」とあるのは「長期給付(以下この項において単に「長期給付」という。)」と、「限る。)」とあるのは「限る。)」に、「(同項に規定する)」を「(長期給付に係るものに限る。)」に改め、「第一百一十五条中「組合の

負担金及び国又は公社の負担金」とあるのは「及び組合の負担金」とを削る。
附則別表第四を削る。

別表を別表第一といふ。同表のソレソレの一表を

別表第二(第七十二条の二関係)

一 昭和五年四月一日以前に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・一二三
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一九一
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一六一
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇九一
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇四一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇二一
平成五年四月から平成六年三月まで	〇・九九一
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九八三
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八二
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五九
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五一
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

二 昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・一二〇三
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一七三
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一〇二
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一〇五
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇二一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇〇一
平成五年四月から平成六年三月まで	〇・九八二
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九七九
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九七九
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五九
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五一
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

官報(号外)

三 昭和六年四月一日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二六〇
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二二九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一九八
昭和六十三年四月から平成三年三月まで	一・一二六
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一〇七四
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇四三
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇二二
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇〇三
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇一
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八二
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五九
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

四 昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年二月以前	一・二六六
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三五
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一二〇四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一〇八〇
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇四九
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇二八
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇〇八
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇一
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八七
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七五
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五九
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

五 昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二六六
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三五
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三一
平成三年四月から平成四年二月まで	一・〇八〇
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四九
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二八
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇八
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八七
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七五
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六二
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

六 昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二七一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一四〇
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一〇九
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三六
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇五三
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三三
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一二
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九九一
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六六
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五六
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

官報(号外)

七 昭和十一年四月一日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二八一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二四九
昭和六十三年四月から昭和六十三年三月まで	一・二二八
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一四四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一〇九
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一〇九二
平成四年四月から平成五年三月まで	一・一〇六一
平成五年四月から平成六年三月まで	一・一〇四〇
平成六年四月から平成七年三月まで	一・一〇一九
平成七年四月から平成八年三月まで	○・九九八
平成八年四月から平成九年三月まで	○・九八六
平成九年四月から平成十年三月まで	○・九七三
平成十年四月から平成十一年三月まで	○・九六二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九六一
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九八〇

八 昭和十二年四月一日以後に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二九一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二五九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二二八
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一五三
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一〇一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇六九
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇四八
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇二八
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇〇六
平成八年四月から平成九年三月まで	○・九九四
平成九年四月から平成十年三月まで	○・九八一
平成十年四月から平成十一年三月まで	○・九七〇
平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九六九
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九六八
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九六七
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九六九
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九八〇

め、同号イ中「二十八万円」を「停止解除調整開始額」に、「四十八万円」を「第七十九条第四項に規定する停止解除調整変更額(以下この項において「停止解除調整変更額」という。)」に改め、

同号ロ及びハ中「二十八万円」を「停止解除調整開始額」に、「四十八万円」を「停止解除調整変更額」に改め、同号ニ中「二十八万円」を「停止解除調整開始額」に、「四十八万円」を「停止解除調整変更額」に改め、同号二中「二十八万円」を「停止解除調整開始額」に、「二十四万円」を「停止解除調整変更額」に、「二十四万円」を「停止解除調整開始額」に、「二十八万円」を「停止解除調整開始額」に、「二十四万円」を「停止解除調整開始額」に改め、同号第三項中「第七十九条第三項」を「第七十九条第六項」に改める。

第七百二十二条及び第七百二十四条の二第一項中「独立行政法人、国立大学法人等」を「特定独立行政法人」に改める。

第七百二十四条の二の次に次の二条を加える。

(特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者の取扱い)

第七百二十四条の三 特定独立行政法人以外の独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者(特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者は特定独立行政法人)とあるのは「特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等」と、第七百二十二条及び第四項並びに第七百二十二条中「特定独立行政法人」とあるのは「特定独立行政法人」のうち別表第三に掲げるもの、国立大学法人等とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七百二十五条中「前条」を「第七百二十四条の二」に改める。

第七百二十二条第二項に規定する支給停止調整額(以下この項において「支給停止調整額」という。)に、「から四十八万円」を「から支給停止調整額」に改める。

第八十七条の二第一項中「が四十八万円」を「が第八十条第二項に規定する支給停止調整額(以下この項において「支給停止調整額」という。)に、「から四十八万円」を「から支給停止調整額」に改める。

第九十九条第五項から第七項までの規定中「独立行政法人又は国立大学法人等」を「特定独立行政法人」に改める。

第一百条の二中「育児休業規定により育児休業を「育児休業等」に、「申出をした日」を「育児休業等を開始した日」に、「育児休業が終了する日(その日が当該育児休業に係る子が一歳に達する日後であるときは、当該育児休業に係る子が一歳に達する日)」を「育児休業等が終了する日」に改める。

第一百二条第一項及び第四項中「独立行政法人、国立大学法人等」を「特定独立行政法人」に改める。

第七百四条の二中「第七十九条第三項」を「第七百四条の二中「第七十九条第三項」に規定する特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、第七百四条第一項中「及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びに当該各省各庁の所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びに当該各省各庁の所管する特定独立行政法人、第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、第三十七条规定する国立大学法人等」と、第三十七条第一項中「及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びに当該各省各庁の所管する特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの若しくは国立大学法人等」を加える。

第七百四条の二中「第七十九条第三項」を「第七百四条の二中「第七十九条第三項」に規定する特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、第七百四条第一項中「及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びに当該各省各庁の所管する特定独立行政法人、第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、第三十七条规定する国立大学法人等」と、第三十七条第一項中「及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びに当該各省各庁の所管する特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの若しくは国立大学法人等」を加える。

六月以上	一二月未満	六
一二月以上	一八月未満	一一
一八月以上	二四月未満	一八
二四月以上	三〇月未満	二四
三〇月以上	三六月未満	三〇
三六月以上		三六

附則第十二条の四の二第二項第一号、附則第十二条の六の三第三項及び第四項、附則第十二条の七の五第四項及び第五項並びに附則第十三条第一項の表附則第十二条の四の二第二項第一号の項、附則第十二条の六の三第三項及び第四項の項及び附則第十二条の七の五第四項及び第

五項の項中「四百四十四月」を「四百八十月」に改める。

附則第十三条の十第三項中「組合員期間に応じて、当該割合を削り、「次の表に定める率」を「支給率」に改め、同項の表を削り、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 前項の支給率は、最終月(最後に組合員の資格を喪失した日の属する月の前月をいう。以下この項において同じ。)の属する年の前年十月における、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の合計額に対する掛け金の割合(长期給付に係るものに限り、最終月が一月から八月までに属する場合は前々年十月における当該割合とする。)に次の表の上欄に定める組合員期間の区分に応じ同表の下欄に定める数を乗じて得た率とし、その率に少数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

うち別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第五項から第七項までの規定中「特定独立行政法人」のうち別表第三に掲げる行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等」と、第七百二十二条及び第四項並びに第七百二十二条中「特定独立行政法人」とあるのは「特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの、国立大学法人等とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

五項の項中「四百四十四月」を「四百八十月」に改める。

附則第十三条の十第三項中「組合員期間に応じて、当該割合を削り、「次の表に定める率」を「支給率」に改め、同項の表を削り、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

官報(号外)

別表第三(第二百二十四条の三関係)

名 称	根 拠 法
独立行政法人国立青年の家	独立行政法人国立青年の家法(平成十一年法律第百六十九号)
独立行政法人国立少年自然の家	独立行政法人国立少年自然の家法(平成十一年法律第百七十号)
独立行政法人教員研修センター	独立行政法人教員研修センター法(平成十二年法律第八十八条)
独立行政法人国立高等専門学校機構	独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成十五年法律第一百三号)
独立行政法人大学評価・学位授与機構	独立行政法人大学評価・学位授与機構法(平成十五年法律第一百四十四条)
独立行政法人国立大学財務・経営センター	独立行政法人国立大学財務・経営センター法(平成十五年法律第一百五十五条)
独立行政法人メディア教育開発センター	独立行政法人メディア教育開発センター法(平成十五年法律第一百六十六条)
独立行政法人経済産業研究所	独立行政法人経済産業研究所法(平成十一年法律第二百号)
独立行政法人日本貿易保険	貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)

第三条 国家公務員共済組合法の一部を次のよう
に改正する。

第七十四条第一項第一号中「を除く。」を「及び障害を給付事由とする年金である給付(そ
の受給者が六十五歳に達しているものに限
る。)を除く。」を「及び障害を給付事由とする年金である給付(そ
れらの)に、「及び」を「並びに」に改める。

第七十九条第七項中「受給権者が」の下に「国

民年金法第三十三条の二第一項の規定により加
算が行われた障害基礎年金又は」を加える。

第四条 国家公務員共済組合法の一部を次のよう
に改正する。

第四十二条第二項、第七項及び第九項中「二
十日」を「十七日」に改める。

第五条 国家公務員共済組合法の一部を次のよう
に改正する。

目次中「第四款 遺族共済年金(第八十八條)

第九十三条の三)」を「第四款 遺族共済年金(第
八十八条—第九十三条の四)」に改める。

の」を「同条第四項の」に改める。

第七十四条の二を次のよう改める。

(受給権者の申出による支給停止)

第七十四条第一項第一号中「遺族共済年金」の
下に「(その受給権者が六十五歳に達しているも
のを除く。)」を加え、「次条」を「第七十八条の
二」に、「を除く。」私立学校教職員共済法」を
「及び地方公務員等共済組合法による年金であ
る給付で遺族共済年金に相当するもの(その受
給権者が六十五歳に達しているものに限
る。)を除く。」私立学校教職員共済法」に、「を除
く。」厚生年金保険法」を「及び同法による年金
である給付で遺族共済年金に相当するもの(そ
の受給権者が六十五歳に達しているものに限
る。)を除く。」厚生年金保険法」に、「を除く。」
又は「及び同法による遺族厚生年金(その受
給権者が六十五歳に達しているものに限
る。)を除く。」又は「に改め、同項第三号中「退職共済年
金」の下に「(その受給権者が六十五歳に達して
いるものを除く。)」を、「保険給付」の下に「地
方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員
共済法による年金である給付で退職共済年金に
相当するもの又は厚生年金保険法による老齢厚
生年金(これらの受給権者が六十五歳に達して
いるものに限る。)を除くものとし。」を加え、同
条第二項中「第八十九条第一項第一号口若しく
は第二号口」を「第八十九条第一項第一号イ(2)若
しくは同号口(2)」に、「同条第二項の規定により
算定する」を「同条第三項の規定により読み替え
られたこれらの規定に掲げる」に、「同条第三項
つてその受給権を取得した日から起算して一

付(この法律の他の規定又は他の法令の規定
によりその全額につき支給を停止されている
ものを除く。)は、その受給権者の申出によ
り、その全額の支給を停止する。ただし、こ
の法律の他の規定又は他の法令の規定により
その金額の一部につき支給を停止されている
ときは、停止されていない部分の金額の支給
を停止する。

2 前項ただし書のその金額の一部につき支給
を停止されている年金である給付について、
この法律の他の規定又は他の法令の規定によ
る支給停止が解除されたときは、同項本文の
年金である給付の全額の支給を停止する。

3 第一項の申出は、いつでも、将来に向かつ
て撤回することができる。

4 第一項又は第二項の規定により支給を停止
されている年金である給付は、政令で定める
法令の規定の適用については、その支給を停
止されていないものとみなす。

5 第一項の規定による支給停止の方法その他
前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政
令で定める。

第七十八条第四項第三号中「離婚」の下に「又
は婚姻の取消し」を加え、同条の次に次の一条
を加える。

(支給の継続下)

第七十八条の二 退職共済年金の受給権者であ
つてその受給権を取得した日から起算して一

年を経過した日(以下この条において「一年を経過した日」という。)前に当該退職共済年金を請求していなかつたものは、連合会に当該

退職共済年金の支給繰下げの申出をすることができる。ただし、その者が当該退職共済年金の受給権を取得したときに、障害共済年金若しくは遺族共済年金、地方公務員等共済組合法による年金である給付(退職を給付事由とする年金である給付を除く。以下この条において同じ。)、私立学校教職員共済法による年金である給付(退職を給付事由とする年金である給付を除く。以下この条において同じ。)、厚生年金保険法による年金である保険給付(老齢を給付事由とする年金である保険給付を除く。以下この条において同じ。)若しくは国民年金法による年金である給付(老齢給付事由とする年金である給付及び障害を給付事由とする年金である給付を除く。以下この条において同じ。)の受給権者であつたとき、又は当該退職共済年金の受給権を取得した日から一年を経過した日までの間ににおいて同一障害共済年金若しくは遺族共済年金、地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは国民年金法による年金である給付の受給権者となつたときは、この限りでない。

2 一年を経過した日後に障害共済年金若しくは遺族共済年金、地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である保険給付又は国民年金法による年金である保険給付又は国民年金法による年金である給付の受給権者となるときは、この限りでない。

年金である給付(以下この項において「障害共済年金等」という。)の受給権者となつた者

が、障害共済年金等を支給すべき事由が生じた日(以下この項において「受給権者となつた日」という。)以後前項の申出をしたときは、

次項の規定を適用する場合を除き、受給権者となつた日において、前項の申出があつたものとみなす。

3 第一項の申出をした者に対する退職共済年金は、第七十三条第一項の規定にかかわらず、当該申出のあつた月の翌月から支給するものとする。

4 第一項の申出をした者に支給する退職共済年金の額は、第七十七条第一項及び第二項並びに前条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額に、退職共済年金の受給権を取得した日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として第七十七条第一項及び第二項の規定の例により算定した金額並びに次条第二項の規定の例により算定したその支給の停止を行わないものとされた金額又は第八十条第一項の規定の例により支給を停止するものとされた金額を勘案して政令で定める額を加算した金額とする。

第七十九条第二項中「及び前条第一項に規定する加給年金額に」を「第七十八条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に」に改め、同

第一項を「第七十八条第一項」に改める。

第八十条第一項中「若しくは私学共済制度の加入者」を若しくは厚生年金保険法附則第六条の二の規定により読み替えられた同法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者、私学共済制度の加入者」に改め、「適用を受けるもの」の下に「若しくは私立学校教職員共済法第二十五条の三第一項に規定する特定教職員等」を

加え、「及び第七十八条第一項に規定する加給年金額を」「第七十八条第一項に規定する加給年金額及び第七十八条の二第四項の規定により加算される金額」に改める。

第八十九条第一項から第三項までを次のよう改める。

遺族共済年金(次項の規定が適用される場合を除く。)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。ただし、遺族共済年金の受給権者が当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けるときは、第一号に定める金額とする。

二 遺族(次号に掲げる遺族を除く。)が遺族共済年金の支給を受けることとなるとき

(2) 次の(i)又は(ii)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める金額の四分の三に相当する金額

(i) 組合員期間が二十年以上である者六に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

(ii) 組合員期間が二十年未満である者平均標準報酬額の千分の一〇九

八に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

三 遺族のうち、退職共済年金その他の退職又は老齢を給付事由とする年金である給付

であつて政令で定めるもの(以下この条、次条及び第九十一条の二において「退職共済年金等」という。)のいずれかの受給権を有する六十五歳に達している配偶者が遺族

は、三百月)を乗じて得た金額の四分の三に相当する金額

(2) 平均標準報酬額の千分の一〇九六に相当する金額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た金額の四分の三に相当する金額

金額を」に改め、同条第六項及び第七項中「前条

イ 前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給されるものの次の(1)に掲げる年金額に(2)に掲げる金額を加算して得た金額

(1) 平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する金額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは

前号に定める金額又は次のイ及びロに掲げる額を合算した金額のうちいずれか多い金額

イ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 当該遭族が退職共済年金又は地方公務員等共済組合法による年金である給付で退職共済年金に相当するものの受給権を有している場合 前号に定める金額の三分の二に相当する額

(2) 当該遭族が(1)に掲げる年金である給付の受給権を有していない場合 前号に定める金額から政令で定める額を控除了した金額の三分の二に相当する額

ロ 当該遭族共済年金の受給権者の退職共済年金等の額の合計額第七十八条第一項の規定又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものにより加給年金額が加算された退職共済年金等にあつては、これらの規定を適用しない額とする。以下同じ。に相当する額から政令で定める額を控除了した額の二分の一に相当する額を加算した額

2 遭族共済年金(前条第一項第四号に該当することにより支給されるものであり、かつ、その受給権者(六十五歳に達している者であつて退職共済年金等のいづれかの受給権を有する配偶者に限る。)が当該遭族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を

有する場合に限る。)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

イ 一イに掲げる金額がロに掲げる金額以上であるとき 前項第一号ロに定める金額

イ 前項第一号ロの規定の例により算定した金額に、厚生年金保険法、私立学校教職員共済法その他の法令の規定であつて政令で定めるものの例により算定した金額を合算した金額(以下この項において「合算遭族給付額」という。)

ロ 合算遭族給付額から政令で定める額を控除了した額の三分の二に相当する金額、当該遭族共済年金の受給権者の退職共済年金等の額の合計額から政令で定める額を控除了した額の二分の一に相当する金額及び政令で定める額を加算した額

二 前号イに掲げる金額が同号ロに掲げる金額に満たないとき イに掲げる金額にロに掲げる比率を乗じて得た金額に、政令で定める額を加算した額

イ 前号ロに掲げる金額から政令で定める額を控除了した額

ロ 合算遭族給付額から政令で定める額を控除了した額に対する前項第一号ロ(1)に掲げる金額の比率

3 組合員が公務等傷病により組合員である間又は退職した後に死亡した場合における遭族共済年金(以下「公務等による遭族共済年金」という。)の額を算定する場合における前二項の規定について必要な事項は、政令で定めたる。

二・四六六」と、「乗じて得た金額の四分の三に相当する金額」とあるのは「乗じて得た金額」と、同号ロ(2)中「次の(i)又は(ii)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める金額の四分の三に相当する金額」とあるのは「(i)に定める金額」と、「組合員期間が二十年以上である者」とあるのは「第三項に規定する公務員共済法その他の法令の規定であつて政令で定めるものの例により算定した金額に、厚生年金保険法、私立学校教職員共済法その他の法令の規定であつて政令で定めるものの例により算定した金額を合算した金額(以下この項において「合算遭族給付額」という。)

イ 前項第一号ロの規定の例により算定した金額に、厚生年金保険法、私立学校教職員共済法その他の法令の規定であつて政令で定めるものの例により算定した金額を合算した金額(以下この項において「合算遭族給付額」という。)

ロ 合算遭族給付額から政令で定める額を控除了した額の三分の二に相当する金額、当該遭族共済年金の受給権者の退職共済年金等の額の合計額から政令で定める額を控除了した額の二分の一に相当する金額を控除了した額の二分の一に相当する金額を加算した額

二 前号第一項第二号又は同条第二項の規定によりその額が算定される遭族共済年金は、その額の算定の基礎となる退職共済年金等の額が第七十七条第四項又は他の法令の規定でこれに相当するものとして政令で定めるものにより改定されたときは、第七十三条第三項の第三項の次に次の二項を加える。

4 遭族共済年金が公務等による遭族共済年金である場合における第一項第一号に定める金額又は第二項第一号イに掲げる第一項第一号ロの規定の例により算定した金額が百三万八千円に改定率を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする)により少ないときは、当該金額をこれら規定による金額とする。

第五十九条に次の一項を加える。

6 前各項に定めるもののほか、遭族共済年金の算定について必要な事項は、政令で定めたる。

第八十九条の二 前条第一項第一号に定めるのは「前条第三項の規定の適用後の同条第一項第一号」と、「遭族共済年金」とあるのは「遭族共済年金(同条第四項の規定の適用がありその額が算定される遭族共済年金(配偶者を含み)」と、「同項第二号イ」とあるの

に対するものに限る。)の受給権者が六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した日において、同項第二号イ及びロに掲げる額を合算した金額が同項第一号に定める金額を上回るとき、又は同項第二号イに掲げる金額が同号イに定める二項第一号に掲げる金額が同号イに定める金額を上回るときは、それぞれ同条第一項第二号イ及びロに掲げる額を合算した金額に、当該遭族共済年金の額を改定する。

2 前条第一項第二号又は同条第二項の規定により改定された月から当該遭族共済年金等の額が改定された月の金額を算定する。ただし、前条第一項第一号に定める金額又は同条第二項第一号イの規定により改定された月の金額が、それぞれ当該改定後の退職共済年金等の額を基礎として算定した同条第一項第二号イ及びロに掲げる額を合算した金額又は同条第二項第一号ロに掲げる金額以上であるときは、この限りでない。

3 遭族共済年金が公務等による遭族共済年金である場合における前二項の規定の適用については、第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「前条第三項の規定の適用後の同条第一項第一号」と、「遭族共済年金」とあるのは「遭族共済年金(同条第四項の規定の適用がありその額が算定される遭族共済年金(配偶者を含み)」と、「同項第二号イ」とあるの

は「同条第三項の規定の適用後の同条第一項
第二号イ」と、「が同項第一号に定める金額」
とあるのは「同条第四項の規定の適用があつ
たときは、同項の規定の適用後の金額とす
る。」が同条第三項の規定の適用後の同条第一
項第一号の規定により算定される金額(同条
第四項の規定の適用があつたときは、同項の
規定の適用後の金額とする。)と、「金額に」
とあるのは「金額(同条第四項の規定の適用
があつたときは、同項の規定の適用後の金額と
する。)」と、前項中「前条第一項第二号」と
あるのは「前条第三項の規定の適用後の同条
第一項第二号」と、「遺族共済年金は」とある
のは「遺族共済年金(同条第四項の規定の適用
があるものを含む。)は」と、「前条第一項第一
号」とあるのは「前条第三項の規定の適用後の同
号」とあるのは「前条第一項第一号」と、「算定され
る金額」とあるのは「算定される金額(同条第
二号イ)」と、「算定される金額」とあるのは
「算定される金額(同条第四項の規定
の適用があつたときは、同項の規定の適用後
の金額とする。)」と、「同条第一項第二号イ」
とあるのは「同条第三項の規定の適用後の同
号」とあるのは「同条第一項第一号」と、「掲
げる金額」とあるのは「掲げる金額(同条第
二号イ)」と、「掲げる金額」とあるのは
「掲げる金額(同条第四項の規定の適用が
あつたときは、同項の規定の適用後の金額と
する。)」とする。
第九十条中「前条」を「第八十九条」に改める。
第九十一条の次に次の二条を加える。
第九十一条の二 遺族共済年金(その受給権者
が六十五歳に達しているものに限る。)は、そ
の受給権者が退職共済年金等のいずれかの受
給権を有するときは、当該退職共済年金等の
額の合計額から政令で定める額を控除して得

た金額(以下この項において「支給停止額」という。)に相当する金額の支給を停止する。ただし、支給停止額が当該遺族共済年金の額から政令で定める額を控除して得た金額を超える場合には、その支給を停止する金額は、当該遺族共済年金の額から当該政令で定める額を控除して得た金額に相当する金額を限度とす
る。

同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を取得しないとき 当該遺族共済年金の受給権を取得した日 口 遺族共済年金と当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有する妻が三十歳に到達する日前に当該遺族基礎年金の

第九十三条の四　社会保険庁長官、地方の組合会及び日本私立学校振興・共済事業団は、連合会に対し、遺族共済年金の支給に関する必要な情報の提供を行うものとする。

第五款 異婚

第五款 異婚等をした場合における標準報酬の月額

等の改定の特例)

合員であつた者であつて、第九十三条の九第一項第一号及び第二項第一号の規定により^票

準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定

されるものをいう。以下同じ。)又は第二号改定者(第一号改定者の配偶者であつた者であ

つて、同条第一項第二号及び第二項第二号の規定による標準報酬の月額及び標準期末手当

等の額が改定され、又は決定されるものをい

う。以下同じ。)は、離婚等(離婚(婚姻の届出をしないが事實上婚姻關係と同様の事情にあつた者について、当該事情が解消した場合を除く。)、婚姻の取消しその他財務省令で定める事由をいう。以下この款において同じ。)をした場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、組合(組合員であつた者又はその配偶者であつた者にあつては、連合会。以下この款において同じ。)に対し、当該離婚等について対象期間(婚姻期間その他財務省令で定める期間をいう。以下同じ。)に係る組合員期間の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額(第一号改定者及び第二号改定者(以下これらの人を「当事者」という。)の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額をいう。以下この款において同じ。)の改定又は決定を請求することができる。ただし、当該離婚等をしたときから二年を経過したときその他財務省令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

(標準報酬改定請求)といふ。)について、同項第一号の当事者の合意のための協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者の一方の申立てにより、家庭裁判所は、当該対象期間における掛け金の払込みに対する当事者の寄与の程度その他一切の事情を考慮して、請求すべき按分割合を定めることができる。

3 前項の規定による請求すべき按分割合に関する処分(第九十三条の八において「標準報酬の按分割合に関する処分」という。)は、民事審判法(昭和二十二年法律第二百五十二号)の適用に関しては、同法第九条第一項乙類に掲げる事項とみなす。

4 標準報酬改定請求は、当事者が標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定又は決定の請求すること及び請求すべき按分割合について合意している旨が記載された公正証書の添付その他の財務省令で定める方法によりしなければならない。

(請求すべき按分割合)

第九十三条の六 請求すべき按分割合は、当事者それぞれの対象期間標準報酬総額(対象期間に係る組合員期間の各月の標準報酬の月額(第七十三条の二第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬の月額)と標準期末手当等の額に当事者を受給権者とみなして対象期間の末日に報酬の月額)とみなされた月にあつては、従前おいて適用される再評価率を乗じて得た額の

総額をいう。以下同じ。)の合計額に対する第一号改定者の対象期間標準報酬総額の割合を超える二分の一以下の範囲(以下「按分割合の範囲」という。)内で定められなければならぬ。

2 次条第一項の規定により按分割合の範囲について情報の提供(第九十三条の八の規定により裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官が受けた資料の提供を含み、これが複数ある

(標準報酬の月額等の改定又は決定)

第九十三条の九 組合は、標準報酬改定請求があつた場合において、第一号改定者が標準報酬の月額を有する対象期間に係る組合員期間の各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、その者の標準報酬の月額をそれぞれ当該各号に定める額に改定し、又は決定するこ

第一号改定者

規定により同項に規定する従前標準報酬の月額が当該月の標準報酬の月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬の月額。次号において同じ。)に一から改定割合(按分割合を基礎として財務省令で定めるところにより算定した率をいう。以下同じ。)を控除して得た率を乗じて得た額

二 第二号改定者 第二号改定者の改定前の標準報酬の月額(標準報酬の月額を有しない月にあつては、零)に、第一号改定者の改定前の標準報酬の月額に改定割合を乗じて得た額を加えて得た額

組合は、標準報酬改定請求があつた場合に

来していないときは、同項の請求があつた日を対象期間の末日とみなして算定したものとする。

第九十三条の八 組合は、裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官に対し、その求めに応じて、標準報酬の^{あらわし}分割合に関する処分を行

うために必要な資料を提供しなければならぬ
い。

(標準報酬の月額等の改定又は決定)

あつた場合において、第一号改定者が標準報酬の月額を有する対象期間に係る組合員期間

の名目ことは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、その者の標準報酬の月額をそれぞれ当

第一号収定者 第一号収定者の収定前の
とができる。

標準報酬の月額(第七十三条の二第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬の

月額が当該月の標準報酬の月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬の月額。次

号において同じ。)に一から改定割合(按分割合を基礎として財務省令で定めるところ

により算定した率をいう。以下同じ。)を控除して得た率を乗じて得た額

標準報酬の月額(標準報酬の月額を有しない用こうつては、零)、第一号収定者の

改定前の標準報酬の月額に改定割合を乗じて得た額を加えて得た額

組合は、標準報酬改定請求があつた場合に

において、第一号改定者が標準期末手当等の額を有する対象期間に係る組合員期間の各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、その者の標準期末手当等の額をそれぞれ当該各号に定める額に改定し、又は決定することができる。

一 第一号改定者 第一号改定者の改定前の標準期末手当等の額に一から改定割合を控除して得た率を乗じて得た額

二 第二号改定者 第二号改定者の改定前の標準期末手当等の額(標準期末手当等の額を有しない月にあつては、零)に、第一号改定者の改定前の標準期末手当等の額に改定割合を乗じて得た額を加えて得た額

三 前二項の場合において、対象期間のうち第一号改定者の組合員期間であつて第二号改定者の組合員期間でない期間については、第二号改定者の組合員期間であつたものとみなす。

4 第一項及び第二項の規定により改定され、又は決定された標準報酬の月額及び標準期末手当等の額は、当該標準報酬改定請求のあつた日から将来に向かつてのみその効力を有する。

(退職共済年金等の額の改定)

第九十三条の十 退職共済年金の受給権者について、前条第一項及び第二項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定又は決定が行われたときは、第七十七条第一項から第三項までの規定にかかわらず、対象期間に係る組合員期間の最後の月以前における

る組合員期間(対象期間の末日後に当該退職共済年金を支給すべき事由が生じた場合その他)の月額及び標準期末手当等の額を退職共済年金の額の算定の基礎とするものとし、当該標準報酬改定請求のあつた日の属する月の翌月から、当該退職共済年金の額を改定する。

障害共済年金の受給権者について、前条第一項及び第二項の規定により当該障害共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に係る標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、又は決定されたときは、改定又は決定後の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を基礎として、当該標準報酬改定請求のあつた日の属する月の翌月から、当該障害共済年金の額を改定する。ただし、障害共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数が

三百月末満である場合の当該障害共済年金については、同条第三項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間（以下「離婚時みなし組合員期間」という。）は、その算定の基礎としない。

(政令への委任)
第九十三条の十二 この款に定めるもののほか、離婚等をした場合における特例に関し必要な事項は、政令で定める。

第一百四条の二中「連合会は」の下に、「第九十三条の四に定めるもののほか」を加える。

附則第十二条の二の二第七項中「第七十四条

「一項に規定する加給年金額に相当する部分」を
「第七十八条第一項に規定する加給年金額に
相当する部分及び前条第四項の規定により計算
される金額に相当する部分」に、「前条第一項
に規定する加給年金額」を「第七十八条第一項
に規定する加給年金額及び前条第四項の規定に
より加算される金額」に、「並びに同条第四項に
おいて読み替えられた前条第一項」を「及び同条
第四項において読み替えられた第七十八条第一
項」に改める。

		第七十八条第一項
		組合員期間が二十年以上で
第七十九条第二項	標準期末手当等の額	組合員期間(第九十三条の十第二項に規定する離婚時みなし組合員期間(以下「離婚時みなし組合員期間」という。)を除く。以下この項において同じ。)が二十年以上で
第一号		標準期末手当等の額(第九十三条の九第二項の規定による改定前の標準期末手当等の額とし、同項の規定により決定された標準期末手当等の額を除く。)
第八十八条第一項	組合員であつた者が次の者を含む。)が次の	標準期末手当等の額(第九十三条の九第二項の規定による改定前の標準期末手当等の額とし、同項の規定により決定された標準期末手当等の額を除く。)

「一項」を「及び附則第十二条の四の三第三項において読み替えられた第七十八条第一項」に改め、同条第四項中「及び前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」を「第七十八条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」に、「前条第一項に規定する加給年金額」を「第七十八条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額」に、「並びに附則第十二条の四の三第四項において読み替えられた前条第一項」を「及び附則第十二条の四の三第四項において読み替えられた第七十八条第一項」に改める。

附則第十二条の六の二第八項中、「第七十四条の二及び第七十八条を「第七十八条及び第八十九条の二」に改め、「第七十四条の二第一項中「有するものに限る」とあるのは「有し、かつ、六十五歳に達しているものに限る」と」を削り、「とする」を「と、第八十九条の二第一項中「六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した日において、同項第二号イ」とあるのは「附則第十二条の六の二第一項第三項の規定による退職共済年金の受給権である場合にあつては、当該受給権者が六十五歳に達した日において、前条第一項第二号イ」と、同条第三項中「同項第二号イ」とあるのは「同条第三項」とあるのは「六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を得した場合において、同項第二号イ」とあるのは「附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者である場合にあつては、当該受給権者が六十五歳に達した日において、前条第三項」と、「金額に」とあるのは「それぞれ同条第一項第二号イ」とあるのは「それぞれ同条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号イ」と、「金額に」とするに改める。

(特例による退職共済年金の支給の繰下げの

第十二条の八の四 第七十八条の二の規定は、附則第十二条の三の規定による退職共済年金については、適用しない。

附則第十二条の十の次に次の一条を加える。
(遺族共済年金の額の改定の特例)

第十二条の十の二 第八十九条の二の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「六

十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した日において、同項

第二号イ」とあるのは「厚生年金保険法附則第七条の三第三項又は第十三条の四第三項の規

定による老齢厚生年金その他これに相当する年金である給付であつて政令で定めるものの

受給権者である場合にあつては、当該受給権者が六十五歳に達した日において、前条第一

項第二号イ」と、同条第三項中二同項第二号イ」とあるのは「同条第三項」とあるのは「前

条第一項第二号イとあるのは「前条第三項」と、「金額に」とあるのは「それぞれ同条第

一項第二号イ)とあるのは、それそれ同条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号イ)二、「金額」二二二十九。

と「金額に」とする。

〔第八十九条第一項第一号口(2)〕に、「(1)又は(2)を〔i〕又は〔ii〕に、「(1)こ」を「(i)こ」に改める。

附則第十三条の九第一項中「第八十九条第一項及び第二項を「第八十九条第一項から第三項

「まで」に改め、同条の次に次の二条を加える。

平成十六年五月十八日 衆議院会議録第三十二号

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(標準報酬の月額等が改定され、又は決定された者に対する長期給付の支給要件等の特例)

第十三条の九の二 第九十三条の九第一項及び第二項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、又は決定された者に対する長期給付について、附則第十二条の三第二号、第十二条の四の三第一項及び第十三条の三第二号、第十二条の四の二第二項第一号、第十二条の四の三第一項及び第十三条の十第一項の規定を適用する場合においては、「組合員期間」とあるのは、「組合員期間(離婚時みなし組合員期間を除く。)」とする。

附則第二十条第一項中「第八十九条第一項第一号口及び第二号口並びに第二項」を「第八十九条第一項第一号イ(2)及びロ(2)」に改める。

第六条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

目次中「第五款 離婚等をした場合における特例(第九十三条の五―第九十三条の十二)」を「第五款 離婚等をした場合における特例(第九十三条の五―第九十三条の十二)」に改める。

第四章第三節第五款の次に次の二款を加える。

第六款 被扶養配偶者についての特例

(特定組合員及び被扶養配偶者についての標準報酬の月額等の特例)

第九十三条の十三 組合員(組合員であつた者を含む。以下「特定組合員」という。)が組合員

第三号に該当していたものをいう。以下同じ)を有する場合において、当該特定組合員の被扶養配偶者は、当該特定組合員と離又は婚姻の取消しをしたときその他これに準ずるものとして財務省令で定めるときは、組合員であつた期間であり、かつ、その被扶養配偶者があつた期間で、連合会。以下この款において同じ。)に対し、特定期間(当該特定組合員が組合員であつた期間)及び第三項の規定により既に標準報酬の月額及び標準期末手当等の額(特定組合員及び被扶養配偶者の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額をいう。以下この款において同じ。)に係る組合員期間(次項及び第三項の規定により既に標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、及び決定された組合員期間を除く。以下この条において同じ。)の規定により既に標準報酬の月額及び標準期末手当等の額(特定組合員及び被扶養配偶者の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額をいう。以下この款において同じ。)の改定及び決定を請求することができる。ただし、当該請求をした日において同様の受給権者であるときその他の財務省令で定めるときは、この限りでない。

額(第七十三条の二第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬の月額が当該月の標準報酬の月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬の月額)に二分の一を乗じて得た額にそれぞれ改定し、及び決定することができる。

3 組合は、第一項の請求があつた場合において、当該特定組合員が標準期末手当等の額を有する特定期間に係る組合員期間の各月ごとに、当該特定組合員及び被扶養配偶者の標準期末手当等の額を当該特定組合員の標準期末手当等の額に二分の一を乗じて得た額にそれぞれ改定し、及び決定することができる。

4 前二項の場合において、特定期間に係る組合員期間については、被扶養配偶者の組合員期間であつたものとみなす。

5 第二項及び第三項の規定により改定され、及び決定された標準報酬の月額及び標準期末手当等の額は、第一項の請求があつた日から将来に向かつてのみその効力を有する。

第九十三条の十四 退職共済年金の受給権者について、前二項及び第三項の規定により改定され、及び決定された標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定の特例)

第九十三条の十五 第九十三条の十三第二項及び第三項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、及び決定された者に対する長期給付の特例)

2 第九十三条の十第二項の規定は、障害共済年金の受給権者である被扶養配偶者について前条第二項及び第三項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の決定が行われた場合に準用する。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

(標準報酬の月額等が改定され、及び決定された者に対する長期給付の特例)

第九十三条の十六 特定組合員又は被扶養配偶者が、離婚等(第九十三条の五第一項に規定する離婚等をいう)をした場合において、第九十三条の十三第二項及び第三項の規定による標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定及び決定が行われていない特定期間の全部又は一部を対象期間として第九十三条の五第一項の規定による標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、及び決定された者に対する長期給付についてこの法律を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、当該長期給付の額の算定及びその支給停止に関する規定その他政令で定める規定の適用に関し必要な読替えは、政令で定める。

3 第九十三条の十三第二項及び第三項の規定による標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定及び決定が行われていない特定期間の全部又は一部を対象期間として第九十三条の七第一項の請求があつた場合において、同項の請求があつた日に特定組合員が障害共済年金の受給権を有しないときは、同条第二項に規定する情報は、第九十三条の十三第二項及び第三項の規定により当該対象期間中の特定期間に係る組合員期間の標準報酬の月額及び標準報酬の月額)及び標準期末手当等の額及び標準報酬の月額並びに第九十三条の九第一項及び第二項の当該

第七十八条第一項	組合員期間が二十年以上で
	組合員期間(第九十三条の十三第四項の規定により組合員期間があつたものとみなされた期間(以下「被扶養配偶者みなし組合員期間」という。)を除く。以下この項において同じ。)が二十年以上で

第八十八条第一項	標準期末手当等の額
組合員があつた者が次の	標準期末手当等の額(第九十三条の十三第三項の規定による改定前の標準期末手当等の額とし、同項の規定により決定された標準期末手当等の額を除く。)
組合員があつた者(第四号に該当する場合にあつては、被扶養配偶者みなし組合員期間を有する者を含む。)が次の	標準期末手当等の額(第九十三条の十三第三項の規定による改定前の標準期末手当等の額とし、同項の規定により決定された標準期末手当等の額を除く。)
特定期間に係る組合員期間の改定前の標準報酬の月額(第七十三条の二第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬の月額及び標準期末手当等の額について、同項に規定する従前標準報酬の月額が当該月の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額とみなされた月にあつては、従前標準報酬の月額)に二分の一を乗じて得た額とすれば、従前標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定及び決定が行われていない特定期間の全部又は一部を対象期間として第九十三条の五第一項の規定による標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、及び決定された者に対する長期給付についてこの法律を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、当該長期給付の額の算定及びその支給停止に関する規定その他政令で定める規定の適用に関し必要な読替えは、政令で定める。	標準期末手当等の額(第九十三条の十三第三項の規定による改定前の標準期末手当等の額とし、同項の規定により決定された標準期末手当等の額を除く。)
前項の場合において、第九十三条の六第一項の対象期間標準報酬総額の基礎となる当該特定期間に係る組合員期間の標準報酬の月額(第七十三条の二第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬の月額が当該月の標準報酬の月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬の月額)及び標準期末手当等の額の額並びに第九十三条の九第一項及び第二項の当該	標準期末手当等の額(第九十三条の十三第三項の規定による改定前の標準期末手当等の額とし、同項の規定により決定された標準期末手当等の額を除く。)
4 前項の規定は、第九十三条の八の求めがあつた場合に準用する。	標準期末手当等の額(第九十三条の十三第三項の規定による改定前の標準期末手当等の額とし、同項の規定により決定された標準期末手当等の額を除く。)

5

第五
第七十三条の二第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬の月額が当該月の標準報酬の月額とみなされた月の標準報酬の月額について第七十三条の十三第二項の規定により改定された場合における第七十三条の六第一項及び第九十三条の九第一項の規定の適用については、第九十三条の六第一項中「標準報酬の月額(第七十三条の二第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬の月額が当該月の標準報酬の月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬の月額)」とあるのは「標準報酬の月額」と、第九十三条の九第一項第一号中「標準報酬の月額(第七十三条の二第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬の月額が当該月の標準報酬の月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬の月額)」とあるのは「標準報酬の月額」とあるのは「標準報酬の月額」とする。

(政令への委任)
第九十三条の十七 この款に定めるもののか、被扶養配偶者である期間についての特例に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第十三条の九の二の次に次の三条を加える。

(被扶養配偶者である期間についての特例の規定の適用)
第十三条の九の三 第九十三条の十四第一項の規定の適用については、当分の間、「第七十七条第一項及び第二項」とあるのは「第七十七条第一項から第三項まで」と、「改定又は」とあるのは、特定期間に係る組合員期間の最後の月以前における組合員期間(特定期間の末日後に当該退職共済年金を支給すべき事

由が生じた場合その他の政令で定める場合に
あつては、政令で定める期間)及び改定又は」

第十三条の九の四 第九十二条の十二第一項及

第八条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を次のように改正する。
第三条の二第四項中「新法」の下に「第七十四条の二」を加える。

り改定された場合における第九十三条の六第一項及び第九十三条の九第一項の規定の適用については、第九十三条の六第一項中「標準報酬の月額(第七十三条の二第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬の月額が当該月の標準報酬の月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬の月額)」とあるのは「標準報酬の月額」と、第九十三条の九第一項第一号中「標準報酬の月額(第七十三条の二第一

び第三項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、及び決定された者に対する長期給付について、附則第十二条の第三号、第十二条の四の二第二項第一号、第十二条の四の三第一項及び第十三条の十第一項の規定を適用する場合においては、「組合員期間」とあるのは、「組合員期間(被扶養配偶者たる組合員期間を除く。)」とする。

第十七条中「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に改める。
別表新法第八十九条第一項第二号口の項中
「新法第八十九条第一項第二号口」を「新法第八十九条第一項第一号口(2)」に、「(1)又は(2)」を「(i)又は(ii)」に、「(1)に」を「(i)に」に改める。

満額の月額と第九十三条の大第一項第一号中「標準報酬の月額(第七十三条の二第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬の月額が当該月の標準報酬の月額とみなされ
た月にあつては、従前標準報酬の月額。次号

において同じ。)」とあるのは「標準報酬の月額」とする。

(政令への委任)
第九十三条の十七 この款に定めるもののは
か、被扶養配偶者である期間についての特例
に関し必要な事項は、政令で定める。
附則第十三条の九の二の次に次の三条を加え

(被扶養配偶者である期間についての特例の規定の適用)

第十三条の九の三 第九十三条の十四第一項の規定の適用については、当分の間、「第七十七条第一項及び第二項」とあるのは「第七十七条第一項から第三項まで」と、「改定又は」とあるのは、特定期間に係る組合員期間の最後の月以前における組合員期間（特定期間の末日後に当該退職共済年金を支給すべき事

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案及び同報告書

のとする。」に改め、同項第一号中「三万四千円」を「三万三千二百円」に改め、同項第二号中「六万八千三百円」を「六万六千三百円」に改め、同項第三号中「十万一千五百円」を「九万九千五百円」に改め、同項第四号中「十三万六千六百円」を「十三万二千六百円」に改め、同項第五号中「十七万七百円」を「十六万五千八百円」に改める。

附則第二十条第三項を削り、同条第四項中「前一項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

附則第二十一条第二項を削り、同条第三項中「前一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第二十二条第二項中「共済法」の下に「前一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第二十三条第二項及び「同項中「加給年金額」とあるのは、「加給年金額」を共済法第七十九条第二項中「相当する部分」とあるのは、「相当する部分」に改め、「加算された金額」の下に「に相当する部分」と、同項第一号中「加給年金額」とあるのは「加給年金額並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算された金額」と、共済法第八十条第一項中「加給年金額」とあるのは「加給年金額並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号)附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算された金額」を加える。

附則第二十八条第一項第一号中「(共済法第

十二条の二の規定による年金の額の改定の措置が講じられたときは、当該改定後の額」を削り、同項第二号中「(新国民年金法第十六条の二

の規定による年金の額の改定の措置が講じられたときは、当該改定後の額」を削る。

附則第三十条第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前一項」に、「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第三十五条第一項中「乗じて得た額をいい」を「(以下「俸給年額改定率」という。)を乗じて得た額をいい」に、「同表の上欄に掲げる受給者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率」を「当該俸給年額改定率」に改め、同項第一号を次のように改める。

第一次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額

イ 当該退職年金の額の算定の基礎となつ

ている組合員期間の年数(一年未満の端数が

数がある場合は、これを切り捨てた年数。以下同じ。)が二十年以下である場合

七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額(その金額に五円未満の端数が

あるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に

切り上げるものとする。)

附則第四十条第一項第一号を次のように改める。

一 七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額(その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)

附則第四十二条第一項第一号を次のように改める。

一 七十三万二千七百二十円を「七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額(その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)」に改める。

附則第四十四条第一項第一号を次のように改める。

一 七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額(その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)

附則第四十五条第一項中「厚生年金保険の被保険者等」の下に「(次項において「厚生年金保険の被保険者等」という。)」を加え、「同項に規定する総収入月額相当額(以下この項を「同項」)を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 国家公務員共済組合連合会は、前項の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年

金又は障害年金の支給の停止を行ふため必要

があると認めるときは、共済法第八十条第二

項に規定する年金保険者等に対し、前項の規

定による退職年金、減額退職年金、通算退職

年金又は障害年金の支給の停止が行われる厚生年金保険の被保険者等の総収入月額相当額に關して必要な資料の提供を求めることができる。

附則第三十五条に次の二項を加える。

4 第一項に規定する俸給年額改定率は、共済法第七十二条の三から第七十二条の六までの規定により再評価率の改定の措置が講じられる場合には、当該措置が講じられる月分以後、当該措置に準じて、政令で定めるところにより改定する。

附則第三十六条第二項中「附則第十二条の四の二第二項及び第三項」の下に「並びに第十三条の九」を加える。

附則第四十条第一項第一号を次のように改める。

一 七十三万二千七百二十円を「七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額(その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)」に改める。

附則第四十二条第一項第一号を次のように改める。

一 七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額(その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)

附則第四十五条第一項中「厚生年金保険の被保険者等」の下に「(次項において「厚生年金保険の被保険者等」という。)」を加え、「同項に規定する総収入月額相当額(以下この項を「同項」)を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 国家公務員共済組合連合会は、前項の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年

金又は障害年金の支給の停止を行ふため必要

があると認めるときは、共済法第八十条第二

項に規定する年金保険者等に対し、前項の規

定による退職年金、減額退職年金、通算退職

年金又は障害年金の支給の停止が行われる厚

生年金保険の被保険者等の総収入月額相当額に關して必要な資料の提供を求めることがで

きる。

間のうち二十年を超える年数(当該年数が十五年を超える場合は、十五年)一年につきイに定める金額を二十で除して得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)を加えた

が十五年を超える場合は、十五年)一年につきイに定める金額を二十で除して得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)を加えた

官 報 (号 外)

附則第四十六条第一項第一号中「七十五万四千三百二十円」を「七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額(その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)」に改め、同条第五項中「同項」を「同項第一号」に、「十五万四千二百円」と、「十四万九千七百円に国民年金法(昭和三十四年法律第四百四十一号)第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した同法第二十七条本文に規定する改定率を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)」と、同項第二号中に、「二十六万九千九百円」を「二十六万二千百円に前号に規定する改定率を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)」と、同項第三号中「十二万円」とあるのは「十四万九千七百円に第一号に規定する改定率を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)」に改め、同条に次の一項を加える。

第五十条 削除

第五十二条 第四項中「(その額について、金について準用する。
附則第五十条を次のように改める。

附則第五十条の規定による年金の額の改定の措置が講じられたときは、当該改定後の額」を削り、同項後段を削る。

附則第五十三条第一項後段を削る。

附則第五十七条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

更新組合員等であつた者で七十歳以上のものが受けた退職年金、減額退職年金又は障害年金の額の算定の基礎となつた組合員期間のうちに次の各号に掲げる期間があるものに係る附則第三十五条第三項(附則第三十七条第二項において準用する場合を含む)、第三十一条第三項(附則第三十九条において準用する場合を含む)又は第四十二条第三項の規定(以下この項において「従前額保障の規定」という。)の適用がある場合における従前額保障の規定による年金の額は、当該年金の額に、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額に俸給年額改定率を基準として政令で定める率を乗じて得た金額を加えて得た金額(その加えて得た金額が俸給年額の百分の六十八・〇七五に相当する金額を超えるときは、当該百分の六十八・〇七五に相当する金額)とする。

附則第五十七条第二項中「に対する附則第五十条(附則第五十二条第四項及び第五十三条第三項において準用する場合を含む)の規定を適用する場合」を「に係る当該遺族年金の額」に、「前項第一号」を「同項第一号」に改める。

附則第五十八条第一項中「(附則第五十条を除く。)」を削る。

附則別表第五を次のように改める。

この間に生まれた者	一・二二二
この間に生まれた者	一・二六〇
この間に生まれた者	一・二六六
この間に生まれた者	一・二六六
までの間に生まれた者	一・二七一
までの間に生まれた者	一・二八一
までの間に生まれた者	一・二九一
までの間に生まれた者	一・二九一

六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加

- 6 財務大臣が第四項の規定に該当して企業年金基金を新たに指定する場合における附則第四十七条第一項、第四十九条第一項及び第五十五条第一項の規定の適用については、附則第四十七条第一項中「厚生年金基金」とあるのは「厚生年金基金又は企業年金基金」と、附則第四十九条第一項中「厚生年金保険法第百三十条に規定する業務」又は確定給付企業年金法の規定に基づく企業年金基金の業務」と、附則第五十五条第一項中「指定基金は」とあるのは「指定基金(当該指定基金が厚生年金基金であるものに限る。以下この条、次条、附則第五十七条、第五十九条及び第六十三条において同じ。)」とする。

第十五条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第三十三条第五項第三号中「さらに、」の下に「当該特例年金給付が退職を支給事由とするもの(以下この条において「退職特例年金給付」という。)であるときは障害を給付事由とする年金たる給付(その受給権を有する者が六十五歳に達しているものに限る。)を、「老齢金給付」に改め、同条第六項中「特例年金給付のうちの」に改め、同条第六項中「特例年金給付のうちの」に改め、「退職特例年金給付」という。)を「退職特例年金給付」に改める。

律の一部を次のように改正する。

附則第三十三條中第十三項を第十五項とし、

13 遺族特例年金給付(その受給権者が昭和十七年四月二日以後に生まれた者であるものに限る。)の額の算定及び改定並びにその支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

14
国家公務員共済組合法第九十三条の五から
第九十三条の十二までの規定は、特例年金給付（遺族特例年金給付を除く。）の受給権者が

同法第九十三条の五第一項に規定する離婚等をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附則第三十三条の次に次の二条を加える

(退職特例年金給付の繰下げの申出の特例)

する者が厚生年金保険法第四十四条の三第二項の規定による場合に、名該申請二回目を二

前条第一項の規定により適用するものとされ
る場合は、当該申出と同時に

た国家公務員共済組合法第七十八条の二第二

（国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律）

國家公務員法の一部を改正する法律

第十七条 国家公務員共済組合法等の一部を改正

する法律(平成十二年法律第二十一号)の一部を
次のように改正する。

附則第十一條第一項中「ついては、第二条の

規定による改正後の「を「ついては、「に改め、
第一条の規定による改正後の二項、同項

第一項の規定による改正後の】を削り 同項等

及び第三項並びに附則第十三条の九」を「並びに

平成十六年五月十八日 衆議院会議録第三十二号

七条第一項」と、「当該受給者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率」とあるのは「その月が属する同表の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率」とを削り、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 第四項の規定による従前額改定率の改定の措置は、政令で定める。

附則第十二条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、「の表」とあるのは「の下に「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)第十七条の規定による改正後の」を加え、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 組合員期間の全部が平成十五年四月一日以後であるときは、法第七十二条の二、第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項及び第二項並びに附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項の規定(法附則第十二条の四の三第一項及び第三項、第十二条の七の二第二項、第十

二条の七の三第二項及び第四項並びに第十二条の八第三項並びに昭和六年改正法附則第三十六条第二項においてその例による場合を含む。)により算定した金額が、前項第二号の規定の例により算定される金額に従前額改率を乗じて得た金額に満たないときは、これらの規定にかかわらず、当該金額をこれらの規定に定める金額とする。

3 平成十六年度における前二項の従前額改定率は、一・〇〇一とする。

4 第一項及び第二項の従前額改定率は、毎年

度、法第七十二条の四第一項又は第三項(法第七十二条の五第一項に規定する調整期間にあつては、法第七十二条の六第一項又は第四項)の規定の例により改定する。

附則第十二条の次に次の二項を加える。

(法による年金である給付の額の改定の特例)

第十二条の二 当該年度の前年度に属する三月三十一日において附則第十二条第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定による年金である給付の受給権を有する者について、法第七十二条の三から第七十二条の六までの規定による再評価率の改定により、当該年度において附則第十二条第一項の規定により算定した金額(以下この条において「当該年度額」という。)が、当該年度の前年度に属する三月三十一日においてこれらの規定により算定した金額(以下この条において「前年度額」という。)に満たないこととなるときは、当該年度額にかかわらず、前年度額を当該年度額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、法第七十二条の四(法第七十二条の六において適用される場合を除く。)の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

4 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、法第七十二条の五(法第七十二条の六において適用される場合を除く。)の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

平成十七年度以後の各年度に属する月

政令で定める率

動率」という。)が一を下回り、かつ、同項に規定する物価変動率(以下「物価変動率」という。)が名目手取り賃金変動率を下回る

場合 名目手取り賃金変動率

二 物価変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合

三 物価変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合

4 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、法第七十二条の四(法第七十二条の六において適用される場合を除く。)の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

5 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、法第七十二条の六の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

附則別表平成十二年四月以後の項中「平成十二年四月以後」を平成十二年四月から平成十七年三月までに改め、同表に次のように加える。

備考 平成十七年度以後の各年度に属する月の政令で定める率は、当該年度の前年度に属する月に係る率を、法第七十二条の四の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に満たないときは、当該各号に定める率を乗じて得た金額に満たないことは、当該金額を当該年度額とする。

基準として定めるものとする。

第十八条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第一項から第三項までに改め、同項第一号中

乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

一名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる場合 名目手取り賃金変動率

二 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合

三 物価変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合

四 物価変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合

三百月」とあるのは「基準日前組合員期間の日数」と、同項第二号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同条第一項中「組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」とを削り、「とする」を「と」、平成十六年改正法第五条の規定による改正後の法第八十九条第一項第一号イ中「平均標準報酬額の千分の五・四八」とあるのは「平成十五年四月一日前の組合員期間(以下「基準日前組合員期間」という。)に係る国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十一号)附則第十二条第一項の従前額改定率を乗じて得た標準報酬の月額を基礎として計算した同法第二条の規定による改正前の第七十七条に規定する平均標準報酬月額(以下この条において「従前額改定率による平均標準報酬月額」という。)の千分の七・五」と、「組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)」とあるのは「基準日前組合員期間の日数」と、「平均標準報酬額の千分の一・〇九六」とあるのは「従前額改定率による平均標準報酬月額の千分の一・五」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前標準報酬額の千分の一・〇九六」とあるのは「従前額改定率による平均標準報酬月額の千分の一・五」と、「平均標準報酬月額の千分の一・五」と、「平均標準報酬額の千分の一・五四八」とあるのは「従前

七五」と、同条第三項中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・五」と、「千分の二・四六」とあるのは「千分の三・三七五」とするに改め、同条第六項中「第八十九条第一項第一号」に、「同項第二号中「千分の五・四八」とあるのは「千分の五・六」とあるのは「千分の三・三七五」とするに改め、同条第六項中「第八十九条第一項第一号」を「第八十九条第一項第一号イ」に、「同項第二号中「千分の五・四八」とあるのは「千分の五・六」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「千分の〇・五四八」とあるのは「千分の〇・五七七」と、同条第二項中「千分の一・四六六」とあるのは「千分の二・五九六」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」を「同号口中「千分の五・四八」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間」と、「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「千分の〇・五四八」とあるのは「千分の〇・五七七」に改める。

（人事訴訟法の一部改正）

第二十条 人事訴訟法（平成十五年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「標準報酬」を「標準報酬等」に改め、「第七十八条の二第二項」の下に「又は国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第九十三条の五第二項」を加える。

該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国家公務員共済組合法附則第二十一条の改正規定 公布の日

二 第二条、第七条、第十条、第十三条及び第十八条並びに附則第九条から第十五条まで、

第二十八条から第三十六条まで及び第二十八条から第七十六条までの規定 平成十七年四月一日

三 第三条、第十一条及び第十五条の規定 平成十八年四月一日

四 第四条の規定 平成十八年七月一日

五 第五条、第八条、第十二条、第十六条、第十九条及び第二十条並びに附則第十六条から第二十一条まで、第三十七条、第七十七条及び第七十八条の規定 平成十九年四月一日

六 第六条並びに附則第二十二条及び第二十三条の規定 平成二十年四月一日

(検討)

金である給付の額及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(以下「昭和六十改正法」という。)附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正後の法第八十七条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に給付事由が生じた法による障害一時金の額について適用し、施行日前に給付事由が生じた法による障害一時金の額については、なお従前の例による。

(法による年金である給付等の額の算定に関する経過措置)

第四条 法による年金である給付については、第一条の規定による改正後の法(第十七条の規定による改正後の国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(以下「平成十二年改正法」という。)の規定により読み替えられた第一条の規定による改正後の法を含む。)又は第九条の規定による改正後の昭和六十改正法の規定(他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下同じ。)を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)

う。)により算定した金額に満たないときは、改正前の国共済法等の規定はなおその効力を有するものとし、改正後の国共済法等の規定にかかるわらず、当該金額を法による年金である給付の金額とする。

2 前項の場合においては、次の表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な読替えは、政令で定める。

一 第一条の規定による改正前の法

第七十八条第二項
二十三万一千四百円

二十三万一千四百円に○・九八八(第72条の二第一項に規定する物価指数が平成十五年(この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の当該物価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以後、○・九八八(この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。)を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)

第二条 第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法(以下「法」という。)第百二条の二に規定する財政調整拠出金については、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会並びに地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第一百五十二号)第三条第一項に規定する地方公務員共済組合及び同法第三十八条の二第一項に規定する地方公務員共済組合連合会の長期給付に係る財政状況等を勘案して検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

(法による年金である給付の額等に関する経過措置)

第三条 平成十六年九月以前の月分の法による年

金である給付の額及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(以下「昭和六十改正法」という。)附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正後の法第八十七条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に給付事由が生じた法による障害一時金の額について適用し、施行日前に給付事由が生じた法による障害一時金の額については、なお従前の例による。

(法による年金である給付等の額の算定に関する経過措置)

第四条 法による年金である給付については、第一条の規定による改正後の法(第十七条の規定による改正後の国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(以下「平成十二年改正法」という。)の規定により読み替えられた第一条の規定による改正後の法を含む。)又は第九条の規定による改正後の昭和六十改正法の規定(他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下同じ。)を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)

七万七千百円

七万七千百円に○・九八八を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)

官報(号外)

平成十六年五月十八日 衆議院会議録第三十二号 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案及び同報告書

第八十二条第一項	六十万三千二百円	第八十二条第三項	六十万三千二百円に○・九八八を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)
第一号	四百二十七万六千六百円	第二号	四百二十七万六千六百円に○・九八八を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)
第三号	二百六十四万五千四百円	第四号	二百六十四万五千四百円に○・九八八を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)
第五号	二百三十八万九千九百円	第六号	二百三十八万九千九百円に○・九八八を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)

第八十九条第三項	百六万九千百円	第九十条	六十万三千二百円	二 第九条の規定による改正 前の昭和六十 年改正法	
項	附則第十六条第一号	附則第十二条の四 の二第二項第一号	乗じて得た金額	乗じて得た金額	乗じて得た金額に○・九八八を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)
附則第十六条第四	乗じて得た金額	乗じて得た金額	乗じて得た金額	乗じて得た金額	乗じて得た金額に○・九八八を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)

				附則第十七条第二項第一号
				三万四千円
				三万四千円に○・九八八を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)
附則第十七条第二項第二号	六万八千三百円	附則第十七条第二項第二号	六万八千三百円に○・九八八を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)	六万八千三百円に○・九八八を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)
附則第十七条第二項第三号	十万二千五百円	附則第十七条第二項第三号	十万二千五百円に○・九八八を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)	十万二千五百円に○・九八八を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)
附則第十七条第二項第四号	十三万六千六百円	附則第十七条第二項第四号	十三万六千六百円に○・九八八を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)	十三万六千六百円に○・九八八を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)
附則第十七条第二項第五号	十七万七百円	附則第十七条第二項第五号	十七万七百円に○・九八八を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)	十七万七百円に○・九八八を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)

官報(号外)

第五条 昭和六十年改正法附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金については、第九条

の規定による改正後の昭和六十年改正法の規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改

正後の昭和六十年改正法の規定」という。）により算定した金額が、次項の規定により読み替えられた第九条の規定による改正前の昭和六十年改正法又は平成十二年改正法第三条の規定による改正前の昭和六十年改正法の規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改正前の昭和

六十年改正法の規定」という。）により算定した金額に満たないときは、改正前の昭和六十年改正法の規定はなお効力を有するものとし、改正後の昭和六十年改正法の規定にかかわらず、当該金額を同号に規定する旧共済法による年金の金額とする。

2 前項の場合においては、次の表の第一欄に掲げる法律の同表第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な読替えは、政令で定める。

一 第九条の規定による改正前の昭和六十一年改正法		附則第三十五条第一項ただし書	相当する金額	相当する金額に○・九八八（物価指数が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以後、〇・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後率）にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。）を乗じて得た金額）に○・九八八を乗じて得た金額）	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額						
一項第一号		附則第三十五条第一項第一号	相当する金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額
一項第二号		附則第三十五条第一項第二号	相当する金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額
附則第三十五条第一項第三号		附則第三十五条第一項第三号	相当する金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額

附則第四十条第一項第一号

七十五万四千三百二十円に○・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）

七十五万四千三百二十円に○・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）

七十五万四千三百二十円に○・九八八を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）

七三

三項	附則第四十六条第一項第一号	附則第四十六条第一項第一号	相当する金額	相当する金額	相当する金額	相当する金額	相当する金額	相当する金額	相当する金額	相当する金額	相当する金額	相当する金額
得た金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額	相当する金額に○・九五に相当する金額	百分の〇・九五に相当する金額	百分の〇・九五に相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額							

附則第四十六條第 五項	十五万四千二百円			
一項本文	相当する額に〇・九八八を乗じて得た金額	相当する額に〇・九八八を乗じて得た金額に〇・九八八を乗じて得た金額	相当する額に〇・九八八を乗じて得た金額	相当する額に〇・九八八を乗じて得た金額
附則第四十二条第一 項第二号	相当する額を 乗じて得た金額	相当する額を 乗じて得た金額	相当する額を 乗じて得た金額	相当する額を 乗じて得た金額
附則第三十五条第 一項ただし書	相当する金額	相当する金額に〇・九八八(物価指 数が平成十五年この項の規定によ る率の改定が行われたときは、直近 の当該改定が行われた年の前年の) の物価指数を下回るに至つた場合にお いては、その翌年の四月以後、〇・ 九八八(この項の規定による率の改 定が行われたときは、当該改定後の 率)にその低下した比率を乗じて得 た率を基準として政令で定める率と する。以下同じ)を乗じて得た金額	相当する金額に〇・九八八を乗じて 得た金額(その金額に五十円未 満の端数があるときは、これを切り 捨て、五十円以上百円未満の端数が あるときは、これを百円に切り上げ るものとする。)	二十六万九千九百円に〇・九八八を 乗じて得た金額(その金額に五十円未 満の端数があるときは、これを切り 捨て、五十円以上百円未満の端数が あるときは、これを百円に切り上げ るものとする。)
附則第三十五条第 一項ただし書	相当する金額	相当する金額に〇・九八八(物価指 数が平成十五年この項の規定によ る率の改定が行われたときは、直近 の当該改定が行われた年の前年の) の物価指数を下回るに至つた場合にお いては、その翌年の四月以後、〇・ 九八八(この項の規定による率の改 定が行われたときは、当該改定後の 率)にその低下した比率を乗じて得 た率を基準として政令で定める率と する。以下同じ)を乗じて得た金額	相当する金額に〇・九八八を乗じて 得た金額(その金額に五十円未 満の端数があるときは、これを切り 捨て、五十円以上百円未満の端数が あるときは、これを百円に切り上げ るものとする。)	二十六万九千九百円

附則第四十二條第一項ただし書及び第二号並びに第二項第一号及び第四号	相当する金額
附則第四十六條第一項第一号	相当する金額
附則第四十六條第三項	相当する金額
相当する金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額
得た金額	相当する金額に○・九八八を乗じて得た金額

(平成十七年度から平成二十年度までにおける
再評価率の改定等に関する経過措置)

第六条 平成十七年度及び平成十八年度における第一条の規定による改正後の法第七十二条の三から第七十二条の六までの規定の適用については、法第七十二条の三第一項第三号に掲げる率を「一とみなす。」

3 平成十九年度における第一条の規定による改正後の法第七十二条の三第一項第三号の規定の適用については、同号イ中「九月一日」とあるのは、「十月一日」とする。

3 平成二十年度における第一条の規定による改正後の法第七十二条の三第一項第三号の規定の適用については、同号ロ中「九月一日」とあるのは、「十月一日」とする。

(再評価率等の改定等の特例)

者(以下この条において「受給権者」という)のうち、当該年度において第一号に掲げる指標が第二号に掲げる指標を下回る区分(第一条の規定による改正後の法別表第二各号に掲げる受給権者の区分をいう。以下この条において同じ。)に属するものに適用される再評価率(同条の規定による改正後の法第七十二条の二に規定する再評価率をいう。以下この項において同じ。)又は従前額改定率(第十七条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第十二条第二項の従前額改定率をいう。以下この項において同じ。)その他政令で定める率(以下この条において「再評価率等」という。)の改定又は設定については、第一条の規定による改正後の法第七十二条の五及び第七十二条の六の規定(第十七条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第十二条第四項においてその例による場合を含む。以下この条において同じ。)は、適用しない。

官 報 (号 外)

第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項並びに附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項又は第十七条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第十二条第二項の規定により算定した金額第一条の規定による改正後の法第七十二条の五及び第七十二条の六の規定の適用がないものとして改定し、又は設定した再評価率又は従前額改定率を基礎として算定した金額とする。)の水準を表すものとして政令で定めるところにより計算した指数

二 附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた第十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法の規定により算定した金額の水準を表すものとして政令で定めるところにより計算した指数

受給権者のうち、当該年度において、前項第一号に掲げる指数が同項第二号に掲げる指数を上回り、かつ、第一条の規定による改正後の法第七十二条の五第四項第一号に規定する調整率(以下この項において「調整率」という。)が前項第一号に掲げる指数に対する同項第二号に掲げる指數の比率を下回る区分に属するものに適用される再評価率等の改定又は設定に対する法第七十二条の五及び第七十二条の六の規定の適用については、当該比率を調整率とみなす。

(基礎年金拠出金の負担に関する経過措置)

は、「三分の一」とする。
2 国、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構又は日本郵政公社は、平成十六年度における国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）第九十四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、前項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正後の法第九十九条第三項第二号に定める額のほか、国にあつては五億五千七百二万千円を、独立行政法人造幣局にあつては八十八万九千円を、独立行政法人国立印刷局にあつては三百九十三万円を、独立行政法人国立病院機構にあつては三千六十七万七千円を、日本郵政公社にあつては一億八千七百七十四万七千円を、それぞれ負担する。

条の二第二項の規定は、平成十七年四月一日以後に開始された同条第一項に規定する育児休業等に係る育児休業手当金の額の算定について適用し、同日前に開始された当該育児休業等に係る育児休業手当金の額の算定については、なお従前の例による。

(介護休業手当金の額に関する経過措置)

第十二条 第二条の規定による改正後の法第六十八条の三第三項の規定は、平成十七年四月一日以後に開始された同条第一項に規定する介護休業に係る介護休業手当金の額の算定について適用し、同日前に開始された当該介護休業に係る介護休業手当金の額の算定については、なお従前の例による。

(三歳に満たない子を養育する組合員等の標準報酬の特例に関する経過措置)

第十三条 第二条の規定による改正後の法第七十三条の二の規定は、平成十七年四月以後の標準報酬の月額について適用する。

(育児休業等期間中の組合員の特例に関する経過措置)

第十四条 平成十七年四月一日前に第二条の規定による改正前の法第一百条の二の規定に基づく申出をした者については、なお従前の例による。

2 平成十七年四月一日前に第二条の規定による改正後の法第四十二条第九項に規定する育児休業等を開始した者(同日前に第二条の規定による改正前の法第一百条の二の規定に基づく申出をした者を除く。)については、その育児休業等を開始した日を平成十七年四月一日とみなして、第二条の規定による改正後の法第一百条の二の規定を適用する。

(退職共済年金の額の算定に関する経過措置)

第十四条 第二条の規定による改正後の法附則第十二条の四の二第二項第一号(法附則第十二条の四の三第一項及び第三項、第十二条の七の二第二項並びに第十二条の七の三第二項及び第四項においてその例による場合を含む。)の規定並びに第二条の規定による改正後の法附則第十三条第一項及び第七条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法別表において読み替えられた同号の規定の適用については、当分の間、同号中「四百八十月」とあるのは、「四百八十月(当該退職共済年金の受給権者が昭和四年四月一日以前に生まれた者については四百二十月、昭和四年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百四十四月、昭和十九年四月二日から昭和二十四年三月一日までの間に生まれた者にあつては四百五十六月、昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百六十八月)」とする。

2 第十条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第十六条第一項第一号及び第十九条第三項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「四百八十月」とあるのは、「四百八十月(当該退職共済年金の受給権者が昭和四年四月一日以前に生まれた者にあつては四百二十月、昭和四年四月二日から昭和十九年四月一日の間に生まれた者にあつては四百三十二月、昭和九年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百四十四月、昭和十九年四月二日から昭和二十四年三月一日までの間に生まれた者にあつては四百五十六月、昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百六十八月)」とする。

は、「三分の一とする。

(退職共済年金の額の算定に関する経過措置)

和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百五十六月、昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百六十八月)」とする。

3 第七条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十一條第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「四十一年」とあるのは、「四十一年(当該退職共済年金の受給権者が昭和四年四月一日以前に生まれた者にあつては三十五年、昭和四年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者にあつては三十六年、昭和九年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者にあつては三十七年、昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者にあつては三十八年、昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者にあつては三十九年)」とする。

(法による脱退一時金の額に関する経過措置)

第十五条 平成十七年四月前の組合員期間のみに係る法による脱退一時金の額については、なお従前の例による。

(法による退職共済年金の支給の繰下げに関する経過措置)

第十六条 第五条の規定による改正後の法第七十八条の二の規定は、平成十九年四月一日前において法第七十六条の規定による退職共済年金の受給権を有する者については、適用しない。(厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金等の支給の停止に関する経過措置)

第十七条 第五条の規定による改正後の法第八十一条の規定は、平成十九年四月一日以後に適用する。

条若しくは第八十七条の二又は昭和六十一年改正法附則第四十五条の規定は、法による退職共済年金若しくは障害共済年金又は昭和六十一年改正法附則第二条第五号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金若しくは障害年金のいづれかの受給権者(昭和十二年四月一日以前に生まれた者に限る。)である厚生年金保険の被保険者等(第五条の規定による改正後の法第八十条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者等)をいう。以下この条において同じ。が、同項に規定する七十歳以上の使用される者又は特定教職員等であつて、他の厚生年金保険の被保険者等に該当しない者である場合には、適用しない。

(法による遺族共済年金の支給に関する経過措置)

第十九条 第五条の規定による改正後の法第九十条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者等(第五条の規定による改正後の法第八十条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者等)をいう。以下この条において同じ。が、同項に規定する七十歳以上の使用される者又は特定教職員等であつて、他の厚生年金保険の被保険者等に該当しない者である場合には、適用しない。

(当事者への情報提供の特例)

第二十条 第五条の規定による改正後の法第九十三条の五第一項に規定する当事者又はその一方は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前においても、法第九十三条の七第一項の規定による請求をすることができる。

(標準報酬の月額等が改定され、又は決定された者に対する長期給付の特例)

第二十一条 第五条の規定による改正後の法第九十三条の九第一項及び第二項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、又は決定された者について国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)附則第八条第二項第二号、第十二条第一項第二号及び第四号並びに第十四条第一項第一号の規定を適用する場合においては、同号中「含む。」の月数」とあるのは、「含み、附則第八条第二号に掲げる期間にあつては、国家公務員共済組合法第九十三条の十三第四項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間を除く。」の月数」と読み替えるものとするほか、法による長期給付の額の算定その他政令で定める規定の適用に関し必要な読替えは、政令で定める。

(平成十二年改正附則別表に規定する率の設定にかかる経過措置)

第二十二条 平成十七年度における第十七条の規定による改正後の平成十二年改正法附則別表の規定による改正後平成十二年改正法附則別表に規定する率の設定にかかる経過措置

第二十三条 第六条の規定による改正後の法第九十三条の十三第二項及び第三項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、及び決定された者について国民年金法等の一部を改正する法律附則第十四条第一項第一号の規定を適用する場合においては、同号中「含む。」の月数」とあるのは、「含み、附則第八条第二号に掲げる期間にあつては、国家公務員共済組合法第九十三条の十三第四項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間を除く。」の月数」と読み替えるものとするほか、法による長期給付の額の算定その他政令で定める規定の適用に関し必要な読替えは、政令で定める。

以後に給付事由の生じた法による遺族共済年金について適用する。

(対象となる離婚等)

第十九条 第五条の規定による改正後の法第九十三条の五第一項の規定は、平成十九年四月一日前に離婚等(同項に規定する離婚等をいう。)をした場合(財務省令で定める場合を除く。)については、適用しない。

(対象となる特定期間)

第二十二条 第六条の規定による改正後の法第九十三条の十三第一項の規定の適用については、平成二十年四月一日前の期間については、同項に規定する特定期間に算入しない。

(標準報酬の月額等が改定され、及び決定された者に対する長期給付の特例)

第二十三条 第六条の規定による改正後の法第九十三条の十三第二項及び第三項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、及び決定された者について国民年金法等の一部を改正する法律附則第十四条第一項第一号の規定を適用する場合においては、同号中「含む。」の月数」とあるのは、「含み、附則第八条第二号に掲げる期間にあつては、国家公務員共済組合法第九十三条の十三第四項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間を除く。」の月数」と読み替えるものとするほか、法による長期給付の額の算定その他政令で定める規定の適用に関し必要な読替えは、政令で定める。

(平成十二年改正附則別表に規定する率の設定にかかる経過措置)

第二十四条 平成十七年度における第十七条の規定による改正後の平成十二年改正法附則別表の規定による改正後平成十二年改正法附則別表に規定する率の設定にかかる経過措置

3 第五条の規定による改正後の法第九十三条の二第一項第五号の規定は、平成十九年四月一日

離婚時みなし組合員期間を除く。」と、同法附則第二条第一項第二号及び第四号中「含む。」とあるのは「含み、附則第八条第二項第二号に掲げる期間にあつては、

(平成十二年改正附則別表に規定する率の設定にかかる経過措置)

第二十五条 平成十七年度における第十七条の規定による改正後の平成十二年改正法附則別表の規定による改正後平成十二年改正法附則別表に規定する率の設定にかかる経過措置

年度の前年度に属する月に係る率」とあるのは、「〇・九二六」と読み替えるものとする。
 (存続組合が支給する特例年金給付の額の算定に関する経過措置)

第二十五条 存続組合(厚生年金保険法等の一部を改正する法律以下この項において「平成八年改正法」)という。附則第三十二条第二項に規定する存続組合をいう。)が支給する平成八年改正法附則第三十三条第一項に規定する特例年金給付(以下この項において「特例年金給付」という。)について、第一条の規定による改正後の法又は第九条の規定による改正後の昭和六十年改正法の規定(他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改正後の国共済法等の規定」という。)

により算定した金額が、次項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法又は第九条の規定による改正前の昭和六十年改正法の規定(他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改正前の国共済法等の規定」という。)により算定した金額に満たないときは、改正前の国共済法等の規定はなおその効力を有するものとし、改正後の国共済法等の規定にかかわらず、当該金額を特例年金給付の金額とする。

2 前項の場合においては、次の表の第一欄に掲げる法律の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な読み替えは、政令で定める。

第七十七条第一項 乗じて得た金額	第七十七条规定による改正前の法
乗じて得た金額	乗じて得た金額に〇・九二六を乗じて得た金額に〇・九二六を乗じて得た金額
乗じて得た金額	乗じて得た金額に〇・九二六を乗じて得た金額に〇・九二六を乗じて得た金額

第八十二条第一項 後段	第六十万三千二百円	七万七千百円	七万七千百円に〇・九二六を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)
第一号	第六十万三千二百円	七万七千百円	七万七千百円に〇・九二六を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)
第八十二条第一項 第一号及び第二号	六百円	四百二十七万六千	四百二十七万六千六百円に〇・九二六を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)

第二号	第三項	二百六十四万九千四百円に○・九八八を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)
第八十二条第三項 第三号	二百三十八万九千九百円に○・九八八を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)	三百三十八万九千九百円に○・九八八を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)
第八十三条第三項	二十三万三千四百円	二十三万三千四百円に○・九八八を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)
第八十九条第一項 第一号イ及び口並びに第二号イ及び口並びに第二項	乗じて得た金額	乗じて得た金額に○・九八八を乗じて得た金額
第八十九条第三項	百六万九千百円	百六万九千百円に○・九八八を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)

二 第九条の規定による改正 前の昭和六十 年改正法		附則第十二条の四 の二第二項第一号 及び第二号並びに 第三項第一号及び 第二号	附則第十六条第一 項第一号	乗じて得た金額	乗じて得た金額	第六十条
附則第十七条第二 項第一号	附則第十六条第四	乗じて得た金額	乗じて得た金額	乗じて得た金額に〇・九八八を乗じて得た金額	乗じて得た金額に〇・九八八を乗じて得た金額	六十万三千二百円に〇・九八八を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)
三万四千百円	三万四千百円	乗じて得た金額	乗じて得た金額に〇・九八八を乗じて得た金額	乗じて得た金額に〇・九八八(物価指数が平成十五年(この号の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以後、〇・九八八(この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ)を乗じて得た金額	乗じて得た金額に〇・九八八(物価指数が平成十五年(この号の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以後、〇・九八八(この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ)を乗じて得た金額	六十万三千二百円に〇・九八八を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)
三万四千百円に〇・九八八を乗じて得た金額	三万四千百円に〇・九八八を乗じて得た金額	三万四千百円に〇・九八八を乗じて得た金額その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるときは、これを百円に切り上げるものとする。)	三万四千百円に〇・九八八を乗じて得た金額その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるときは、これを百円に切り上げるものとする。)	三万四千百円に〇・九八八を乗じて得た金額その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるときは、これを百円に切り上げるものとする。)	三万四千百円に〇・九八八を乗じて得た金額その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるときは、これを百円に切り上げるものとする。)	六十万三千二百円に〇・九八八を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)

			附則第十七条第一項第二号	六万八千三百円
				六万八千三百円に〇・九八八を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるときは、これを百円に切り上げるものとする。)
			附則第十七条第一項第三号	十万二千五百円
				十万二千五百円に〇・九八八を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるときには、これを百円に切り上げるものとする。)
			附則第十七条第一項第四号	十三万六千六百円
				十三万六千六百円に〇・九八八を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるときには、これを百円に切り上げるものとする。)
			附則第十七条第一項第五号	十七万七百円
				十七万七百円に〇・九八八を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)
(その他の経過措置の政令への委任)				

			法による手当の額等の改定の特例に関する法律 (平成十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。
			第一項の表中国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)による年金である給付の額の項及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第百五号。以下「昭和六十一年国家公務員共済改正法」という。)附則第五十条第一項に規定する旧共済法による年金の額の項を削る。
			(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正) 第二十八条 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。
			目次中「第二十七条」を「第二十六条」に、「第二十八条」を「第二十七条」に、「第二十九条・第三十条」を「第二十八条・第二十九条」に改める。
			第二十五条を削り、第二十六条を第二十五条とし、第二十七条を第二十六条とし、第五章中第二十八条を第二十七条とし、第六章中第二十九条を第二十八条とし、第三十条を第二十九条とする。
			第三十二条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。
			第四十二条の三十八を次のように改める。
			第四十二条の三十八 削除 (勤労者財産形成促進法の一部改正)
			第三十三条 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。
			第十五第四項中「第二条第一項第一号口に掲げる者」を「第一百二十四条の三の規定により同法第一条第一項第一号に規定する職員とみなされる者」に改める。

			第八十二条を次のように改める。 (公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部改正) 第三十条 公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第百十号)の一部を次のように改正する。
			第三十七条 削除 (情報処理の促進に関する法律の一部改正) 第三十二条 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)の一部を次のように改正する。
			第二十八条を次のように改める。 第一十八条 削除 (海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正)
			第三十三条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。
			第四十二条の三十八を次のように改める。
			第四十二条の三十八 削除 (勤労者財産形成促進法の一部改正)
			第三十三条 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。
			第十五第四項中「第二条第一項第一号口に掲げる者」を「第一百二十四条の三の規定により同法第一条第一項第一号に規定する職員とみなされる者」に改める。

(電子情報処理組織による税関手続の特例等に
関する法律の一部改正)

第三十四条 電子情報処理組織による税関手続の
特例等に関する法律(昭和五十二年法律第五十
四号)の一部を次のように改正する。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 削除

(独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する
法律の一部改正)

第三十五条 独立行政法人平和祈念事業特別基金
等に関する法律(昭和六十三年法律第六十六号)
の一部を次のように改める。

第十九条を次のように改める。

第十九条 削除

(社会安全保障に関する日本国とドイツ連邦共和国
との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の
特例等に関する法律の一部改正)

第三十六条 社会保障に関する日本国とドイツ連
邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保
険法等の特例等に関する法律(平成十年法律第
七十七号)の一部を次のように改める。

第二十四条中「国共済法」の下に「第一百二十四
条の三」を加える。

第三十七条 社会保障に関する日本国とドイツ連
邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保
険法等の特例等に関する法律の一部を次のように
改正する。

第六十九条第一項中「第七十九条第四項」を「第七十
九条第七項」に改める。

第三十七条 社会保障に関する日本国とドイツ連
邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保
険法等の特例等に関する法律の一部を次のように
改正する。

第二十九条第一項中「第八十九条第一項第一
号の規定による金額は、同号の規定にかかるわら
ず、同号イ」を「第八十九条第一項第一号イの規
定による金額は、同号イの規定にかかるわらず、
同号イ(1)に改める。」

定による金額は、同号イの規定にかかるわらず、
同号イ(1)に改める。

(国と民間企業との間の人事交流に関する法律
の一部改正)

第三十八条 国と民間企業との間の人事交流に関する
法律(平成十一年法律第二百二十四号)の一
部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第六十八条の二第一項た
だし書」の下に「第二項及び第三項並びに第六
十八条の三」を加え、同条第四項中「及び第四号を除
く。」と「に、「独立行政法人、国立大学法人
等を「特定独立行政法人」に、「ど、同法附則第
二十条の三第二項中「次の各号」とあるのは「次
の各号(一)とあるのは「次の各号(第一号、
四号を除く。)」と「(第一号及び第一
四号を除く。)」とあるのは「次の各号(第一号、
四号及び二)と、「第二十二条第一項中」の規定
とあるのは「(及び附則第二十条の三第一項の規
定と、同条第四項とあるのは「組合員の掛
金」とあるのは「組合員の掛け金及び」と、「負担
金及び国又は公社の負担金」とあるのは「負担
金と、第一百二条第四項」とする」を「とする」に
改める。

第十四条 削除

(独立行政法人国民生活センター法の一部改正)

第四十二条 独立行政法人国民生活センター法
(平成十四年法律第二百二十三号)の一部を次によ
うに改正する。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

(独立行政法人日本万国博覧会記念機構法の一
部改正)

第四十二条 独立行政法人日本万国博覧会記念機
構法(平成十四年法律第二百二十五号)の一部を次
のように改正する。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

(独立行政法人日本万国博覧会記念機構法の一
部改正)

第四十二条 独立行政法人日本万国博覧会記念機
構法(平成十四年法律第二百二十三号)の一部を次
のように改正する。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

(独立行政法人日本万国博覧会記念機構法の一
部改正)

第四十二条 独立行政法人日本万国博覧会記念機
構法(平成十四年法律第二百二十三号)の一部を次
のように改正する。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

第八条中「(同法)の下に「第一百二十四条の三」
を加える。

(独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機
構法の一部改正)

第四十条 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物
資源機構法(平成十四年法律第九十四号)の一部
を次のように改正する。

第二十三条 削除

(独立行政法人国民生活センター法の一部改正)

第四十二条 独立行政法人国民生活センター法
(平成十四年法律第二百二十三号)の一部を次によ
うに改正する。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 削除

(独立行政法人緑資源機構法の一部改正)

第四十六条 独立行政法人緑資源機構法(平成十
四年法律第二百三十号)の一部を次のように改正
する。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 削除

(独立行政法人北方領土問題対策協会法の一
部改正)

第四十七条 独立行政法人北方領土問題対策協会
法(平成十四年法律第二百三十二号)の一部を次
のように改正する。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 削除

(独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正)

第四十八条 独立行政法人農畜産業振興機構法(平成
十四年法律第二百三十六号)の一部を次のように
改正する。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 削除

(独立行政法人国際協力機構法の一部改正)

第四十九条 独立行政法人国際協力機構法(平成
十四年法律第二百三十七号)の一部を次のように
改正する。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 削除

(独立行政法人農業者年金基金法の一部改正)

第四十九条 独立行政法人農業者年金基金法(平成
十四年法律第二百三十七号)の一部を次のように
改正する。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 削除

(独立行政法人国際交流基金法の一部改正)

第四十九条 独立行政法人国際交流基金法(平成
十四年法律第二百三十七号)の一部を次のように
改正する。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 削除

(独立行政法人農業者年金基金法の一部改正)

第四十九条 独立行政法人農業者年金基金法(平成
十四年法律第二百三十七号)の一部を次のように
改正する。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 削除

<p>第二十一条 削除 (独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正)</p> <p>第五十条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第百四十五号)の一部を次のように改定する。</p> <p>第二十三条を次のように改める。</p> <p>第二十三条 削除 (独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)</p> <p>第五十二条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改定する。</p> <p>第三十二条を次のように改める。</p> <p>第三十二条 削除 (独立行政法人科学技術振興機構法の一部改正)</p> <p>第五十二条 独立行政法人科学技術振興機構法(平成十四年法律第百五十八号)の一部を次のように改定する。</p> <p>第二十四条を次のように改める。</p> <p>第二十四条 削除 (独立行政法人日本学術振興会法の一部改正)</p> <p>第五十三条 独立行政法人日本学術振興会法(平成十四年法律第百五十九号)の一部を次のように改定する。</p> <p>第二十条を次のように改める。</p> <p>第二十条 削除 (独立行政法人理化学研究所法の一部改正)</p> <p>第五十四条 独立行政法人理化学研究所法(平成十四年法律第百六十号)の一部を次のように改定する。</p> <p>第二十一一条を次のように改める。</p>	<p>第二十一条 削除 (独立行政法人宇宙航空研究開発機構法の一部改正)</p> <p>第五十五条 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法(平成十四年法律第百六十一号)の一部を次のように改定する。</p> <p>第二十九条を次のように改める。</p> <p>第二十九条 削除 (独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法の一部改正)</p> <p>第六十条 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第百六十七号)の一部を次のように改定する。</p> <p>第十五条を次のように改定する。</p> <p>第十五条 削除 (独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正)</p> <p>第五十六条 独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改定する。</p> <p>第三十八条 削除 (独立行政法人日本芸術文化振興会法の一部改正)</p> <p>第六十二条 独立行政法人労働政策研究・研修機構法(平成十四年法律第百六十九号)の一部を次のように改定する。</p> <p>第十六条 削除 (独立行政法人労働政策研究・研修機構法の一部改正)</p> <p>第六十三条 独立行政法人労働政策研究・研修機構法(平成十四年法律第百七十九号)の一部を次のように改定する。</p> <p>第十九条を次のように改める。</p> <p>第十九条 削除 (独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法の一部改正)</p> <p>第五十八条 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法(平成十四年法律第百六十五号)の一部を次のように改定する。</p> <p>第二十五条を次のように改める。</p> <p>第二十五条 削除 (独立行政法人労働者健康福祉機構法の一部改正)</p> <p>第六十三条 独立行政法人労働者健康福祉機構法(平成十四年法律第百七十二号)の一部を次のように改定する。</p> <p>第二十一条を次のように改める。</p> <p>第二十一条 削除 (独立行政法人労働者健康福祉機構法の一部改正)</p> <p>第六十四条 独立行政法人日本貿易振興機構法(平成十四年法律第百七十二号)の一部を次のように改定する。</p> <p>第十七条を次のように改める。</p> <p>第十七条 削除 (独立行政法人原子力安全基盤機構法の一部改正)</p> <p>第六十五条 独立行政法人原子力安全基盤機構法(平成十四年法律第百七十九号)の一部を次のように改定する。</p> <p>第十八条を次のように改める。</p> <p>第十八条 削除 (独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正)</p> <p>第六十六条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第百八十号)の一部を次のように改定する。</p> <p>第二十九条を次のように改める。</p> <p>第二十九条 削除 (独立行政法人国際観光振興機構法の一部改正)</p> <p>第六十七条 独立行政法人国際観光振興機構法(平成十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改定する。</p>
---	--

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

(独立行政法人水資源機構法の一部改正)

第六十八条 独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第二百八十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十六条」を「第四十五条」とし、「第四十七条」を「第四十六条」と改める。

第四十四条を削り、第四十五条を第四十四条とし、第四十六条を第四十五条とし、第五章中第四十七条を第四十六条とする。

附則第四条第二項中「第四十七条第一号」を「第四十六条第一号」に改める。

附則第四条第二項中「第四十七条第一号」を「第四十六条第一号」に改める。

独立行政法人自動車事故対策機構法の一部改正

第六十九条 独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「第四十七条第一号」を「第四十六条第一号」に改める。

独立行政法人自動車事故対策機構法の一部改正

第六十九条 独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「第四十七条第一号」を「第四十六条第一号」に改める。

独立行政法人自動車事故対策機構法の一部改正

第六十九条 独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「第四十七条第一号」を「第四十六条第一号」に改める。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部改正

第六十九条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「第四十七条第一号」を「第四十六条第一号」に改める。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部改正

第六十九条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「第四十七条第一号」を「第四十六条第一号」に改める。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部改正

第六十九条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「第四十七条第一号」を「第四十六条第一号」に改める。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部改正

第六十九条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第二十一条 削除

(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一

般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改

正)

第七十一条 法科大学院への裁判官及び検察官そ

の他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律

の改正する。

平成十五年法律第四十号の一部を次のように改

正する。

目次中「第四十六条」を「第四十五条」とし、「第四

四十七条」を「第四十六条」と改める。

第四十四条を削り、第四十五条を第四十四条とし、第四十六条を第四十五条とし、第五章中第四十七条を第四十六条とする。

附則第四条第二項中「第四十七条第一号」を「第四十六条第一号」に改める。

独立行政法人自動車事故対策機構法の一部改正

第六十九条 独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「第四十七条第一号」を「第四十六条第一号」に改める。

独立行政法人自動車事故対策機構法の一部改正

第六十九条 独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「第四十七条第一号」を「第四十六条第一号」に改める。

独立行政法人自動車事故対策機構法の一部改正

第六十九条 独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「第四十七条第一号」を「第四十六条第一号」に改める。

独立行政法人自動車事故対策機構法の一部改正

第六十九条 独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「第四十七条第一号」を「第四十六条第一号」に改める。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部改正

第六十九条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「第四十七条第一号」を「第四十六条第一号」に改める。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部改正

第六十九条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「第四十七条第一号」を「第四十六条第一号」に改める。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部改正

第二十七條 削除

(独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正)

第七十三条 独立行政法人日本学生支援機構法

(平成十五年法律第九十四号)の一部を次のように改

正する。

第二十七条を次のように改める。

第二十七条 削除

(年金積立金管理運用独立行政法人法の一部改

正)

第七十六条 年金積立金管理運用独立行政法人法

(平成十六年法律第 号)の一部を次のように改

正する。

第二十七条を次のように改める。

第三十二条 削除

る。

附則第七条第三項

第二十五条の表附則第十二条第七項の項中「第六十八条、第六十八条の二、第六十八条の三」を「第六十八条から第六十八条の三まで」に改め、同表附則第十三条の十三項の項を削る。

第三十五条第一項中「三分の一」を「二分の一」に改める。

附則第二十六条項中「第二十二条の二第一項後段」を「第二十二条第一項後段」に改める。

附則第二十八条項を次のように改め、同項の前に見出しとして「長期給付等に係る標準給与の区分等の特例」を付する。

28 第二十二条第一項の規定による標準給与の区分については、国家公務員共済組合法附則第六条の三第一項の規定による標準報酬の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより第二十二条第一項の規定による標準給与の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準給与の等級のうちの最高等級の標準給与の月額は、同法第四十二条及び附則第六条の三の規定による標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額を超えてはならない。

附則第三十一項を附則第三十三項とし、附則第三十項を附則第三十二項とし、附則第二十九項を附則第三十一項とし、附則第二十八項の次に次の二項を加える。

29 前項の規定による標準給与の区分の改定が行われた場合においては、第二十二条第一項中「区分」とあるのは「区分(附則第二十八条項の規定により標準給与の区分の改定が行われた

ときは、改定後の区分」と、第二十三条第一項後段中「百五十万円を」とあるのは「百五十万円(附則第二十八条項の規定により標準給与の区分の改定が行われたときは、政令で定めた金額)以下この項において同じ。」を」とする。

30 前二項の規定は、短期給付の額の算定及び短期給付に係る掛金の徴収に関する適用除外を「第二十二条第一項後段」に改める。

附則別表を削る。

第二十二条第四項中「及び第七項」を「並びに第七項又は第九項及び第十項」に改め、同条第七項中「第二項又は第五項の規定によつて標準給与が定められた加入者について、「を「加入者が」に改め、同条第九項中「若しくは第五項」を「第五項若しくは第九項」に、「若しくは第七項」を「第七項若しくは第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9 事業団は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号に規定する育児休業又は同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業(以下「育児休業等」という。)を終了した加入者が、当該育児休業等を終了した日(以下この項及び次項において「育児休業等終了日」という。)において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、事業団に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間(育児休

業等終了日の翌日において使用される学校法人等で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、給与の支払の基礎となつた日数が二十日未満である月があるときは、その月を除く。)に受けた給与の総額をその期間の月数で除して得た額を給与月額として、標準給与を改定する。

10 前項の規定によつて改定された標準給与は、育児休業等終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年を改定する。

附則別表を削る。

第二十二条私立学校教職員共済法の一部を次のように改正する。

第七十三条の二第一項

財務省令

文部科学省令

育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号に規定する「育児休業」を「育児休業等」に、「申出をした日の属する月からその育児休業」を「育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業」に改め、同条第三項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行なう労働者の福祉に関する法律第二条第一号に規定する育児休業」を「育児休業等」に、「申出をした日の属する月から当該育児休業」を「育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等」に改める。

第三条 私立学校教職員共済法の一部を次のよう
に改正する。

第二十五条の二中「第七十九条第三項」を「第七十九条第六項」に改める。

第四条 私立学校教職員共済法の一部を次のよう
に改正する。

第二十二条第二項 第七項及び第九項中「**十日**」を「**十七日**」に改める。

目次中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

「附則第十二条の十」の下に「附則第十二条の八
の三まで」を「第十二条の八の四まで」に改め、
「附則第十二条の十」の下に「附則第十二条の
十の二」を、「附則第十三条の九」の下に「附則
第十三条の九の二」を、「標準給与」との下に
「財務省令」とあるのは「文部科学省令」と
を、「標準賞与」との下に「従前標準報酬の
月額」とあるのは「従前標準給与の月額」とを、
「職務等」との下に「対象期間標準報酬総
額」とあるのは「対象期間標準給与総額」と、「標
準報酬改定請求」とあるのは「標準給与改定請
求」とを加え、同条の表第五十三条第一項の項
及び第六十六条第四項の項を削り、同表第六十
六条第六項の項を次のように改める。

<p>第六十六條第六項</p> <p>第六十六條第六項</p> <p>第六十六條第六項</p>	<p>地方公務員等共済組合法 私立學校教職員共済組合法</p> <p>地方公務員等共済組合法 私立學校教職員共済組合法</p> <p>國家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)</p>
<p>第二十五条の表第七十四条第一項第一号の項 中「次条」を「第七十八条の二」に、「を除く。」</p>	<p>第七十三条の二第一項 第一百条の一</p>
<p>私立學校教職員共済組合法による」を「及び地方公務員等共済組合法の規定による年金」である給付</p>	<p>私立學校教職員共済組合法第一十八 条第二項及び第三項</p>

遺族共済年金に相当するもの（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除く。私立学校教職員共済法による年金である給付（退職を給付事由とする年金）である給付及び同法の規定による年金である給付で「支給する」の下に「年金である給付（退職を給付事

由とする年金である給付及びを加え 同表第
七十四条第一項第二号及び第三号の項中「第七
十四条第一項第二号及び第三号」を「第七十四条
第一項第二号」に改め、同項の次に次のように
加える。

				第七十四条第一項 第三号	地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による	他の法律に基づく共済組合が支給する
				第二十五条の表第七十四条の二第一項及び第三項の項及び第七十四条の四の項を削り、同表第七十六条第一項各号列記以外の部分の項の次に次のように加える。		
	第七十八条の二第二項	地方公務員等共済組合法による年金である給付(退職を給付事由とする年金である給付を除く。以下この条において同じ。)、私立学校教職員共済法による	他の法律に基づく共済組合が支給する			
	第七十八条の二第二項	地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による	他の法律に基づく共済組合が支給する			
第七十九条の二第四項	次条第一項	私立学校教職員共済法第二十五条の規定により読み替えられた次条第二項	他の法律に基づく共済組合が支給する			
第二十五条の表第七十九条第七項の項中「前条第一項」を「第七十八条第一項」に改め、同表第八十条第一項の項を次のように改める。						

平成十六年五月十八日 衆議院会議録第三十二回
第一二五条の表第七十四条第一項第一号の項
中「次条」を「第七十八条の二」に、「を除く。」

第二十五条の表第八十七条の六第三号の項の次に次のように加える。		又は 若しくは私立学校教職員共済法第 二十五条の三第一項に規定する特 定教職員等又は
第八十九条第一項 第二号イ(1)	総報酬月額相当額	総給与月額相当額
第八十九条第二項 第一号イ	又は地方公務員等共済組合法によ る年金である給付で退職共済年金 に相当するものの受給権	の受給権
地方の組合及び日本私立学校振 興・共済事業団	私立学校教職員共済法	国家公務員共済組合法、地方公務員 等共済組合法
第九十三条の四	第二十五条の表第九十三条の三の項の次に次のように加える。	連合会及び地方の組合

部を次のように改正する。

附則第十項の表第七十九条第三項の項中「第

七十九条第三項」を「第七十九条第六項」に改
る、同表付則第二条の四の二第二項第一号の

め 同表附則第十二条の四の二第二項第一号の
項及び附則第十二条の七の五第四項及び第五項

の項中「四百四十四月」を「四百八十月」に改め

る。

第八条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第二百四十九号)の一

正する法律(昭和二二年法律第二四号)の一部を次のように改正する。

附則第十項の表第八十九条第一項第二号□(1)

の項中「第八十九条第一項第二号口(1)」を「第八十九条第一項第一号口(1)」に改め、同表第

十九條第一項第二号(2)(i)に改め 同表第六

一項第二号口(2)」を「第八十九条第一項第一号口

(2)(ii)に改める。

附則

(施行期日)

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、そ

それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第二条及び第七条並びに附則第三条及び第四条の規定 平成十七年四月一日

二 第三条の規定 平成十八年四月一日

三 第四条の規定 平成十八年七月一日

四 第五条及び第八条並びに附則第五条から第
二条までの規定 五〇一七三四四四一

七条までの規定 平成十九年四月一日
五 第六条の規定 平成二十年四月一日

(基礎年金拠出金に対する国の補助に関する経

過措置)

第二条 平成十六年度における第一条の規定による改正後の公立学校教職員共済法(以下「この法律」といふ)

る改正後の私立学校教職員共済法(以)この參

2 国は、平成十六年度における日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法(昭和三十四年法律第四百四十一号)第九十四条の二第一項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、前項の規定により読み替えられた新共済法第三十五条第一項に規定する額のほか、日本私立学校振興・共済事業団に対し、二億五千八百六十八万七千円を補助する。

3 平成十七年度から特定年度(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第号)附則第十三条第四項に規定する特定年度をいう。)の前年度までの各年度における新共済法第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「三分の一に相当する金額」とあるのは、「三分の一に相当する金額に当該基礎年金拠出金の額の千分の十一に相当する金額を加えて得た金額」とする。

(育児休業等を終了した際の標準給与の改定に関する経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十二条第九項及び第十項の規定は、平成十七年四月一日以後に終了した同条第九項に規定する育児休業等(次条第二項において「育児休業等」という。)について適用する。(育児休業期間中の掛金の特例に関する経過措置)

第四条 平成十七年四月一日前に第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第二十八条第二項又は第三項の規定に基づく申出をした者

については、なお従前の例による。

2 平成十七年四月一日前に育児休業等を開始した者(前項に規定する者を除く。)については、

その育児休業等を開始した日を平成十七年四月一日とみなして、第二条の規定による改正後の

私立学校教職員共済法第二十八条第二項又は第三項の規定を適用する。

(退職共済年金等の支給の停止に関する経過措置)

第五条 第五条の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十五条の三の規定は、退職共済年金又は障害共済年金の受給権を有する者であつて昭和十二年四月一日以後に生まれたものについて適用し、同日前に生まれた者については、なお従前の例による。

(社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第六条 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項中「第八十九条第一項第一

号の規定による金額は、同号の規定にかかる定による金額は、同号イの規定にかかるわらず、同号イ(1)に改める。

(人事訴訟法の一部改正)

第七条 人事訴訟法(平成十五年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「第九十三条の五第二項」の下に「私立学校教職員共済法(昭和二十八年

法律第二百四十五号)第二十五条において準用する場合を含む。」を加える。

(他の経過措置の政令への委任)

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

る。

少子高齢化の一層の進展等に対応し、私立学校教職員共済年金制度の長期的安定を図る等のため、基礎年金拠出金に対する国庫補助率の引上げ、七十歳以上の教職員等に対する退職共済年金等の支給調整措置の導入等の措置を講ずるとともに、育児をする加入者に対する掛金免除措置を拡充するほか、国家公務員共済年金制度の改訂に準じて退職共済年金等の給付水準の調整、配偶者間の共済年金の分割制度の導入等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

少子高齢化の一層の進展等に対応し、私立学校教職員共済年金制度の長期的安定を図る等のため、基礎年金拠出金に対する国庫補助率の引上げ、七十歳以上の教職員等に対する退職共済年金等の支給調整措置の導入等の措置を講ずるとともに、育児をする加入者に対する掛金免除措置を拡充するほか、国家公務員共済年金制度の改訂に準じて退職共済年金等の給付水準の調整、配偶者間の共游年金の分割制度の導入等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

少子高齢化の一層の進展等に対応し、私立学校教職員共済年金制度の長期的安定を図る等のため、基礎年金拠出金に対する国庫補助率の引上げ、七十歳以上の教職員等に対する退職共済年金等の支給調整措置の導入等の措置を講ずるとともに、育児をする加入者に対する掛金免除措置を拡充するほか、国家公務員共済年金制度の改訂に準じて退職共済年金等の給付水準の調整、配偶者間の共済年金の分割制度の導入等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(2) 平成十七年度から特定年度の前年度までの各年度においては、基礎年金拠出金の三分の一に相当する額に加え、基礎年金拠出金の千分の十一に相当する額を補助すること。

(2) 長期給付に係る標準給与の等級区分については、国家公務員共済組合の長期給付に係る標準報酬の等級区分の改定措置その他

の事情を勘案して、政令で定めるところによりその上限の改定を行うことができるものとすること。

(3) 育児休業又は育児休業に準ずる休業を終了した加入者がその終了日に当該育児休業に係る三歳未満の子を養育している場合において、申出をしたときは、当該終了日の翌日から三ヶ月間に受けた給与の平均額を給与月額として、標準給与を改定すること。

(4) 育児休業期間中に加え、育児休業に準ずる休業期間についても掛け金を免除すること。

(5) 標準給与の定期決定等を行う場合におけるその算定の対象とすべき月に係る給与支払日数の下限を二十日から十七日に引き下げるのこと。

律案附則に規定する特定年度をいう。)の前年度までの間ににおける国庫補助は、次のとおりすること。

(1) 平成十六年度においては、基礎年金拠出金の三分の一に相当する額に加え、二億五千八百六十八万七千円を補助すること。

(2) 長期給付の支給要件及び支給額の算定期間の三分の一に相当する額に加え、基礎年金拠出金の千分の十一に相当する額を補助すること。

(3) 基礎年金拠出金に対する国庫補助割合の引上げに伴う負担増は、平成十六年度において二億五千八百六十八万七千円である。

(4) 基礎年金拠出金に対する国庫補助割合の引上げに伴う負担増は、平成十六年度において二億五千八百六十八万七千円である。

(八) その他所要の規定の整備を行うこと。

2 関係法律の改正

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百四十号)について、私立学校教職員共済法において準用する国家公務員共済組合法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うこと。

3 施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成十六年十月一日から施行すること。

2 議案の可決理由

本案は、私立学校教職員共済年金制度の長期的安定を図る見地から妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

3 本案施行に要する経費

基礎年金拠出金に対する国庫補助割合の引上げに伴う負担増は、平成十六年度において二億五千八百六十八万七千円である。

右報告する。

平成十六年五月十四日

1 私立学校教職員共済法の一部改正
(一) 基礎年金拠出金に対する国庫補助の割合を二分の一に引き上げること。ただし、特定年度(国民年金法等の一部を改正する法

文部科学委員長 池坊 保子
衆議院議長 河野 洋平殿

官 報 (号 外)

第明治二十二年五月三十一日
郵便物認可

平成十六年五月十八日 衆議院會議錄第三十二号

八八

発行所
二 東京一〇五番地
立四号区虎ノ門四丁目
行政法人國立印刷局

電 話
03 (3587) 4294

定 価
(本体 三四五円
三三〇円)